

官報

号外 昭和二十二年十二月十日

○第一回参議院会議録第六十六号

昭和二十二年十一月九日(火曜日)午前
十時四十二分開議

議事日程 第六十五号
昭和二十二年十一月九日

午前十時開議

第一 全國運輸管理委員会の委員
の指名 (委員長報告)

第二 昭和二十二年度一般会計予算補正(第十一号) (委員長報告)

第三 石油配給公團法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律案 (衆議院提出) (委員長報告)

第五 船員保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 船舶法及び船舶安全法の一
部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第七 國が施行する内國貿易設備
に関する法律案 (委員長報告)

第八 木村漁者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する法律案 (委員長報告)

第九 塩業対策の確立に関する請願

第十 低物價政策上官營事業料金
の値上げ反対に関する陳情 (委員長報告)

第十一 今次日立鉱山地区の水害、復旧特別融資等に関する陳情 (委員長報告)

第十二 旧軍用施設拂下げ價格に
関する陳情 (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 議院の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

昨八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員会に付託した。

昭和二十二年度一般会計予算補正(第十一号)

予算委員会に付託

船員保険法及び船舶安全法の一部を改正する法律案

運輸及び交通委員会に付託

昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

土地又は工作物の譲與又は貸付及び使用料の徴収に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案

通貨発行審議会法案

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

官報号外

昭和二十二年十二月十日

参議院会議録第六十六号

議長の報告

案

会計検査院法の一部を改正する法律
案 財政及び金融委員会に付託

國が施行する内國貿易設備に関する法律案
港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲與又は貸付及び使用料の徴収に関する法律案

運輸及び交通委員会に付託

市街地建築物法の適用に関する法律案

同日参議院から左の内閣提出案を提出した。

勧業債券の割増金等に関する所得税の課税の特例に対する法律案

船員保険特別会計法案

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の應急措置に関する法律案

案

國土計画委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を提出した。

勤務時間規制に伴う法令の整理に関する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

最高法務監視院に伴う法令の整理に関する法律案

会社利益配当等臨時措置法案

最高法務監視院に伴う法令の整理に関する法律案

國の利害に關係のある訴訟についての最高法務監視院に伴う法令の整理に関する法律案

同日衆議院議長から左の法律案を提出した。

同日衆議院議長から左の法律案を提出した。

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案

未復員者給與法

漁業法の一部を改正する法律案

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案

内務省官制廃止に伴う法令の整理に関する法律案

建設院設置法案

昭和二十二年法律第一百二十一号(國家公務員法)の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律の一部を改正する法律案

横須賀港を開港に指定する等の法律案

都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律

農地調整法の一部を改正する法律

警察法

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

臨時石炭礦業管理法

同日議院において採択することを議決した左の請願及び陳情は各自意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

明治二十九年三月三十日
第二回補正使議院一日

期間にその全部を取上げることは到底できない。今時は必ず特殊な問題としては児童行政の一元化の問題（児童院設立の問題、當面の婦人問題、共同募金制度の問題、事業振興対策の樹立を調査研究することとした）。

児童行政一元化の問題について、ながら全般的な社会事業振興対策の樹立を調査研究することとした。

児童行政一元化の問題については、かねてからその必要が各方面に痛感されてゐた所であつた。本委員会においても、児童福祉の觀点から保護施設の觀察、資料の蒐集をすると共に、政府当局を交えて再三にわたり調査研究を行つたのであるが、幸い今度提出の児童福祉法案及び最高法務廳設置法案においては、その目的を達したことになつた。

当面の婦人問題については、所謂「夜の女」が現下の大きな社会問題であるのに鑑み、これに関する資料を蒐集すると共に十月十四日吉原病院、幡ヶ谷女子學園等の收容施設を視察し、又一方政府当局の意向及び対策を聽取したのであるが、問題の根本的対策を樹立するには更に大きな観点から慎重に調査研究を要するので、機会を改めて調査を再開することとし、一應本問題の調査を打ち切つた。

共同募金制度については、各方面立案中であつたが未だ結論に達しないので、現在行わるつある共同募金運動の結果をもとに合せて、次にについて事務当局とも連絡して決定した。

かかる特殊問題を含めながら、社会事業外雇團体の代表者らとも懇談してその意見を聽取し社会事業振興の具体的対策について審議調査検討を重ねてきた結果

(1) 社会事業外雇團体の強力な統一連絡機關を設けて出来得る限り同一種類の團休を統合し新に強力なる機關を設け社会事業の刷新振興をはかること

(2) 社会事業に対する一般の关心を昂揚せしめるため、たゞけあい運動のよしな何らかの方法をとること

(3) 経済的裏付については共同募金のような何らかの方法を樹ててその後この線に沿つて、更に機關法の打開策をれること

(4) 社会事業に従事するものの質の向上をはかる

以上のようない方針を大体決定し、今後この線に沿つて、更に機關法の打開策をれることにして、そのための委員会を開催した。

これらの委員会においては、先ず労働大臣、労働省基準局長、同労政局長より労働基準法の施行方針及び施行状況並びに中央地方の労働委員会の施行状況に關して説明を聽取し、又中央労働委員会長法學博士末弘毅太郎氏を証人として出頭を願い「労働委員会より觀たる労否問題」に關する説明を聽取した。

又突発事件の調査として、難信大臣、通商省労務局長より東京中央郵便局等における集闘欠勤の件に關し説明並びに意見を求め、又司法大臣より労働問題と裁判所、檢事局との関係に關し説明並びに將來の方針を聽取した。

又労働省婦人少年局長より婦人労働の実情に關する説明を聽取し、大臣の待遇改善について事務当局とも連絡して改善に関する具体案に關し説明を聽取した。

更にその間、一般労働問題の調査として議員派遣を要求し、第一班は十月二十三日より十月二十八日まで愛知縣、京都府及び大阪府へ出張した。よつて多數意見者の署名を附

かかる特殊問題を含めながら、社会事業外雇團体の代表者らとも懇談してその意見を聽取し社会事業振興の具体的対策について審議調査検討を重ねてきた結果

(1) 社会事業外雇團体の強力な統一連絡機關を設けて出来得る限り同一種類の團休を統合し新に強力なる機關を設け社会事業の刷新振興をはかること

(2) 社会事業に対する一般の关心を昂揚せしめるため、たゞけあい運動のよしな何らかの方法をとること

(3) 経済的裏付については共同募金のような何らかの方法を樹ててその後この線に沿つて、更に機關法の打開策をれること

(4) 社会事業に従事するものの質の向上をはかる

以上のようない方針を大体決定し、今後この線に沿つて、更に機關法の打開策をれることにして、そのための委員会を開催した。

これらの委員会においては、先ず労働大臣、労働省基準局長、同労政局長より労働基準法の施行方針及び施行状況並びに中央地方の労働委員会の施行状況に關して説明を聽取し、又中央労働委員会長法學博士末弘毅太郎氏を証人として出頭を願い「労働委員会より觀たる労否問題」に關する説明を聽取した。

又突発事件の調査として、難信大臣、通商省労務局長より東京中央郵便局等における集闘欠勤の件に關し説明並びに意見を求め、又司法大臣より労働問題と裁判所、檢事局との関係に關し説明並びに將來の方針を聽取した。

又労働省婦人少年局長より婦人労働の実情に關する説明を聽取し、大臣の待遇改善について事務当局とも連絡して改善に関する具体案に關し説明を聽取した。

更にその間、一般労働問題の調査として議員派遣を要求し、第一班は十月二十三日より十月二十八日まで愛知縣、京都府及び大阪府へ出張した。よつて多數意見者の署名を附

し、ここに報告する。

昭和二十一年十二月六日

労働委員長原虎一

委員會副長松平恒雄殿

労働問題が現下國政の最も重要な問題として國民生活に甚大なる關係を有するに至つた実情に鑑み、當委員会は、十月九日一般労働問題に関する調査承認要請書を提出し、同月十日議長よりその承認を受けたのであるが、爾來十月十四日より四回に亘つて、そのための委員会を開催した。

これらの委員会においては、先ず労働大臣、労働省基準局長、同労政局長より労働基準法の施行方針及び施行状況並びに中央地方の労働委員会の施行状況に關して説明を聽取し、又中央労働委員会長法學博士末弘毅太郎氏を証人として出頭を願い「労働委員会より觀たる労否問題」に關する説明を聽取した。

又突発事件の調査として、難信大臣、通商省労務局長より東京中央郵便局等における集闘欠勤の件に關し説明並びに意見を求め、又司法大臣より労働問題と裁判所、檢事局との関係に關し説明並びに將來の方針を聽取した。

又労働省婦人少年局長より婦人労働の実情に關する説明を聽取し、大臣の待遇改善について事務当局とも連絡して改善に関する具体案に關し説明を聽取した。

更にその間、一般労働問題の調査として議員派遣を要求し、第一班は十月二十三日より十月二十八日まで愛知縣、京都府及び大阪府へ出張した。よつて多數意見者の署名を附

し、ここに報告する。

昭和二十一年十二月六日

労働委員長原虎一

委員會副長松平恒雄殿

労働問題が現下國政の最も重要な問題として國民生活に甚大なる關係を有するに至つた実情に鑑み、當委員会は、十月九日一般労働問題に関する調査承認要請書を提出し、同月十日議長よりその承認を受けたのであるが、爾來十月十四日より四回に亘つて、そのための委員会を開催した。

これらの委員会においては、先ず労働大臣、労働省基準局長、同労政局長より労働基準法の施行方針及び施行状況並びに中央地方の労働委員会の施行状況に關して説明を聽取し、又中央労働委員会長法學博士末弘毅太郎氏を証人として出頭を願い「労働委員会より觀たる労否問題」に關する説明を聽取した。

又突発事件の調査として、難信大臣、通商省労務局長より東京中央郵便局等における集闘欠勤の件に關し説明並びに意見を求め、又司法大臣より労働問題と裁判所、檢事局との関係に關し説明並びに將來の方針を聽取した。

又労働省婦人少年局長より婦人労働の実情に關する説明を聽取し、大臣の待遇改善について事務当局とも連絡して改善に関する具体案に關し説明を聽取した。

更にその間、一般労働問題の調査として議員派遣を要求し、第一班は十月二十三日より十月二十八日まで愛知縣、京都府及び大阪府へ出張した。よつて多數意見者の署名を附

し、ここに報告する。

昭和二十一年十二月六日

労働委員長原虎一

委員會副長松平恒雄殿

労働問題が現下國政の最も重要な問題として國民生活に甚大なる關係を有するに至つた実情に鑑み、當委員会は、十月九日一般労働問題に関する調査承認要請書を提出し、同月十日議長よりその承認を受けたのであるが、爾來十月十四日より四回に亘つて、そのための委員会を開催した。

これらの委員会においては、先ず労働大臣、労働省基準局長、同労政局長より労働基準法の施行方針及び施行状況並びに中央地方の労働委員会の施行状況に關して説明を聽取し、又中央労働委員会長法學博士末弘毅太郎氏を証人として出頭を願い「労働委員会より觀たる労否問題」に關する説明を聽取した。

又突発事件の調査として、難信大臣、通商省労務局長より東京中央郵便局等における集闘欠勤の件に關し説明並びに意見を求め、又司法大臣より労働問題と裁判所、檢事局との関係に關し説明並びに將來の方針を聽取した。

又労働省婦人少年局長より婦人労働の実情に關する説明を聽取し、大臣の待遇改善について事務当局とも連絡して改善に関する具体案に關し説明を聽取した。

更にその間、一般労働問題の調査として議員派遣を要求し、第一班は十月二十三日より十月二十八日まで愛知縣、京都府及び大阪府へ出張した。よつて多數意見者の署名を附

し、ここに報告する。

昭和二十一年十二月六日

労働委員長原虎一

委員會副長松平恒雄殿

労働問題が現下國政の最も重要な問題として國民生活に甚大なる關係を有するに至つた実情に鑑み、當委員会は、十月九日一般労働問題に関する調査承認要請書を提出し、同月十日議長よりその承認を受けたのであるが、爾來十月十四日より四回に亘つて、そのための委員会を開催した。

これらの委員会においては、先ず労働大臣、労働省基準局長、同労政局長より労働基準法の施行方針及び施行状況並びに中央地方の労働委員会の施行状況に關して説明を聽取し、又中央労働委員会長法學博士末弘毅太郎氏を証人として出頭を願い「労働委員会より觀たる労否問題」に關する説明を聽取した。

又突発事件の調査として、難信大臣、通商省労務局長より東京中央郵便局等における集闘欠勤の件に關し説明並びに意見を求め、又司法大臣より労働問題と裁判所、檢事局との関係に關し説明並びに將來の方針を聽取した。

又労働省婦人少年局長より婦人労働の実情に關する説明を聽取し、大臣の待遇改善について事務当局とも連絡して改善に関する具体案に關し説明を聽取した。

更にその間、一般労働問題の調査として議員派遣を要求し、第一班は十月二十三日より十月二十八日まで愛知縣、京都府及び大阪府へ出張した。よつて多數意見者の署名を附

要領書

一 委員会の決定の理由

昭和二十二年度一般会計予算補正(第十一号)案は、内務省廃止、租税收入の活用、その他緊急必要な経費等につき予算の補正をなさんとする適切なる処置である。

二、事件の利害得失
最近における情勢の変化に則應し、諸政策の運行を努力ならしむる利益がある。

三、費用
本補正案により、歳入歳出共六億一千九百七十八万五千円の増加となる。

昭和二十二年度一般会計予算補正(第十一号)
右は本院において可決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月八日
〔櫻内辰郎督査官、拍手〕
委議院議長 松平恒雄殿 駒吉

○櫻内辰郎君 只今議題となりました昭和二十二年度一般会計予算補正(第十一号)案の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

さて、本案は内務省の廃止、租税收入の確保対策、自家発電施設の補正をなさんとするものであります。その議案においては、内務省の廃止、建設院、内事局、及び地方財政委

議会の審議等に伴う經費の増加六億七千三百十七万四千円、納稅運動の実施、税務特別手当の支給等、租税收入の活用、その他緊急必要な経費等につき予算の補正をなさんとする適切なる処置である。

三、事件の利害得失
最近における情勢の変化に則應し、諸政策の運行を努力ならしむる利益がある。

四、費用
本補正案により、歳入歳出共六億一千九百七十八万五千円の増加となる。

昭和二十二年十二月八日
〔櫻内辰郎督査官、拍手〕
委議院議長 松平恒雄殿 駒吉

○櫻内辰郎君 只今議題となりました昭和二十二年度一般会計予算補正(第十一号)案の予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

さて、本案は内務省の廃止、租税收入の確保対策、自家発電施設の活用、その他の緊急必要な経費等につき予算の補正をなさんとするものであります。その議案においては、内務省の廃止、建設院、内事局、及び地方財政委

○議長(松平恒雄君) 日程第三、石油配給公團法等の一部を改正する法律案

石油配給公團法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月七日
〔櫻内辰郎督査官、拍手〕
委議院議長 松平恒雄殿 駒吉
多數意見者署名
小林米三郎 中平常太郎
九鬼紋太郎 黒川 武雄
深川榮左門 佐伯卯四郎
林屋重次郎

一、委員会の決定の理由

本案審議の経過を申上げますれば、去る十二月七日政府より提案理由の説明あり、二三委員の簡単なる質疑ありたる後討論に入り、昨八日採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。ことに御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案公部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

本案審議の経過を申上げますれば、去る十二月七日政府より提案理由の説明あり、二三委員の簡単なる質疑ありたる後討論に入り、昨八日採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。ことに御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案公部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

本法律案施行のために別に費用を要しない。

石油配給公團法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により溪付する。

昭和二十二年十二月六日
〔櫻内辰郎督査官、拍手〕
委議院議長 松平恒雄殿 駒吉

第一條 石油配給公團法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により溪付する。

昭和二十二年十二月六日
〔櫻内辰郎督査官、拍手〕
委議院議長 松平恒雄殿 駒吉

第一條 石油配給公團法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決されました。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

第一條 石油配給公團法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決されました。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

うため必要があると認めるときは運輸大臣の同意を得て輸送施設の所有者、占有者等に対しても必要な協力をします。先ず委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

石油配給公團法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月七日
〔櫻内辰郎督査官、拍手〕
委議院議長 松平恒雄殿 駒吉
多數意見者署名
小林米三郎 中平常太郎
九鬼紋太郎 黒川 武雄
深川榮左門 佐伯卯四郎
林屋重次郎

一、委員会の決定の理由

本案審議の経過を申上げますれば、去る十二月七日政府より提案理由の説明あり、二三委員の簡単なる質疑ありたる後討論に入り、昨八日採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。ことに御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案公部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

本案審議の経過を申上げますれば、去る十二月七日政府より提案理由の説明あり、二三委員の簡単なる質疑ありたる後討論に入り、昨八日採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。ことに御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案公部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

本法律案施行のために別に費用を要しない。

石油配給公團法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により溪付する。

昭和二十二年十二月六日
〔櫻内辰郎督査官、拍手〕
委議院議長 松平恒雄殿 駒吉

第一條 石油配給公團法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決されました。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

第一條 石油配給公團法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決されました。

〔櫻内辰郎督査官、拍手〕

第三十四條中「第五項又は第八項」を「又は第五項」に改める。

第二條 配炭公團法の一部を次のよう改定する。
第三條 産業復興公團法の一部を次のように改定する。

第三條第一項中「三億円」を「二億円」に改める。

第四條 第二十五条中「第五項又は第六項」を「第五項」に改めます。

第五條 第二十五条中「三千五百円」を「一千五百円」に改める。

第六條 第二十五条中「六千五百万円」を「五千五百円」に改める。

第七條 石油配給公團法、配炭公團、肥料配給公團は、この法律施行の日から二箇月以内に、改定規定による基本金の金額を超えて出資を受けている部分に相当する金額を國庫に納付しなければならない。

第八條 第二十四條中「第六項又は第五項」に改める。

第九條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十一條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十二條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十三條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十四條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十五條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十六條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十七條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十八條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第十九條 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十一条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十二条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十三条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十四条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十五条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十六条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十七条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十八条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第二十九条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第三十条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第三十一条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

第三十二条 第二十四條第一項中「三千万円」を「二千万円」に改めます。

律案につき商業委員会における審査の結果並びに結果について御報告申上げます。

本法律案は、十一月四日に内閣から予備審査のため參議院に送付せられ、十一月八日に予備審査のため商業委員会に付託されたものであります。本委員会においては予備審査のために五回、本審査のために一回の委員会を開催いたしました。慎重に審議をいたしました次第であります。

本法律案の内容は、石油公團、配炭公團、貿易公團並びに肥料配給公團がおのづかてその根拠法令に明確に規定されておる通り経済の安定を見るまでの臨時的機構であり、各公團が今後新たに施設することを必要とする固定施設を公團自ら所有することは、その解散に際して事務処理を複雑ならしめるので、政府がこれを施設し、公團がこれからこれを賃借する体制を取ることが適當と認められる。従つて各公團の基本金中固定施設の購入に引当てられている左記の金額を減額して、これを國庫に納付させることにした。即ち右の公團について三千万円、配炭公團については一千五百円を減じて二億円、貿易公團については一千五百円を減じて五千五百円を減じて五千五百円としたわけである。又現行法には主務大臣が石油配給公團、産業復興公團及び肥料配給公團の業務を行うため必要があると認めるときは、運輸大臣の同意を得て輸送施設の所有者、占有者に対し必要な協力を命じ又は求めることができる旨の

規定があるが、これについては本年三月臨時物資需給調整法を一部改正した際、輸送に関する規定が加えられ、これに基ずいて業務上必要な輸送に関し万全の処置を講ずることが可能且つ適当と考えられるので、この規定を削除することにした。以上が本法律案の内容であります。

本委員会におきましては、商工省、政府当局並びに公團の責任者から、本法律案で減額して國庫に納付させる金額の便途の内容に関する詳細な説明、及び各公團の現在の業務運営状況についての説明を聽取した後、種々質疑応答が行われましたが、その質疑応答のうち重要なものを御紹介いたします。

と、本法律案で減額する基本金を予定せられている便途の中には、不急不要と思われるものが含まれているが、これらについては施設の見合せ又は変更をなさしめて、無駄に國費を支弁する

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 満半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、議院における証人の宣誓及び証言に関する法律案(審査提出)を審題といたしました。先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事藤井新一君。

審査報告書

多數意見者署名
櫻内辰郎 左藤義詮
佐々木良作 岡田勝正
結城安次 真浦庄治
佐佐弘雄 黒川武雄
藤井新一 佐藤尚武
板野勝次 野田俊作

一、委員会の決定の理由
本法律案は各議院が、議案その他の審査又は國政に関する調査のため、証人の出頭又は書類の提出を求めた場合、何人もこれに應じなければならぬ義務を明確にするとともに、出頭した証人の宣誓及び証言に関する詳細な規定を設け、もつて証言の眞実性を確保せんとするものであつて、妥当な立法と認めます。

二、事件の利害得失
國会における審査又は調査のため賛成する頃が大である。

三、費用
本法施行のために、別に費用を要しない。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律案

右の本院提出案をここに添付する。

第五條 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、出頭した証人が公務員である場合又は公務員であつた場合(國務大臣以外の國會議員を除く。)その者が知り得た事實について、本人又は當該公務所から職務上の秘密に關するものであることを申し立てたときは、當該公務所又はその監督の

出を止められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに應じなければならない。

第二條、各議院の議長若しくは委員長又は兩議院の合同審査会の議長が出頭した証人に証言を求めるときは、この法律に別段の定めある場合を除いて、その前に宣誓をすることが必要との意見が述べられたのであります。又中川委員から中平委員の右の意見に賛成であるとの討論がありまして、かくて討論を終結いたしました。直ちに採決に入りましたところ、議員これを可決すべきものと決定いたしました次第であります。右簡単でござりますが、御報告を申上げる次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 満半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、議院における証人の宣誓及び証言に関する法律案(審査提出)を審題といたしました。先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事藤井新一君。

審査報告書

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律案

昭和二十二年十二月六日

議院運営委員長 太内 四郎

議院運営委員長 松平恒雄

第七條 各議院から、議案その他の議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律案

二、事件の利害得失

船員の労働事情に適合した総合的失業保険制度を確立し得る利益

三、費用がある。

この法律の改正に因り特別に要する経費は三千四百三十六万三千円である。

船員保険法の一部を改正する法律 案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて國会法第八十三條により送付
する。

昭和二十二年十二月六日

參議院議長松平恒雄殿

船員保険法の一部を改正する法律 案

船員の監視の一端を次に述べる。

第一回「食傷」の「」は失策
加える。

「保険金、」を加える。

被保険者タリシ者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從前ノ船舶所有者ニ對シ

失業保険金ノ支給ヲ受クルニ必要
ナル證明書ノ交付ヲ請求スルコト

ヲ得其ノ請求アリタルトキハ船舶
所有者ハ其ノ請求ニ係ル證明書ヲ

被保険者タリシ者ニ交付スペシ

保険者又ハ保険給付ヲ受クル者タ
シテ其ノ者ノ異動、報酬其ノ他
必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシ

官報號外
昭和二十二年十一月十日

參議院會議錄第六十六号

船員保険法の一部を改正する法律案外二件

メ、文書ヲ提示セシメ又ハ出頭セシムルコトヲ得。第十條中「船舶借入人」の下に、「船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ船員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者」を加える。
第二十二條第三項中「保険給付」を失業保険金以外ノ保険給付に改め。
第二十七條ノ三中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に、同條第二項中「前二月間(繼續シテ被保險者タシ)期間三月未滿ナルトキハ其ノ期報酬月額」を「ノ報酬月額」に、同條第五項中「最終平均報酬月額」を「最終報酬月額」に改める。
第三十三條の次に次のように加え。

二 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用スル契約
ヲ定メテ使用スル契約
第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ
支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ
六第一項ニ規定スル一年ノ期間内
ニ再び船員トシテ船舶所有者ニ使
用セラレタル後使用セラレザルニ
至リタル場合ニ於テハ第一項ノ規
定ニ該當セガルトキト雖モ前ノ資
格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受ク
ルコトヲ得

於其ノ收入ノ額ガ失業保険金算定ノ基礎トナリタル報酬日額ノ百分八十二相當スル金額ニ達セタルキハ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル失業保険金算定ノ方法ハ政令ヲ以テ定ム
被保險者タリシ者第三十條ノ規定ニ依リ傷病手當金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ失業保険金ハ其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ額ヨリ其ノ支給ヲ受クベキ傷病手當金ノ額ヲ控除シタル額トス

第三十三條ノ六 失業保険金ノ支給ヲ受クル期間ハ被保險者ガ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後最初ニ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ起算シ一年間ヲ限度トス
前項ニ規定スル期間内ニ同項ニ規定スル者再び船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三條ノ三第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタル後船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルトキハ前項ノ期間ハ其ノ使用セラレザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ新ニ之ヲ起算ス

第三十三條ノ七 失業保険金ハ被保險者タリシ者ガ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ求職ノ申込ヲ爲シタル日ヨリ起算シ失業ノ日数ヲ起算シ七日ニ満タナル間ハ之ヲ支給セズ但シ失業保険金ノ支給ヲ受クタル者ガ再び船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ前條第一項ニ規定

Digitized by srujanika@gmail.com

所ノ紹介スル職業ニ就クコト又ハ
其ノ指示シタル職業ノ補導ヲ受ク
ルコトヲ指ミタルトキハ其ノ拒ミ
タル日ヨリ起算シ一月間ハ失業保
険金ヲ支給セズ但シ左ノ各号ノ一
ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 紹介セラレタル職業又ハ補導
ル職業ガ其ノ者ノ能力ニ照シ不適
當ト認メラルルトキ
二 就職スル爲現在ノ住所又ハ居
所ヲ變更スルコトヲ要スル場合
ニ於テ其ノ變更が困難ト認メラ
ルルトキ
三 就職先ノ報酬ガ同種ノ業務及
技能ニ付行ハルル一般ノ報酬水
準ニ比シ不當ニ低額ナルトキ
四 職業安定法第二十條ノ規定ニ
違反シ勞働爭議ノ發生中ノ事業
所ニ紹介シタルトキ
五 其ノ他正當ノ理由アルトキ
船員職業紹介所又ハ公共職業安定
所ハ被保險者タリシ者ニ付頃項各
號ノ一ニ該當スルヤ否ヲ認定セ
ントスルトキハ厚生大臣が船員保
險委員會ノ意見ヲ聽キ定メタル基
準ニ依ルバシ
第五十三條ノ三 被保險者自己ノ責
ニ歸すべき重大ナル事由ニ因リ又
ハ已ムヲ得ザル事由ナキニ拘ラズ
自己ノ都合ニ依リ船員トシテ船舶
所有者ニ使用セラレザルニ至リタ
ルトキハ第三十三條ノ七ニ規定ス
ル期間滿了後一月以上三月以内ノ
間ニ於テ船員職業紹介所又ハ公共
職業安定所ノ定ムル期間ハ失業保
険金ヲ支給セズ
船員職業紹介所又ハ公共職業安定
所ハ被保險者タリシ者ガ前項ニ規

三 第二十九條ノ規定ニ依ル被保險
者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ
用スル船舶所有者ハ左ノ區分ニ從
ヒ保險料額ヲ負担ス
第六十條 被保險者及被保險者ヲ使
者ニシテ第二號ニ該當セザルモ
ノニ付テハ被保險者ニ於テ保險
料額ノ十九・二分ノ七・九、船舶
所有者ニ於テ保險料額ノ十九・
二分ノ十一・三

二 第三十三條ノ第三項ニ規定
スル期間ノ被保險者ニ付テハ被
保險者ニ於テ保險料額ノ十七分
ノ六・八、船舶所有者ニ於テ保
險料額ノ十七分ノ十・二

第二十九條ノ規定ニ依ル被保險者ハ
前項ノ規定ニ拘ラズ保險料額ノ全
額ヲ負擔ス

第六十二條ニ次の一項を加える。
船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依リ保
險料ヲ控除シタルトキハ之ニ關ス
ル計算書ヲ作製シ其ノ控除額ヲ被
保險者ニ通知スベシ

第六十九條中「指定シタル者」の下に
「故ナク」を、同條に次の二号を加
える。

三 第六十一条本文ノ規定ニ違反
シ其ノ納付スペキ保險料ヲ納付
セザルトキ

四 第九條第二項ノ規定ニ依ル證
明ヲ拒ミタルトキ

第五十九條ノ二中「關係者」の下に
「故ナク」を加える。

別表第四の次に次のように加え
る。

等級	報酬日額	平均額	失業保險金	失業手當金
一	二十圓未滿		八〇%	七五%
二	二十圓以上二十五圓未滿		七五	七二
三	二十五圓以上三十圓未滿		七五	七〇
四	三十圓以上三十五圓未滿		七三	六八
五	三十五圓以上四十圓未滿		七〇	六五
六	四十圓以上四十五圓未滿		六七	六二
七	四十五圓以上五十圓未滿		六五	六〇
八	五十圓以上五十五圓未滿		六三	五〇
九	五十五圓以上百圓未滿		六〇	五五
一〇	百圓以上百十圓未滿		五七	五四
一一	百十圓以上百二十圓未滿		五五	四五
一二	百二十圓以上百三十圓未滿		五三	四八
一三	百三十圓以上百四十圓未滿		五〇	四五
一四	百四十圓以上百五十圓未滿		四七	四二
一五	百五十圓以上百六十圓未滿		四五	三四
一六	百六十圓以上百七十圓未滿		四三	三八
一七	百七十圓以上		四〇	三五

備
考

一 本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超エルト
キハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス
二 失業保険金ニ付テハ失業保険法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依
リ失業保険金額表ガ改正セラレ其ノ効力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十一
四級及第十五級中「百五十圓」ヲ「百五十五圓」ニ、第十五級及第十六級
中「百六十圓」ヲ「百七十圓」ニ、第十六級及第十七級中「百七十圓」ヲ
「百九十圓」ニ変更シ本表ヲ適用スルモノトス

要領書

一、委員会の決定の理由

船舶法及び船舶安全法関係の省令が本年十二月末日限りその効力を失うので、これを法律を以て規定する等のため、船舶法及び船舶安全法の一部を改正するもので、適當な措置であると認める。

二、事件の利害得失

本年末限り効力を失う省令の趣旨を、法律を以て存続せしめ得る利益がある。

三、費用

本法施行のために特別の費用を要しない。

船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて國会法第八十三条により送付する。

昭和二十二年十二月八日
衆議院議長 松岡 駒吉

船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案
第一條 船舶法の一部を次のように改正する。
第二十一条に次の二項を加える。
前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
ノ積量、登録又ハ標示ニ關シ必

要アリト認ムルトキハ何時ニテ
モ當該官吏ヲシテ船舶ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ
ハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明ス
ヘキ證跡ヲ攜帶スヘシ

第二十二条第一項中「百圓以上
千圓」を「一万圓」に改める。

第二十三条中「二百圓以上三千
圓」を「一萬圓」に改める。

第二十四条 官吏ヲ欺キ船舶原簿
ニ不實ノ登録ヲ爲サシメタル者
ハ二月以上三年以下ノ懲役ニ處

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二十五条中「十圓以上百圓」を
「一萬圓」に改める。

第二十六条及び第二十七条中
「五百圓以上五百圓」を「五千圓」に改
める。

第二十七条ノ二 第二十二條ノ二
ノ規定ニ依ル隨意ヲ拒ミ、妨ケ
又ハ忌避シタル者ハ八十圓以下ノ
罰金ニ處ス

第二十九條中「數人共犯ノ例」を
「第六十條乃至第六十二條ノ規定」
に改める。

第三十条 第二十七條ノ規定ハ船
舶所有者カ未成年者又ハ禁治產
者アルトキハ其法定代理人ニ之
ヲ適用ス但資業ニ關シ成年者ト
同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此限ニ在ラス

第二條 船舶安全法の一部を次のよ
うに改正する。

第六條第一項中「著手シタル時
リ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依
リ」を加える。

第十條第二項中「效力ヲ有ス」の

下に「此ノ場合ニ於テ必要ナル事
項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」を加え
る。

第十條ノ二 管海官廳ハ船舶ノ檢
査ニ關スル事項ヲ記録スル爲最
初ノ定期検査ニ合格シタル船舶
ニ對シテ船舶検査手帳ヲ交付ス

第十條ノ三 最大搭載人員、制限
汽壓、船舶検査證書、特殊船檢
查證書及船舶検査手帳ニ關シ必
要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条第一項の次に次の二項
を加える。

管海官廳ハ必要アリト認ムルト
キハ船舶所有者又ハ船長ヲシテ
シ命令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ
餌サシムルコトヲ得

第十四條中「命令」を「政令」に改
める。

第十七條中「百圓以上二千圓」を
「五百圓」に改め、同條第一号中
「船舶検査證書」の上に「命令ノ定
ムル場合ヲ除キ」を加える。

第十九條及び第二十條中「千圓」
を「五千圓」に改める。

第二十一條ノ二 船舶所有者又ハ
船長第十二條第二項ノ規定ニ依
ル届出ヲ餌サズ又ハ虚偽ノ届出
ニシタルトキハ千圓以下ノ罰
金ニ處ス

第二十二条中「五百圓」を「千圓」
に改める。

第二十三条中「五百圓」を「一千圓」
に改める。

第二十四条 官吏ヲ欺キ船舶原簿
ニ不實ノ登録ヲ爲サシメタル者
ハ二月以上三年以下ノ懲役ニ處

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二十五条中「十圓以上百圓」を
「一萬圓」に改める。

第二十六条及び第二十七条中
「五百圓以上五百圓」を「五千圓」に改
める。

第二十七条ノ二 第二十二條ノ二
ノ規定ニ依ル隨意ヲ拒ミ、妨ケ
又ハ忌避シタル者ハ八十圓以下ノ
罰金ニ處ス

第二十九條中「數人共犯ノ例」を
「第六十條乃至第六十二條ノ規定」
に改める。

第三十条 第二十七條ノ規定ハ船
舶所有者カ未成年者又ハ禁治產
者アルトキハ其法定代理人ニ之
ヲ適用ス但資業ニ關シ成年者ト
同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此限ニ在ラス

第二條 船舶安全法の一部を次のよ
うに改正する。

第六條第一項中「著手シタル時
リ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依
リ」を加える。

第十條第二項中「效力ヲ有ス」の

第十條ノ三及第二十八条ノ規定
スル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設

クルコトヲ得
罰項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得
ル罰ハ五千圓以下ノ罰金トス

第二十五条中「道府縣」ヲ「都道
府縣」に改める。

第十七条第一項中「命令」を削
る。

第二十九條中「地方長官」を「都
道府縣知事」に改める。

この法律は、昭和二十三年一月一
日から、これを施行する。

附 則

この法律は、昭和二十三年一月一
日から、これを施行する。

審査報告書

國が施行する内國貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲與又は貸付及び使用料の徵收に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月八日
総務及び交通 委員会理事 小野 哲
衆議院議長松平恒雄殿

多數意見者署名
高橋 啓 内村 清次
鈴木 清一 飯田精太郎
橋本萬右衛門 北條 秀一
小泉 秀吉 村上 義一
中村 正雄 丹羽 五郎
大隅 憲二 小林 勝馬

大正九年勅令第八十二号（國に

おいて施行する内國貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の下付又は貸付及び使用料の徵收に関する件）が本年十二月末日限り法律と同一の効力を失うのでその趣旨を法律を以て新たに規定するための立法を適当な措置であると認める。

本年末限り効力を失う勅令の趣旨を法律を以て存続せしめ得る利益がある。

二、事件の利害得失

本年末限り効力を失う勅令の趣旨を法律を以て存続せしめ得る利益がある。

三、費用

本法施行のために特別の費用を要しない。

國が施行する内國貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲與又は貸付及び使用料の徵收に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ可決した。

よつて國会法第八十三条により送付する。

昭和二十二年十二月八日
総務及び交通 委員会理事 小野 哲
衆議院議長松平恒雄殿

多數意見者署名
高橋 啓 内村 清次
鈴木 清一 飯田精太郎
橋本萬右衛門 北條 秀一
小泉 秀吉 村上 義一
中村 正雄 丹羽 五郎
大隅 憲二 小林 勝馬

國が施行する内國貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲與又は貸付及び使用料の徵收に関する法律案

第一條 國が施行する内國貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物は、公用又は公共の用に供するため國有として存置する必要のあるものを除く外、運輸大臣において、その工事の費用の

かくて会期も切迫しておりますので、質疑を打切り討論に入りましたが、別に発言もなく両法案とも全員一致原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上簡単ながら御報告を終ります。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより三案の採決をいたします。三案全部を開朗に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追加して、昨日委員長より報告書の提出せられました政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案、通貨發行審議会法案、政府職員に対する一時手当支給に関する法律案、勵業債券の割増金等に関する所得税の課税の特例に関する法律案、船員保険特別会計法案、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案、貿易資金特別会計法を改正する法律案、特別都市計画法第四條の規定による

國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案、物品の無償貸付及び誰與等に関する法律案、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案、旧日本銀行券の未回収發行残高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律案、以上政府提出、衆議院送付、以上十二案を一括して議題とするごとに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒川英雄君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒川英雄君。

審査報告書

政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月八日

財政及び金融委員長 黒川 英雄

融委員長 黒川 英雄

木村 輝八郎

椎井 康雄

田口 政五郎

西郷 吉之助

玉屋 喜章

星 一

深川 夕馬

波多野 順

小宮山 常吉

渡邊 基吉

高橋龍太郎

尾形六郎兵衛

山田 佐一

森下 政一

伊藤 保平

西川 薫五郎

一、委員会の決定理由
本法案は、本年九月十二日付由
合國最高司令官からの「政府支出

の削減に関する指令」に基き、政府が固價格と不正当な貢賃による支拂をなすことを免れるため、國、連合軍、及び特別調達廳のためなされた工事の完成、物資の生産その他の役務の提供に関する代金又は報酬の國に対する支拂の請求について、それ自身公定價格のある物品等の代價及び耗費などを除き、原則としてその内容を材料費、労務費等に分けて、各々公定價格又は労働大臣の告示する一般職別貢金によりその内容を提出させ、且つその實際使用数量によらしめて、水増し等の不正を防ぎ、そのための政府の支拂は、その内訳が適法のものであるといふ契約書を提出させ、請求内容が適正なものでなければ、その対手方の権利の行使を禁止し、政府職員はこれが支拂をしてはならないこととし、又工事契約等の下請人も元請人に對しこれと同様の協力をなさしめることがとし、また本措置を地方公共團体及び公團にも准用することとするものであつて、適當な措置と認める。

二、事件の利害得失
この措置によつて、政府に対する不正手段による支拂請求を防止し、財政支出の適正を期する利益がある。

三、費用
この法律施行のために、別に経費を要しない。

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

上つて国会法第八十三條により交付する。

昭和二十二年十二月八日

參議院議長 松平恒雄殿

衆議院議長 松岡 駒吉

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案
(支拂請求内訳書)

第一條 國、連合國軍又は特別調達廳のためになされた工事の完成、物資の生産その他の役務の給付に関する法律案

第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及び諸役務の價額並びに貢賃額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。

一 材料及び諸役務の價額は、実際使用された数量及び

二、事件の利害得失
この措置によつて、政府に対する不正手段による支拂請求を防止し、財政支出の適正を期する利益がある。

三、費用
この法律施行のために、別に経費を要しない。

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

右請負契約又は購入契約の各契約金額の二百分の一に相当する金額を超えない範囲内におけるものに限る。

購入金額の合計額が、第四條において準用される公團の購入金額を含み、國の一般会計歳出予算額の千分の一に相当する金額を超えない範囲内において大藏大臣の特に指定する購入契約による購入するものに限る。

三、統制額のない物 但し、その

購入額の二百分の一に相当する

約金額を超過するものに限る。

四、支拂をなすことによる支拂の請求について、それ自身公定價格のある物

を超過しない範囲内において大藏大臣の特に指定する購入契約に

算額の千分の一に相当する金額を超えない範囲内において大藏

大臣の特に指定する購入契約に

算額及び貢賃額の計算

五、支拂請求内訳書

六、支拂請求内訳書に記載すべき材料及び諸役務の價額は、実際使用された数量及び

七、支拂請求内訳書に規定する工事の完成、物資の生産その他の役務の給付に関する契約成立前給付額の定めるところによりこれを計算しなければならない。

八、支拂請求内訳書に規定する工事の完

成、物資の生産その他の役務につ

いては、契約成立の時の統制額

九、前号の契約成立後給付者が

買い入れた材料又は諸役務につ

いては、その買入の時の統制額

十、その他のものについては、

当該材料を商業場に搬入した

時の統制額

十一、二号若しくは八号に掲げる

時の明瞭でないもの又は取

得の方法の明瞭でないものに

ついては、一号に掲げる統制額

十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

七、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

八、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

九、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十六、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十七、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十八、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

十九、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十六、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十七、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十八、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

二十九、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十六、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十七、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十八、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

三十九、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十六、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十七、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十八、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

四十九、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十六、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十七、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十八、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

五十九、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十六、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十七、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十八、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

六十九、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

七十、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

七十一、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

七十二、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

七十三、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

七十四、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

七十五、本法は、昭和二十二年十二月八日

より施行する。

を超えない價格等（物價統制令第二條に規定する價格等をいう。以下同じ。）による。

二 貸金額は、職種ごとに、實際使用された員数及び労務使用当時の一般職俸別貸金額を超えない貸金額による。

前項に規定する一般職俸別貸

額は、主務大臣が官報を以て、これを見示す。

第一項の統制額には、物價統制令第三條第一項但書の規定による許可に係る價格等の額を含む。

第三條 第一條の規定による支拂請求内訳書を提出する者は、その支拂請求内訳書が正確であり、且つ、これに記載された價格及び貨金類が前條の規定に適合して計算されている旨の誓約書を作成し、これに署名し、印を押さなければならぬ。

（他方公共團體及び公團に対する準用）
第四條 前三條の規定は、地方公共團體又は公團のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する支拂請求内訳書を作成し、印を押さなければならぬ。

（他方公共團體及び公團に対する準用）
第五條 第一條（同條但書第二号及び第三号を除く。）、第二條及び第三條の規定は、第一條又は前條に規定する契約の履行に關し、使用者又は被使用者が代金又は報酬を請求し提供しその代金又は報酬を請求しようとする者（以下下請人といふ。）に、これを準用する。

下請人は、給付者に対し、契約の履行後遅滞なく、前項において支拂請求内訳書を提出しなければならない。

第六條 第一條に規定する代金又は報酬（國の雇用する官吏、職員又は労務者に対する國の直接の支拂）の請求及び支拂の効力

下請人は、前項の義務をなつたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

（請求及び支拂の効力）

第七條 前條の規定は、第一條及び第三條に規定する契約の履行前に於て代金又は報酬の前拂額において代金又は報酬に充當する旨の特約に基いて交付する金額を含む。の部分に、これを準用する。

下請人は、給付者に對し、契約の履行後遅滞なく、前項において支拂請求内訳書を提出しなければならない。

第八條 第一條（第四條において準用する場合を含む。）の規定による支拂請求内訳書又は前條第三項の規定による精算書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の額の合計額又は貨金の合計額が、これを夫々材料又は貨金の合計額とみなす。

第九條 物の購入契約を除く外、第一條又は第四條に規定する工事の書類を國に提出しなければ、それを除く。以下本條中同じ。）の請求及び支拂を有する者は、第一條、第三條及び第九條第一項に規定する適法の書類の規定による精算書に記載する事項を記載した精算書を、契約（見積書）

第十條 当該官吏は、契約成立後、第二條（第四條、第五條第一項又は第七條第四項において准用する場合を含む。）の規定による計算に關し必要なあるときは、給付者若しくは下請人その他當該契約に連して給付者と取引した者に對して質問し、報告を求め、これらの營業場、事業場等に臨検し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は参考人について質問することができる。

第十一條 政府職員（國の支拂事務を所掌するその他の者を含む。以下同じ。）は、第一條、第三條及び第九條第一項に規定する適法の書類の規定による精算書に記載すべき材料及び諸役務の價額の合計額又は貨金の合計額とみなす。

第十二條 政府職員（命令で定める

提出がなければ、第一條に規定する代金又は報酬を支拂つてはならない。

第一項の規定は、第四條に規定する代金又は報酬の請求権を有する者に、前項の規定は、地方公共團體又は公團の職員に、これを準用する。

（請求及び精算）

第七條 前條の規定は、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する契約の履行前に於て代金又は報酬その他の役務の給付に關する契約の履行前に於て代金又は報酬（契約の履行後において代金又は報酬に充當する旨の特約に基いて交付する金額を含む。）の部分に、これを準用する。

第三項の規定による精算書の提出後材料、労務又は諸役務に對する代金又は報酬の前拂額が超過拂又は返拂をなす旨の約定がある場合における当該金額の請求及び支拂については、これを適用しない。

下請人は、前項の義務をなつたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

（請求及び支拂の効力）

第六條 第一條に規定する代金又は報酬（國の雇用する官吏、職員又は労務者に対する國の直接の支拂）の請求及び支拂の効力

下請人は、前項の義務をなつたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

（請求及び支拂の効力）

第六條 第一條に規定する代金又は報酬（國の雇用する官吏、職員又は労務者に対する國の直接の支拂）の請求及び支拂の効力

下請人は、前項の義務をなつたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

（請求及び支拂の効力）

第六條 第一條に規定する代金又は報酬（國の雇用する官吏、職員又は労務者に対する國の直接の支拂）の請求及び支拂の効力

下請人は、前項の義務をなつたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

（請求及び支拂の効力）

第六條 第一條に規定する代金又は報酬（國の雇用する官吏、職員又は労務者に対する國の直接の支拂）の請求及び支拂の効力

下請人は、前項の義務をなつたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

き材料及び諸役務の價額並びに貨金額の計算について、これを準用する。

下請人は、給付者に對し、前二項の規定の適用につき必要な事項を、遅滞なく、通知しなければならない。第五條第三項の規定は、これを準用する。

前條第一項及び第二項の規定は、第三項の場合において契約の履行後支拂うべき残額がある場合に、これを準用する。

第三項の規定による精算書の提出後材料、労務又は諸役務に對する代金又は報酬の前拂額が超過拂又は返拂をなす旨の約定がある場合における当該金額の請求及び支拂については、これを適用しない。

下請人は、前項の義務をなつたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

（約定金額の改定）

第六條 第二條（第四條において準用する場合を含む。）の規定による支拂請求内訳書又は前條第三項の規定による精算書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の額の合計額又は貨金の合計額が、これを夫々材料又は貨金の合計額とみなす。

（検査及び報告）

第七條 当該官吏は、契約成立後、第二條（第四條、第五條第一項又は第七條第四項において准用する場合を含む。）の規定による計算に關し必要なあるときは、給付者若しくは下請人その他當該契約に連して給付者と取引した者に對して質問し、報告を求め、これらの營業場、事業場等に臨検し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は参考人について質問することができる。

方公共團體又は公團に對し、命令の定める書式により、當該契約に關し、材料及び諸役務の價額並びに貨金額の見積額につき、その詳細の内訳を記載した内訳書を提出しなければならない。

第一條但書第一号及び第二号の規定は、前項の規定による内訳書を提出する。

前條第一項及び第二項の規定は、第三項の場合において契約の履行後支拂うべき残額がある場合に、これを準用する。

前項の規定により提出された内訳書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び貨金の合計額は、これを夫々材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び貨金の合計額とみなす。

前項の規定により提出された内訳書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び貨金の合計額とみなす。

尾形六郎兵衛 伊藤 保平

山田 佐一 西川甚五郎

渡邊 基吉 森下 政一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案の趣旨は、先に日本銀行法の一部を改正する等の法律が制定せられたので、今回通貨発行審議会を設置して、日本銀行法の規定により、その権限に属させた事項を掌る。

審議会は、前項に規定するもの外、通貨金融政策の基本に関する事項につき内閣総理大臣に建議することができる。

第二條 審議会は、会長一人及び委員十三人を以て、これを組織する。

第三條 会長は、内閣総理大臣を以て、これに充てる。

委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

一 大藏大臣

二 経済安定本部総務長官たる國務大臣

三 日本銀行总裁

四 金融界を代表する者四人（このうち、二人は銀行法に基き商業の免許を受けた銀行を代表する者、一人は特別の法律により設立された銀行又は金庫を代表する者でなければならない。）、

産業界を代表する者三人及びその他学識経験のある者三人

前項第四号に掲げる委員は、内閣総理大臣が、これを命ずる。

この場合において、委員の選定に当つては、特定の地域における利益の代表に偏しないよう、相当の考慮を拂わなければならない。

第二項第四号に掲げる委員の任期は、二年とする。但し、禁錮以下

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十一年十二月八日

通貨發行審議会法案

衆議院議長 松岡 駒吉

審議院議長 松平恒雄殿

通貨發行審議会法

第一條 通貨發行審議会は、内閣總

補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

第四條 会長は、会務を総理する。

会長に准許のあるときは、大蔵大臣が、その職務を代理し、会長及び大蔵大臣ともに事務のあるときは、会長の指名した委員が、その職務を代理する。

第五條 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

幹事は、会長の指名に基き、内閣総理大臣において、これを命ずる。

書記は、内閣総理大臣において、これを命ずる。

附 則

この法律施行の期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

第三條第二項第四号に掲げる委員

この法律施行後初めて命ぜられる者の中五人の任期は、同條第四項の規定にかわらず、一年とする。

日本銀行法の一部を次のように改正する。

第三十六條ノ二 通貨發行審議會ニ關する規程ハ別ニ之ヲ定ム

昭和二十一年十二月八日

審議院議長 松岡 駒吉

衆議院議長 松平恒雄殿

通貨發行審議會法

第一條 通貨發行審議會は、内閣總

多數意見者署名

木村禎八郎

小宮山常吉 尾形六郎兵衛

星 一 山田 佐一

深川タマエ 波多野 騰

高橋龍太郎 田口政五郎

伊藤 保平 玉屋 嘉章

渡邊 基吉

西郷吉之助 小林米三郎

松嶋 喜作

森下 政一

西郷吉之助 小林米三郎

要領書

附 則

一、委員会の決定の理由

本法案は、全通その他の官公職員労働組合からの提訴にかかる、生活補給金即時支給の要求についての中央労働委員会の調停案が提示され、政府はこれに対する措置を研究中であるが、このままでは現金の支給が遅延する虞があるので、とりあえず政府職員に対し、その現に受けている給與の一月分に相当する金額を一時手当として支給し、從來政府職員の給與が月の初めに繰上げて支給されていた関係を是正するとともに、中央労働委員会の調停案に應える一部の給與たる意味を有するものとするものであつて、適當の措置を認めること。

二、事件の利害得失

この措置によつて、年末における政府職員の生活事情の窮屈を緩和し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する費用は、一般会計十億四千九百余万円、特別会計十九億七千二百余万円で

合計三十億二千二百万余円で

昭和二十一年十二月八日

審議院議長 松平恒雄殿

通貨發行審議會法

第一條 通貨發行審議會は、内閣總

あつて、一般会計予算補正第第十号及び特別会計予算補正特第五号に計上してある。

右の内閣提出案は本院においてこれ可決した。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

昭和二十一年十二月八日

駒吉

衆議院議長 松岡 駒吉

附 則

一、委員会の決定の理由

本法案は、全通その他の官公職員労働組合からの提訴にかかる、生活補給金即時支給の要求についての中央労働委員会の調停案が提示され、政府はこれに対する措置を研究中であるが、このままでは現金の支給が遅延する虞があるので、とりあえず政府職員に対し、その現に受けている給與の一月分に相当する金額を一時手当として支給して、常時勤務に服する者に對し、その者の受ける給與の月額に相当する金額を一時手当として支給する。

二、事件の利害得失

この措置によつて、年末における政府職員の生活事情の窮屈を緩和し得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する費用は、一般会計十億四千九百余万円、特別会計十九億七千二百余万円で

合計三十億二千二百万余円で

昭和二十一年十二月八日

審議院議長 松平恒雄殿

通貨發行審議會法

第一條 通貨發行審議會は、内閣總

多數意見者署名

木村福八郎 椎井 康雄

小宮山常吉 尾形六郎兵衛

星 一 山田 佐一

松嶋 喜作 森下 政一

深川タマエ 渡邊 鼎

高橋龍太郎 田口政五郎

伊藤 保平 玉屋 嘉章

西川甚五郎 小林米三郎

西郷吉之助

渡邊 基吉

玉屋 嘉章

小林米三郎

西郷吉之助

渡邊 基吉

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に關する計算書を添付しなければならない。

第十五條 普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上剰余金を生じたときは、当該勘定の積立金

第十六條 普通保険勘定又は失業保険勘定において、決算上不足を生じたときは、当該勘定の積立金から、これを補足する。
普通保険勘定又は失業保険勘定及び失業保険勘定の各積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができます。として、これを積み立てなければならない。

第十七條 この会計において、支出
義務の生じた歳出金で、当該年度
の出納の完結までに支出済となら
なかつたものに係る歳出予算は、
これを翌年度に繰り越して使用す
ことができる。

前項の規定による繰越は、財政
・法第四十三條の規定にかかわら
ず、大藏大臣の承認を経ることを
要しない。

厚生大臣は、第一項の規定によ
る繰越をなしたときは、大藏大臣
及び会計検査院に通知しなければ
ならない。

第十八條 この法律の施行に関し必
要な事項は、政令でこれを定め
る。

第十九條 附則

年十一月一日から、これを適用する。但し、この法規中醫業保険勘

定にに関する部分並びに第二十四條及び第二十五條の規定は、公布の日から、これを施行する。

法による船員保険事業とあり、又は第五條において船員保険事業とあり、若しくは失業保険事業とあ

る。) 第五條及び第六條において保険金とあるのは、前項の失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

第二十一條 第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計船員勘定に属する積立金その他の権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。
第二十二條 厚生保険特別会計船員勘定の昭和二十二年度の歳入歳出は、これをこの会計の普通保険勘定に移して決算を行うものとする。

義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所寓とする。

厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度における決算上の剰余金で船員勘定の積立金となるべ

きものは、同年度の決算終了の際、この会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所属とする。

第二十四條 厚生保険特別会計法の一部を次のやうに改正する。

第一條中、「厚生年金保險事業及船員保險事業」及「厚生年金保險事業及車業」に改める。

第二條中、「船員勘定」を削る。

第五條 制除

第六條中「船員保險事業ノ業務取扱ニ關スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ營繕費ニ充ツル爲ノ

「船員勘定」ヨリノ受入金、」を削り
「厚生年金保険事業及船員保險事業」を及厚生年金保険事業に、「厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費竝船員保險事業ノ療養所費、福祉施設費及營繕費」を「並」厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費に改める。

計法の規定は、厚生保険特別会計
業務勘定の昭和二十一年度の決算

上の剩余金については、前條の規定施行後でも、なお、その効力を有する。

補充報告書
労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の懸念措置に関する法律案

昭和二十二年十二月八日
全会一致をもつて可決すべきもの
議決した。よつて多数意見者の署
を附し、要領書を添えて、報告す
る。
財政及び金
融委員長 黒田 英雄
參議院議長松平恒雄殿
多數意見者署名
大財喜八郎 佐井 釜井

木村義次郎	相井周郎
小宮山常吉	田口政五郎
西郷吉之助	玉屋嘉章
松嶋喜作	星一
深川タマエ	波多野鼎
高橋龍太郎	小林米三郎
尾形六郎兵衛	伊藤保平
山田佐一	西川甚五郎
渡邊基吉	森下政一

て、現行の給與制度に一部改善を
図る、専門外、休日又は課外の勤

務に対する超過勤務手当、公務に基いて殉職した又は傷病にかかる場合の災害補償、退職手当等現行の給與で、労働基準法、船員法の定

める労働条件、又は失業保険法の定める給付に相当するものが、それぞれの法律に定めた基準に達し

ない場合、その基準に達するまで増額して支給することとし、増額して支給する給與と、從前の例によると他の給與との調整及びこの措置による給與の支給手続については大蔵大臣が定めることとするものであつて、適当の措置と認める。

事件の利害得失

この措置によつて、政府職員の超過勤務手当、災害補償、退職手

當等を労働基準法等に定める水準に引上げ、給與を適正にする利益がある。

費用

この法律施行のため必要する費用は、本年度において一般会計約三億円、特別会計約十四億円である。

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の標準指置に関する法律案

の内閣提出案は本院においてこれ可決した。

つて国会法第百三十三條により送付

昭和二十二年十二月八日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平 値雄殿

伊藤 保平

玉屋 嘉章

西郷 基五郎

渡邊 基吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正の趣旨は、貿易資金特別会計法第四條の規定により貿易資金の運用による利益又は損失の計算は、これを毎年度行うこととなつてゐるのを、現在外貨請求権の評價及び輸入物資の價格が計算困難の状況にあり、この規定にある損益の計算も実行困難な状況となつてゐるので、昭和二十一年度から右の計算可能な状態に至るまでの期間中は、各年度ごとの計算を省略して、計算可能な状態に至るまでの全期間について損益の計算を行うこととし、その期間中毎年一度貿易資金の運用上生ずる田資金の不足額を、一定の計算の下に、一般会計から補填する道を開くこととするものであつて、止むを得ない改正と認める。

また貿易資金の運用範囲の規定が、現在一部を政令によつているのを法律で定めることとするとともに、貿易資金特別会計法の利害得失の措置によつて貿易資金特別会計の運用を、円滑ならしめる利益がある。

三、費用
この改正による一般会計からの補填見込額は本年度五十五億円である。

貿易資金特別会計法を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれよりて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十一年十二月八日

參議院議長 松平恒雄

衆議院議長 桑岡駒吉

貿易資金特別会計法を改正する法律案

第一條 貿易資金を置き、その運用に関する經理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

第二條 この会計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 貿易資金は、昭和二十年法律第五十三号(貿易資金設置に関する法律)第二條の規定による貿易資金及び一般会計からの繰入金九億五千万円を以て、これに充てられるものであつて、止むを得ない改正と認める。

が、現在一部を政令によつているのを法律で定めることとするとともに、貿易資金特別会計法の規定内容を財政法の趣旨に適合せしめるため所要の改正を行うこととすのは、適當な改正と認める。

二、事件の利害得失
この措置によつて貿易資金特別会計の運用を、円滑ならしめる利益がある。

前項の借入金及び融通証券は、一年以内にこれを償還するものとする。

第四條 貿易資金は、これを貿易物

資及びその取引に基く請求権に運用するの外、別表第一に掲げるものに運用することができる。

政府は、貿易資金の運用に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

第五條 貿易資金の運用によつて利益を生じたときは、これを当該年度の歳入に繰り入れ、損失を生じたときは、これを当該年度の歳出を以て補填する。但し、補填に際するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該補填額に対して不足するときは、当該不足額は、これを翌年度において、補填するものとする。

前項の規定による利益又は損失の計算に関する事項は、政令でこれを定める。

第六條 この会計においては、前條第一項の規定による運用益金、第七條第一項の規定による借入金、第十三條第一項の規定による一般会計からの繰入金及び附属難收入を以てその歳入とし、命令で定める貿易物資の管理及び処分に要する特別経費、事務取扱費、資金運用手数料、第七條第一項の規定による借入金の償還金、第十三條第一項の規定による一般会計への繰入金、借入金及び融通証券の利息、前條第一項の規定による資金補填金並びに附屬諸費を以てその歳出とする。

第七條 この会計で前條に規定する貿易物資の管理及び処分に要する特別経費、事務取扱費、資金運用手数料、借入金及び融通証券の利

子並びに附屬諸費を支弁するため必要があるときは、同会計の負担で大蔵省預金部又は日本銀行から借入金をすることができる。

前項の借入金は、一年以内にこ

れを償還するものとする。

第八條 第三條第二項及び前條第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、

大蔵大臣がこれを行う。

第九條 第三條第二項の規定による借入金又は融通証券の利子、第七條第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條 この会計の歳入歳出予算是、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

第十三條 この会計の歳入歳出予算是、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十四條 商工大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十五條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

第十六條 貿易資金の運用に関する財政法第三十四條並びに会計法第十一條、第十二條及び第十四條の例による。

第十七條 この法律の施行は関係必

第十三條 この会計において損益計算上過剰を生じたときは、これを

一般会計の歳入に繰り入れ、不足を生じたときは、これを一般会計の歳出を以て補填する。但し、繰り

入に関するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該繰入額に対し不足するとき、又は補填に

関する一般会計の当該年度における歳出予算額が当該補填額に対し不足するとき、各、その不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補填するものとする。

前項の規定による過剰又は不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補填するものとする。

前項の規定による計算に関する事項は、政令でこれを定める。

第十八條 この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

第十九條 この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第二十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

第二十一条 この会計の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

二、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三、債務に関する計算書

四、当該年度の貿易資金運用計画

三、前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四、当該年度の貿易資金運用計画

第十七條 この法律の施行は関係必

前項の規定により交付する國債
証券の交付價格は、前條第二項の
規定により大藏大臣の定めた價格
による。

附
則

この法律は公布の日から施行する。

名古屋市告書
物品の無償貸付及び譲與等に関する
法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

財政及び金
融委員長 黒田
英雄

いるが、物品については、その無償貸付、譲與等は大部分が勅令等の規定によつて行われていたので、今回新たに法律を制定し、物品の管理処分の適正を期することとし、財政法第九條の規定が本年四月一日から施行されているのに伴い、施行期日を本年四月一日に遡るものとし、また地方自治法施行の際都道府県において使用しており、國費を以て調弁した物品は、この際当該都道府県に譲與又は無償貸付の措置をとることとするもので、適當な指標と認める。

三、事件の利害得失

この措置によつて、物品の無償貸付、譲與等を行ひ得る利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費

上の組織若しくは團体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業を營む者を除く。以下同じ。)に無償又は時價よりも低い対價で貸し付けることができるの外、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

用し得ることを條件として、案
青を貸し付けるとき

著者又は飼育管理の委託を受けた者が、主務大臣の定める條件に従い飼育管理したとき、その者に對し当該畜産を譲渡するとき
八 家畜の無償貸付又は飼育管理の委託を受けた者に對し、その結果を譲渡するとき

第四條 物品を國以外のものに轉賣する場合、
よりも低い對價で譲渡することと
ぞきるは、前条及其他の法律に
よる。

てゐるのに、前側乃至他の沒有を定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を運渡するとき

二 伝染病予防のため必要な医薬品を渡すとき

第五條 この法律の施行に關し必要な事項は、各省各廳の長（財政部を除く）

第二十條第二項に規定する各半廳の長をいう。以下同じ。)がこれと定める。

前項の場合には、各省各廳の

ばならない。

第六條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第七節 地方自治法施行の際都道府
　　縣においてその事務又は事業の出
　　二供していた物品は、第三條の出

定にかかるらず、これを当該都府縣に譲與することができる。

前項に規定する物品のうち、
該都道府県に譲與しない物品は、

第二條の規定にかかわらず、当該の間、これを当該都道府県に無効

で貸し付けるものとする。

で貸し付けるものとする。

三條 物品を國以外のものに譲り渡す
又は時價よりも低い対價で譲り渡す
ことができるのは、他の法律に
定める場合の外、左に掲げる場合
に限る。

一 國の事務又は事業に関する基
策の普及又は宣傳を目的とし
て印刷物、写眞その他これに準
ずる物品を配布するとき

二 公用に供するため寄附を受け
た物品又は工作物のうち、寄附
の條件としてその用途を廃止す
た場合には、当該物品又は工作
物の解体又は撤去により物品
なるものを寄附者又はその一
承継人に譲渡することを定めよ
るもの、その條件に従い譲渡す
とき

三 教育、試験、研究及び調査
ため必要な印刷物、写眞その性
格に適する物品及び見本用等
は標本用物品を譲渡するとき

四 予算に定める交際費又は報
費を以て購入しれ物品を贈與す
るとき

五 生活必需品、医薬品、衛生其
料及びその他の救じゆつ品を生
活窮乏者又は海外から引き揚
た者若しくは本邦から引き揚
る者であつて應急救助を要す
者に對し譲渡するとき

六 農林水産物の改良又は増殖
國るため種苗、種卵又は稚魚
め家畜の繁殖貸付を受け、
譲渡するとき

卷之三

府に譲與する場合には、当該物品を所掌する各省各廳の長は、予め、大藏大臣に協認しなければな

第八條 國の所有に屬する牛及び馬は、第二條の規定にかかるらず、有畜農業の普及を圖るため必要があるときは、昭和一十三年三月三十日まで、これを國以外のものに無償で貸し付けることができ。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

財政及び金融委員長 黒田東彦
農林院議長松平恒雄殿 英雄

木村 福八郎	椎井 康雄
小宮山常吉	田口政五郎
西郷吉之助	玉屋 喜章
松嶋 喜作	星 一
深川タマエ	波多野 駿
高橋龍太郎	小林米三郎
尾形六郎兵衛	伊藤 保平
山田 佐一	西川甚五郎
渡邊 基吉	森下 政一
栗領書	
委員会の決定の理由	
本改正は、金融機関再建整備法 の一部を改正して、金融機関がそ の損失処理に際して、退職金支給	

財源に充てたるため、任意積立金の三分の一と、法定の退職手当積立金の合計額の範囲内においてこれを確保することができるものとし、新金融機関に事業を譲渡する場合、旧金融機関から新金融機関に引継がれた職員は退職者として取扱はず、旧金融機関に在職中の在職期間は新金融機関に通算することとし、旧金融機関が職員を新金融機関に引継いだ場合、右により留保した積立金の全部又は一部を新金融機関に引継ぐこととするものであつて、適當な改正と認められる。

二、事件の利害得失
この措置によつて、金融機関職員の退職金支拂財源を確保し得る利益がある。

三、費用
この改正のために別に費用を要しない。

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。
よつて國会法第八十三條により送付する。

條第一項の規定により他の金融機関
關(以下譲受金融機關といふ)に
新勘定の事業の全部若しくは一部
を譲渡し、又は新勘定の保険契約
の全部若しくは一部を移轉する金
融機關(以下譲渡金融機關とい
ふ)は、第二十六條第二項の規定
の適用を受ける譲渡金融機關に
いては、第二十七條第一項の認可
を受けた日、その他の譲渡金融機關と
關については、第四十條第一項の
認可又は第四十一條第一項の命令の
のあつた日以後に退職する役員又
は從業員(以下退職者といふ)に
對しては、法令の規定、定款の定又
は契約の條項にかかはらず、退職
金を支給してはならない。

譲渡金融機關は、前項の規定に
かかはらず、退職者で新勘定及び
舊勘定の區分の消滅の日までに譲
受金融機關の役員又は從業員とな
らなかつたものに對して、その翌
日以後退職金を支給することがで
きる。

前項の規定によつて支給する退
職金には、退職の日以後の利息を
附することができる。

第四十二條の三 譲渡金融機關の退
職者で第二十七條第一項の認可マ
は第四十條第一項の認可若しくは
第四十一條第一項の命令のあつた
日以後新勘定及び舊勘定の區分の
消滅の日までに譲受金融機關の役
員又は從業員となつたものに當該
譲渡金融機關における役員又は從
業員としての在職期間は、退職金
の計算については、これを當該譲
受金融機關における役員又は從

上としての在職期間とみなす。
第四十二条の四 金融機關は、任意積立金の三分の一に相當する金額と原生年金保険法附則第十條乃至第四十二条の規定による舊退職積立金及退職手當法により積み立てた退職手當積立金又は準備積立金の金額との合計金額の範圍内において、主務大臣の認可を受けて、第二十七條第一項の認可又は第四十條第一項の認可若しくは第四十一條第一項の命令のあつた日において當該金融機關の從業員である者に對して當該金融機關又は譲受金融機關が退職金を支給するため留保を必要とする積立金の金額を定めることができる。
前項の規定により定められた積立金の金額は、第十三條第一項等二號の合計額に加算するものとし、第十八條第一號イ、第二十條第一項第二號、第二十四條第一項第二號及び第二十五條第一項第二號の積立金には、これを含めないものとする。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、當該金融機關が譲受金融機關に對し新勘定の事業の全部若しくは一部の譲渡又は新勘定の保険契約の全部若しくは一部の移轉を行ったときは、當該金融機關は、主務大臣の認可を受けて、當該積立金の全部又は一部を取り崩してこれに相當する資産を當該譲受金融機関に譲渡しなければならない。

前項の場合において、譲受金融機関は、同項の規定により譲り受け

けた資産に相當する金額を積み立
てなければならない。
金融機関が第一項の規定により
留保した積立金又は譲受金融機関
が前項の規定により積み立てた積
立金は、第三項の場合又は清算若
しくは破算の場合を除く外、主務
大臣の認可を受けなければ、第二
十七條第一項の認可又は第二四十
條第三項の認可若しくは第二四十一條
第一項の命令のあつた日において
第一項の金融機関の從業員であつ
た者に對する退職金の支拂以外の
目的に、これを使用してはならない
い。

の質問に対しましては、大蔵大臣から、他の特殊銀行等、或いは普通銀行等についても目下これらの改正をいたすために研究をいたしておりますのであるが、日本銀行につきましても、これを民主化するために目下研究をしておる。併し國營にする考へはないということであつたのであります。その他重要な御質問もあつたのであります。が、これは速記録に譲ることをお許しきを願いたいと思います。

次に政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案について申上げます。全遞その他の官公職員労働組合からの提訴にかかります生活補給金即時支給の要求につきましては、中央労働委員会の調停案が提出されておるのであります。併し、政府はこれに対しまずする措置を自下鋭意研究中であるのであります。全遞そのままにして置きましては、現金の支給が遅延する處れがありまして、それで取扱えずこの際各職員に對してその現に受けておりまする給與の一ヶ月分に相当する金額を一時手当として支給しようというのであるのであります。これは從來政府の給與が月の初めに繰上げられて支給せられております關係を是正しますと共に、中央労働委員会の調停案に應じまする一部の給與といふ意味もあるとのことであります。この措置によりまして必要な金額は、一般会計所屬職員の分が十億四千九百余万円、特別会計所屬職員の分が十九億七千三百余万円、合計三十億二千二百余万円で、これは補正予算に計上されておるのであります。

いて御説明をいたします。現下の情勢におきましては、速かにインフレーションを阻止し、経済秩序を安定し、経済再生を促進すること、貯蓄増強によつて浮動資金を吸収することが必要であると考えるのである。然るに今般所を得税法の改正によりまして、新たに各種の一時所得に課税せらるるようになつたのであります。勤業債券とか臨時資金調整法に基ずきまする証券又は貯蓄の割増金とか、当銭金といふようなものにつきまして、当分の間所得税を課さないことにして、貯蓄の増強、浮動資金の吸收に便にしまするため、この法案を提出したというふうにあります。これにつきましては、つまり目下賣出しておりますところの宝箋の百万円というようなものも、税金をかけますと七十万円くらいいになるのであります。それでは國民の浮動資金を吸收するのに不便であるから、これをかけないということであるのであります。これに対しましては、こういうものにかけざともいいではないかといふような御質問もありますが、今日のところこの浮動資金を吸収するということ是非常に必要であるのであって、それにはこれらの措置を講しなければその目的を達せられないから、かくのごとき法案を提出したということであつたのであります。

保険事業に關しまする歳入歳出を特別会計として經理してその收支を明確にするため、この特別会計を設けんとするのであります。從來は船員保険の事業は厚生保険に統合して經營するのでありますから、この際特別会計として經營しておつたのでありまするが、同特別会計には陸上労務者の保険事業が併せて經營されておるのでありまするから、この際特別会計の性質を明かにし、經營を容易にしまするため、船員に関する社会保険を一體として運用するため、新たにこの特別会計を設けまして、從來の船員保険事業と今後の船員失业保險の事業とをそれべく勘定を区分して併せて經營することにいたそらといふのでありますて、船員失业手当支給事業につきましても、その歳入歳出の經理は、その性質上この会計で併せ行なうことになります。

次に労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案について御説明をいたします。新憲法の下で政府職員は給與の基準的法律で定めなければならぬことになつておるのでありまするが、現行の政府職員に対する給與の制度は、昭和二十二年法律第七十二号及び同年刺令の第百六十一号によりまして、新憲法の施行の後も無済的にそのまま本年十二月末まで存続することになつておるのでありまするが、労働基準法等の施行に伴いまして、その基準に達せしめまするのに、現行の給與制度に一部改正を加えられる必要を生じたのでありますて、それで包括的な給與法案ができるまで暫定措置として、少くとも労働基準法の規定によりまする最低基準まで給與を増額支給するために規定をしたのであります。尙從前の例によりまする

給與との調整、或いは支給手続に関する事項では、大藏大臣がこれを定めることにいたしております。この法律適用の時間外、休日又は深夜勤務手当が実施されました場合に、從前の給與等が労働基準法等の定めより低いために、実際に現行法の給與よりも増額される主なるものは、時間外、休日又は深夜勤務手当に対する超過勤務手当、公務に基づいて殉職し、又は傷病に罹った場合の災害補償、退職手当等であるのであります。この法律適用の時間外、休日及び深夜の超過勤務手当手当に対する給與については昭和二十一年七月一日以後、尙その他給與については同年九月一日以後、それから失業保険法の給付に相当する給與については同年十一月十一日以後にその給與を支給すべき事由の生じた給與について、これを適用することになつてゐるのであります。

十余万円につきましては、本会計におきまする経費簡約額二千八百余円と合せまして、当初予算におきまする不足額九億八千五百三十万円の補填のため、借入金の減少に充てることにいたしました。又國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計におきまして、当初予算及び補正予算を通じまして、歳入不足額が、鉄道会計におきまして百十一億九千百余万円、通信会計におきまして四十三億六千二百余円に上つておるので、差当り兩会計におきまして、本年十一月以降、本年度一ぱいに生ずると見込まれておりまする歳入の不足額、鉄道会計五十億円、通信会計二十五億円を限度として、一般会計からこれを繰入れることといたしました。又今回政府職員に対しまして、特別の一時手当を支給することとなりましたので、右の三特別会計と簡易生命保険及び郵便年金特別会計の收支の現状に鑑みまして、その不足額を一般会計から繰入れることといたしまして、預金部特別会計につきましては更に九千六百二十二万余円、鉄道会計につきましては更に九億九千三百余円、通信会計につきましては更に五億二万円を繰入れますと共に、新たに簡易生命保険及び郵便年金特別会計の保険勘定につきまして八千八百七十八万余円を、年金勘定につきまして二百五十九万円を限度といたしまして繰入れることとし、以上の繰入金につきましては、今後適切な時期に当該特別会計からそれべく繰入金額を一般会計に返償することといたしたのであります。これが本案の内容であるのであります。

次に賃易資金特別会計法を改正する

法律案について御説明を申上げます。この趣旨は、貿易資金特別会計法の四條の規定によりまして、貿易資金の運用による利益又は損失の計算は、これを毎年度行うことになつておるのあります。また、現在外貨請求権の評価及び輸入物資の價格が計算困難な状況にあるのであります。この規定によりますと、損益の計算も実行困難な状態になつておるのであります。しかし、昭和二十一年度から右の計算可能の状態になります。その期間中は、各年度ごとの計算を省略いたしまして、計算可能な状態に至るまでの全期間について損益の計算を行うこといたして、その期間中、毎年度貿易資金の運用上生じまする当資金の不足額を、一定の計算の下に一般会計から補填する途を開くこととしたのであります。二十二年度の補填額は五十五億円になつておるのであります。又貿易資金の運用範囲の規定が現在一部を政令によつて改定を行なつたのであります。

これにつきましては、光般貿易資金特別

会計法の一部を改定する法律案を御説

明する際に上げたのであります。その御趣旨にもあつた通り、政府は將來配給物等の價格の問題につき、その御趣旨にもあつた通り、政府は將來配給物等の價格の問題につき、

まして改定をするということがあつたのであります。また、本法案においてそれが見込まれておるかという質問がありましたが、これはこの法案では解決していないのであります。

次に特別都市計画法第四條の規定によ

る國庫補助を國債証券の交付により

法律案について御説明を申上げます。

行

等の法律案について御説明を申上

げます。特別都市計画法に基

づきます。

る土地区画整理事業は、戦災地再建の

基礎を成し、又再建の前提となるもの

でありますから、急を要し、又経費も

相当額に上るのであります。而も高

率の國庫補助が要る関係と、國の財政

負担も巨額に上ると思われるのであり

ますから、事業の緊急性と財政、金融の

今日の事情との調整を図る必要がある

のであります。それ故に事業費の支出

につきましてもインフレーションの抑

制の措置を講じなければならないとい

う、この見地からいたしまして、特別

都市計画法第四條に規定します。

土地

区画整理事業に対する國庫補助金の中

で、同法の第十六條の規定によつて、

公共用地造成のため、私有地の減少が

一割五分を超える部分について、事

業施行者の交付する補償金に対して國

庫の行う補助金につきましては、現在

の財政金融の事情との調整を考えまし

て、國債証券を以てこれを行うことと

いたしますと共に、土地所有者及び

関係者に交付する減歩補償金の交付に

つても、事業施行者がその交付を受けました國債証券を以て補償金交付の

決済をし得る途を開こうとするのであ

ります。

次に物品の無償貸付及び譲與等に関

する法律案であります。この法案は、

財政法の施行に伴いまして、同法第九

條の規定によりまして、國の所有に属

する財産の適正な対價を伴わない貸付

又は譲渡は、法律の規定に基づくこと

を要することとなつておるのであります。

右の内、國有財産法の適用を受け

ます。右の國有財産につきましては、同法

の規定によりまして、その处分につい

ては大藏大臣がこれを定めることにな

つておりますので、本年九月三十日

現在の田券の引換未済残高は二十六億

九千七百万円になつておりますが、

現の田券の引換未済残高として積立金の一部

を留保しようとする目的として

可決せられました企業再建整備法等

の一部改正の際に改正されました趣旨

と全然その趣旨を同じくしておるもの

であります。即ち金融機関がその損失

処理に際しまして退職金支給の財源に

充てますために、任意積立金の三分の

一と法定の退職手当積立金の合計額の

範囲内におきましてこれを留保するこ

とができるものといたしまして、新金

融機関に事業を譲渡いたしました場

合、旧金融機関から新金融機関に引継

がれました職員は退職者として取扱わ

ない。旧金融機関に在職中の在職期間

は新金融機関に通算することとし、旧

金融機関が職員を新金融機関に引継い

だ場合、右により留保した積立金の全

部又は一部を新金融機関に引継ごうと

いたすのであります。

次に旧日本銀行券の未回収発行残高

に相当する金額の一部を國庫に納付す

るに伴う日本銀行への交付金に関する

法律案であります。本案は昭和二十一

年勅令第八十四号日本銀行券預入令に

よりまして、同年三月七日以後強制通

用力を失いました旧日本銀行券につき

ましては、同令の第五條の規定により

ますと、同年三月三十一日現在におき

ます未回収発行残高相当額を同年四

月一日の発行高から引落しまして、そ

の引落し額に相当する日本銀行の財產

は仮受勘定として別途保留しておつた

のであります。同令第五條第三項

の規定によりまして、その処分につい

ては大藏大臣がこれを定めることにな

に伴う損失の整理に当りまして、職員

の退職金支拂財源として積立金の一部

を留保しようとする目的として

可決せられました企業再建整備法等

の一部改正の際に改正されました趣旨

と全然その趣旨を同じくしておるもの

であります。即ち金融機関がその損失

処理に際しまして退職金支給の財源に

充てますために、任意積立金の三分の

一と法定の退職手当積立金の合計額の

範囲内におきましてこれを留保するこ

とができるものといたしまして、新金

融機関に事業を譲渡いたしました場

合、旧金融機関から新金融機関に引継

がれました職員は退職者として取扱わ

ない。旧金融機関に在職中の在職期間

は新金融機関に通算することとし、旧

金融機関が職員を新金融機関に引継い

だ場合、右により留保した積立金の全

部又は一部を新金融機関に引継ごうと

いたすのであります。

次に金融機関再建整備法の一部を改

正する法律案について御説明を申上げ

ます。この改正は、金融機関再建整備

以上を以て只今上程されました十二

法律案についての大体の提案の理由並

びに内容 質疑應答等の主なるものを

御紹介いたしましたが、か

くてこれらの法律案はそれぐ質疑を終

りますと、討論に入り、採決をいたし

ましたところ、原案通り全会一致を以

て可決すべきものなりと決定いたした

のであります。これを以て報告を終り

ます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな

ければ、これより十二案の採決をいた

します。十二案全部を問題に供しま

す。十二案に賛成の諸君の起立を請い

ます。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め

ます。よつて十二案は全会一致を以て

可決せられました。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め

ます。

〔総員起立〕

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

〔伊藤保平君登壇、拍手〕

○伊藤保平君 先に財政及び金融委員

会に付託に相成つております。只今議題と相成つております。請願二件及び陳情三件について簡単に御報告申上げます。

木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願、これは、請願者たる岩手縣木材林産組合連合会は縣供出割当の九割以上を引受けおつたのであります。最近の食糧事情の逼迫、賃金の昂騰、輸送の困難等のため多大の資金を必要としていたところ、今向の未會有の大水害により生産物、施設の流失甚だしく、このままでは割當供出、生産増強は望まれない状況にあるから、下半期生産費一億七千六百万円の中、六千万円の緊急融資と、被害復旧費一千五百万円の國庫助成を考慮せられたいとの趣旨であります。

次に今次日立鉱山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情であります。これは九月十九日の台風によりまして、日立鉱山は一瞬にして二十七名の死者を出す程の惨事を惹き起し、物的損害も甚大であつたのであります。然るに当会社は制限会社の特別制約を受けておつて、現状ではどうしても再建も望まれない状況であり、特に罹災住宅問題の解決は急を要するから、当鉱山の特殊事情考慮の上、資金資材の特別融通を図られたいとの趣旨であります。次の請願は塩業対策の確立に関する請願であります。政府の塩業対策は極

めて無定見且つ不安定で、業者は幾万の労務員と広大な負債を前にして、茫然としてなすところを知らない状態であるから、速かに根本政策を確立されたいとの趣旨であります。

次に低物價政策上官営事業料金の値上げ反対に関する陳情であります。政府は鐵道運賃、郵便料金、煙草等の値上げを相次いで実施しておるが、勤労者階級に多大の苦痛を與え、インフレをいよいよ昇進せしめておるから、官営事業の合理化を図ると共に、事業料金、販賣價格等を公正適切な額に引き下げられたいとの趣旨であります。

次は旧軍用施設拂下げ價格に関する陳情であります。大藏省では國庫收入増徴のため、旧軍用施設を含む各種財産の賣渡しを急ぎ、その大半は地方公共團体に対して行われたにも拘わりませず、その金額は到底支拂い得ない價格であつて、援護、教育、復興事業に甚大なる影響を及ぼしますから、拂下げ價格についてはもつと低廉するということについて考慮されたいとの趣旨であります。

以上全部は、何れも願意の妥当と認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事木下源五君。

〔總員起立〕

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな

めまして、委員会は全員一致これを採

択し、内閣に送付すべきものと決定いたしましたのであります。以上御報告申上げます。(拍手)

〔總員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め

ます。よつてこれらの請願及び陳情

成の諸君の起立を請います。

は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定せられました。これにて午後一時三十分まで休憩いたしました。

午後零時五分休憩

午後一時五十四分開議

○副議長(松本治一郎君) これより休憩前に引続いて会議を開きます。この際日程に追加して、農林委員会より報告書が提出せられました林道飯田、赤石線開設に関する請願外四十六件、物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する請願外六十四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員会理事木下源五君。

〔總員起立〕

請第二百四十八号 茨城県下北浦干拓事業促進に関する請願

請第四百二十号 燐灘干拓事業

実現促進に関する請願

請第五百二十七号 小倉市曾根地先干拓実現に関する請願

請第五百六十号 岩手山ろくの國當開墾及び岩手種畜牧場の拡充強化に関する請願

請第八十八号 岩手縣下の三農業用水改良事業を國當とする

ことに関する請願

請第五百二十一号 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかんがい用水路

に関する請願

請第二百七号 小阪郡川貯水池改良事業を國當とすることに

関する請願

請第五百二十二号 大池用水幹線改良に関する請願

請第五百二十四号 京都府のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百二十六号 大阪府のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百二十九号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十号 長野縣坂井のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十一号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十二号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十三号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十四号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十五号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十六号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十七号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十八号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

組合に許可することに関する請願

請願

請第九百七十七号 開拓対策に関する請願

請第九百五十五号 福島縣安達郡大山村内の開拓事業を中止する

ことに関する請願

請第九百三十五号 藤山演習地の

返還並びに開拓計画の変更に

関する請願

請第四百二号 適地開拓に関する請願

請第四百八十八号 埼玉縣入間郡民有林開拓反対に関する請願

請第四百八十九号 茨城縣下北浦干拓事業促進に関する請願

請第四百二十号 燐灘干拓事業

実現促進に関する請願

請第五百二十七号 小倉市曾根地先干拓実現に関する請願

請第五百六十号 岩手山ろくの國當開墾及び岩手種畜牧場の拡充強化に関する請願

請第五百二十一号 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかんがい用水路

に関する請願

請第二百七号 小阪郡川貯水池改良事業を國當とすることに

関する請願

請第五百二十四号 京都府のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百二十六号 大阪府のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百二十九号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十一号 岐阜縣坂井のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十二号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十三号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十四号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十五号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十六号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十七号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十八号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百三十九号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百四十号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百四十一号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百四十二号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

水改良事業國庫補助に関する請願

請第五百二十一号 滋賀縣甲賀郡外一郡のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百十五号 勝尾寺川用水改良事業費國庫補助に関する請願

請第五百十九号 土地改良事業の継続施行に関する請願

請第二百七十六号 茨城縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第四百七十二号 山口縣玖珂郡内各町村のかんばつ防止対策に関する請願

請第四百九十六号 和歌山縣のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百九十七号 奈良縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百九十八号 和歌山縣のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百九十九号 大阪府下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百号 奈良縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百一号 愛知縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百二号 大阪府下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百三号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百四号 京都府のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百五号 滋賀縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百六号 三重縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百七号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百八号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百九号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十一号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十二号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十三号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十四号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十五号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十六号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十七号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十八号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百十九号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

請第五百一百二十号 岐阜縣下のかん害急対策費國庫補助に関する請願

昭和二十二年十二月八日

農林委員長 楠見 義男

參議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

林道飯田赤石線開設に関する請願

請願者 長野縣飯田市大字飯田

造林用苗圃用地確保に関する請願
請願者 札幌市北十四條西十四
丁目三國重四郎提出

右の請願は

右の請願は

輸出品としての樟腦及樟腦油の増産
が國民經濟に寄與する處は極めて大きい。樟樹の造林育成を担当する森
林組合系統機關に其の一貫作業とし
て粗加工を許可することに依つて容
易に其の目的が達せられるとの願意

であつて右事業が比較的簡単に且つ
家内工業的生産に適する点森林組合
に好適な事業であると思料せられる
のであつて參議院は、其の主旨は妥
当と認めた。よつて内閣は速かに銳
意実現に努められた。ここに國会

法第八十一條により別冊を送付す
る。

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

平提出

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

農業会の農業技術者給與國庫補助

に関する陳情

陳情者 富山市表町四番地富山

縣農業會長高原耕造外三十

二名(外八件)提出

陳情者 大分縣西國東郡真玉村

福永光德外二百六十二名提出

陳情者 大分縣西國東郡河內村

鹿島勝美外百四十八名(外五

件)提出

陳情者 新潟縣岩船郡越村農

業會長山田留吉外三百二十

三名(外七十一件)提出

陳情者 岩手縣和賀郡谷内村農

業會長菅雄一外百四十一名

(外五十一名)提出

陳情者 新潟縣天草郡棚本村農

業會長吉田喜代太外八名(外

九名(外五十二件)提出

陳情者 新潟縣南魚沼郡入廣瀬

村農業會長穴澤寛三外百九十

九名(外五十三件)提出

陳情者 新潟縣南魚沼郡土樽村

農業會長斎藤治外三十三名

(外三十三件)提出

陳情者 大分縣速見郡中山香町

農業會長飯塚知信外五百二名

(外三十三件)提出

陳情者 新潟縣刈羽郡高田村農

業會長大西長次外十八名(外

八名(外三十二件)提出

陳情者 岩手縣東磐井郡松川村

農業會長中村政外二百三十六

名(外三十二件)提出

陳情者 新潟縣佐渡郡高千村農

業會長穴山鶴松外十七名提出

陳情者 新潟縣中蒲原郡十全村

農業會長安中作市郎外二十

八名(外八件)提出

陳情者 岐阜縣養老郡廣幡村農

業會長西脇金一提出

陳情者 愛媛縣農業會長藥師神

岩太郎外二百七十名(外十一

件)提出

陳情者 新潟縣南魚沼郡中之島

村農業會長腰越協外二百八十

二名提出

陳情者 新潟縣古志郡東竹澤村

農業會長松崎利得外三十名提

出

陳情者 岐阜縣山縣郡櫻尾村農

業會長松久福市外二百四十名

(外十六件)提出

陳情者 岐阜縣武儀郡南武藝村

農業會長松田耕一外六十八名

(外七件)提出

陳情者 岐阜縣山縣郡葛原村農

業會長宮川孫平外十三名提出

陳情者 兵庫縣宍粟郡土萬村農

業會長岸原徳四郎外五名(外

一件)提出

陳情者 岐阜縣吉城郡國府村農

業會長駒屋健次郎外二十二名

提出

陳情者 岐阜縣武儀郡下之保村

農業會長折田耕一外九十一名

(外二件)提出

陳情者 兵庫縣有馬郡三田町農

業會長大西長次外十八名(外

二件)提出

右の陳情は

農業會の農業技術者は、科學的農業

技術体系の確立、農業生産力の向

上、農産物の増産供出に努力してい

るが、その待遇劣悪のため、刻下緊

急の要事たる農業技術の發展が阻害

されている有様であり、しかも農業

會の經濟狀態は自らこれを解決でき

ない故に、國庫の補助を仰きたいと

の趣旨であつて參議院は、願意の大

体は妥當なものなりと思う。よつて

内閣は銳意これが実現に努力せられ

たい。ここに國會法第八十一條によ

り別冊を送付する。

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

意見書案

農地委員會の經費を全額國庫負担

とすることに関する陳情

陳情者 岩手縣農地委員會連合

會長國分謙吉提出

右の陳情は

農地委員會の經費を全額國庫負担と

し同時に増額せられたいとの趣旨で

あつて參議院は、願意の大体は妥當

なものなりと思う。よつて内閣は銳

意これが実現に努力せられたい。こ

に國會法第八十一條により別冊を

送付する。

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

意見書案

農地委員會費國庫補助増額に関する陳情

陳情者 岩手縣農地委員會連合

會長國分謙吉提出

右の陳情は

農地委員會の經費を全額國庫負担

とすることに関する陳情

陳情者 岩手縣農地委員會連合

會長國分謙吉提出

右の陳情は

農地制度の改革は、縣市町村農地委

員會の自治的活動にまたねばならな

いが、これに要する費用を負担する

縣市町村の財政は六・三制の實施、戰

災復旧職員の待遇改善等に要する經

費の増大のため右委員會經費の增加

計上を許さない現状であり又待遇の

關係から縣市町村の專任書記の退職

者続出して短期間にすい行しようと

する農地改革を困難ならしめている

から、縣市町村農地委員會に対する

國庫補助を増額されたいとの趣旨で

あつて參議院は、願意の大体は妥當

なものなりと思う。よつて内閣は銳

意これが実現に努力せられたい。こ

に國會法第八十一條により別冊を

送付する。

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

農業會長中村政外二百三十六

名(外三十二件)提出

陳情者 新潟縣佐渡郡高千村農

業會長穴山鶴松外十七名提出

陳情者 新潟縣中蒲原郡十全村

農業會長安中作市郎外二十

八名(外八件)提出

陳情者 岐阜縣養老郡廣幡村農

業會長西脇金一提出

陳情者 愛媛縣農業會長藥師神

岩太郎外二百七十名(外十一

件)提出

陳情者 新潟縣南魚沼郡中之島

村農業會長腰越協外二百八十

二名提出

陳情者 新潟縣古志郡東竹澤村

農業會長松崎利得外三十名提

出

陳情者 岐阜縣山縣郡櫻尾村農

業會長松久福市外二百四十名

(外十六件)提出

陳情者 岐阜縣武儀郡南武藝村

農業會長松田耕一外六十八名

(外七件)提出

陳情者 岐阜縣山縣郡葛原村農

業會長宮川孫平外十三名提出

陳情者 兵庫縣宍粟郡土萬村農

業會長岸原徳四郎外五名(外

一件)提出

陳情者 岐阜縣吉城郡國府村農

業會長駒屋健次郎外二十二名

提出

陳情者 岐阜縣武儀郡下之保村

農業會長折田耕一外九十一名

(外二件)提出

陳情者 新潟縣刈羽郡高田村農

業會長新田彦司外五百二名

(外三十三件)提出

陳情者 新潟縣刈羽郡高田村農

業會長飯塚知信外二百六十

八名(外三十二件)提出

右の陳情は

食糧問題の解決には食糧の増産が第

一であるから、食糧増産研究機關た

る。

陳情者 岩手縣東磐井郡松川村

農業會長中村政外二百三十六

名(外三十二件)提出

陳情者 新潟縣佐渡郡高千村農

業會長穴山鶴松外十七名提出

陳情者 新潟縣中蒲原郡十全村

農業會長安中作市郎外二十

八名(外八件)提出

陳情者 岐阜縣養老郡廣幡村農

業會長西脇金一提出

陳情者 愛媛縣農業會長藥師神

岩太郎外二百七十名(外十一

件)提出

陳情者 新潟縣南魚沼郡中之島

村農業會長腰越協外二百八十

二名提出

陳情者 新潟縣古志郡東竹澤村

農業會長松崎利得外三十名提

出

陳情者 岐阜縣山縣郡櫻尾村農

業會長松久福市外二百四十名

(外十六件)提出

陳情者 岐阜縣武儀郡南武藝村

農業會長松田耕一外六十八名

(外七件)提出

陳情者 岐阜縣山縣郡葛原村農

業會長宮川孫平外十三名提出

陳情者 兵庫縣宍粟郡土萬村農

業會長岸原徳四郎外五名(外

一件)提出

陳情者 岐阜縣吉城郡國府村農

業會長駒屋健次郎外二十二名

提出

陳情者 岐阜縣武儀郡下之保村

農業會長折田耕一外九十一名

(外二件)提出

陳情者 新潟縣刈羽郡高田村農

業會長新田彦司外五百二名

(外三十三件)提出

大和平野東南部用改良事業費予算増額に関する陳情

陳第五百七十一号 奈良縣磯城郡倉橋溜池耕地整理組合連合

奈良縣のかん害対策に関する陳情
会長平井宗太郎提出

陳第三百八十七号 奈良縣農業委員會長駒井慶平提出

鹿兒島縣掛宿都内かん害救済に関する陳情

陳第四百八十六号 鹿兒島縣指宿町長吉滿敬勝外四名提出

千葉縣下のかん害復旧助成に関する陳情

陳第五百八十八号 兵庫縣知事岸田幸雄外一名提出

兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に関する請願

陳第五百八十九号 千葉縣議会議長逆井隆一提出

奈良縣下のかん害対策に関する陳情

陳第五百九十三号 奈良縣農民補助長逆井隆一提出

岐阜縣下のかん害應急対策費國庫補助に関する陳情

陳第五百七十六号 岐阜縣知事武藤嘉門提出

千葉縣下のかん害対策費國庫補助に関する陳情

陳第五百九十一号 千葉縣議會議長逆井隆二提出

京都府のかん害應急対策費國庫補助に関する陳情

陳第六百四号 京都府知事木村博外十名提出

三重縣下のかん害應急対策費國庫補助に関する陳情

陳第六百十七号 三重縣知事寄木理外一名提出

水害林業対策に関する陳情

陳第五百十一号 前橋市北曲輪町二十六番地群馬縣林業會長提

出

水害應急対策用建築資材の配給に關する陳情

陳第五百七十号 岩手縣一の関町長阿部時一提出

兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に関する請願

陳第五百八十八号 兵庫縣知事岸田幸雄外一名提出

兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に関する請願

陳第五百八十九号 兵庫縣知事岸田幸雄外一名提出

兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助を要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十二月八日

農林委員長楠見義男

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情

陳情者 東京都港区麻布市兵衛町、社團法人日本治山治水協會長石黒武重提出

農林省所管の治山治水事業の一部移管反対に関する陳情

陳情者 新潟縣森林組合連合会長伊藤文吉提出

農地法による山林開墾行過ぎ是正に関する陳情

陳情者 埼玉縣秩父郡秩父町大字大宮二二〇七番地秩父町大協会提出

民有未墾土地買收計画の樹立その他に関する陳情

陳情者 新潟縣森林組合連合会長伊藤文吉提出

農地法による山林開墾行過ぎ是正に関する陳情

陳情者 佐賀縣農業復興會議事務局提出

緊急開拓事業による開拓地入植者右の陳情は

農林省所管の森林治水事業の一部を砂防事業を所管する官廳に統合せんとするものがあるが、森林經營と溪流砂防とは不可分の關係にあり砂防は森林經營と一貫して行わなければ其の目的は達せられない。むしろ森林法の施行されている現在では之れであるが、急を要する余り、その実施について、地元の実情に合致せず徒然に山林所有者に危惧の念を抱かしめつある。かくては將來における林産物の生産及び國土保全の重責を果し得ない結果となり山林行政上支障が少くない。従つて、政府は速かに林野制度を確立し、林業者が安んじて業に就き得る様考慮せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年月日

参議院議長松平恒雄

意見書案

北海道開拓事業に関する陳情

陳情者 札幌市北四條西一丁目

内閣総理大臣片山哲殿

四郎提出

法第八十一條により別冊を送付する

岩手山ろく國當開発事業に関する陳情

陳情者 岩手縣盛岡市長小泉多三郎外七十五名提出

福岡縣三池郡高田村地先その他の干拓事業を國當とすることに関する陳情

陳情者 福岡縣議會議長稻員稔提出

開拓融資金増額に関する陳情

陳情者 長野縣開拓委員會長長伊藤平四郎提出

開拓融資金増額に関する陳情

陳情者 全日本開拓者連盟委員長長伊藤平四郎提出

緊急開拓事業費の増額に関する陳情

陳情者 佐賀縣農業復興會議事務局提出

緊急開拓事業による開拓地入植者右の陳情は

農地法による山林開墾行過ぎ是正に関する陳情

陳情者 島根縣知事原夫次郎提出

土地改良事業繼續施行に関する陳情

陳情者 愛媛縣議會議長渡邊百三提出

緊急開拓事業費の増額に関する陳情

陳情者 島根縣知事原夫次郎提出

緊急開拓事業の促進は、食糧増產その他社會政策上緊急を要するものであります。標記事業は夫々その目的に合致する適切なる事業で、且つその効果は既に政府においても検討するものである。よつて急速にこれを実現せられたいとの願意のものであつて參議院は、願意の大體は妥当なものなりと思う。よつて内閣は銳意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年月日

参議院議長松平恒雄

意見書案

愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負担とすることに関する陳情

陳情者 東三地方開発期成同盟会長大竹藤知外二名提出

水利組合法の改正及水利事業費國庫補助に関する陳情

陳情者 田川地方水利組合連合会協議会議長赤川晋、水利組合管理大河原卯三郎提出

三方原用水事業に関する陳情

陳情者 静岡縣濱名郡三方原村坂口享次外三十七名提出

富士山ろく開発農業用水利事業促進に関する陳情

陳情者 静岡縣知事小林武治外二十名提出

大和平野東南部用水改良事業費予算増額に関する陳情

陳情者 奈良縣磯城郡倉橋瀬池耕地整理組合連合会長平井宗太郎提出

右の陳情は

既懲地の土地改良事業は、新規開墾に比較して事業の容易なこと及び効果が適確である。然るに標記諸事業は物價高騰のため、着手に到らず或は事業の継延、縮少のやむなき事情にあつて、延いては食糧増産の國家目的を達せられない結果も予測されるので強力な國家の支持を得たいとの陳情であつて参議院は、その願意は略々妥当なものと思う。依つて内閣はその表現に努力されたい。ここに國会法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十二年月日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲藏

意見書案
奈良縣下のかん害対策に関する陳情
陳情者 千葉縣議長道井隆二提出

鹿兒島縣博宿郡内かん害救済に関する陳情
陳情者 鹿兒島縣指宿町長吉浦敬勝外四名提出

千葉縣下のかん害復旧助成に関する陳情
陳情者 千葉縣議長道井隆二提出

鹿兒島縣博宿郡内かん害救済に関する陳情
陳情者 鹿兒島縣指宿町長吉浦敬勝外四名提出

千葉縣下のかん害復旧助成に関する陳情
陳情者 千葉縣議長道井隆二提出

は食糧増産の主旨にも反する結果である、速に高率な助成金の放出を願望するとの陳情であつて参議院は、その願意を妥当なものと認める、よつて内閣は速かにその達成に努力されたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年月日
參議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲藏
〔木下源吾君登壇、拍手〕
〔木下源吾君登壇、拍手〕
〔青木參事朗説〕

○木下源吾君 只今上程せられました
請願及び陳情につきまして、農林委員会における審査の經過並びに結果を御報告いたします。

情は全会一致を以て採択し、内閣に付することに決定せられました。

○副議長(松本治一郎君) 参事をして報告いたします。

中川 幸平 鎌田 逸郎
油井賢太郎 波多野林一
中平常太郎 廣瀬與兵衛
佐伯卯四郎

要領書

一、委員会の決定の理由
百貨店法は昭和十二年八月制定されたものであつて、その制定の趣旨は当時の中小商業者の窮屈が經濟界の不況による經營難と業者の濫立及び經營上の欠陥に基く外、大規模經營による百貨店の進出に存してゐるので百貨店の新設、拡張並びにその經營に統制を加えることと、右の統制が單に中小商業者の保護のためのみならず百貨店相互の激しい競争の結果招來される好ましからぬ事態を緩和し百貨店と中小商業者との関係を調整したこととするものである。然るに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律所謂独占禁止法が制定された今日においては、百貨店法の趣旨とする処は実極において独占禁止法と同一であり、更に百貨店法がその目的達成のための手段とする百貨店の新設、拡張並びにその営業に対する行政官廳又は百貨店組合による統制についても、その法方は異なるが独占禁止法による公正取引委員会の適正な活動により同法の規定している私的独占の禁止、不当な事業能力較差の排除、不公平な競争方法の禁止等の効果をあげることが期待出来て百

販店法は、その独自の存在理由を失つたので本法律案では百貨店法を廃止せんとするものであつて妥当な措置と認める。

二、事件の利害得

の清算及び登記については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

一、委員会の決定の理由
百貨店法は昭和十二年八月制定されたものであつて、その制定の趣旨は当時の中小商業者の窮迫が原因

三、費用
する利益がある。

百貨店法を廃止する法律案に関する商業委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

不満徴候が行つたるに反し實用
を要しない。

なお、本法案については次の附帯決議を付した。

相互の激しい競争の結果招來される好ましからぬ事態を緩和し百貨店と中小商業者との関係を調整して小賣業全般の円満な発達を図るうとするものである。然るに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律所謂独占禁止法が制定

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月八日
衆議院議長 松岡 駒吉

百貨店法を廢止する法律案
百貨店法は、これを廢止する。

附 則

この法律の施行前になした行爲に
対する罰則の適用並びに百貨店組合

昭和二十一年十一月十日 参議院会議録第六十六号
百貨店法を廃止する法律案

中小商業者保護のため今後も存置する
ことが適当と思う。よつて次の國会に
おいて民主的に運営し、且つ中小商業
者に対する圧迫を防止し得る、百貨店
營業取締に関する新百貨店法というも
のを制定することを條件として、本法
案に賛成する。ついでこの趣旨の
附帯決議を附けることを提案するとい
う意見が述べられました。そこで附帯
決議を附すことの可否につき委員に
詰りましたところ、全員一致を以て附
帯決議を附することに決定した次第で
あります。そこで中平委員から提案さ
れました附帯決議案を審議いたしまし
たが、全員一致を以て、次の附帯決議案
が決定されました。即ち百貨店法を
廃止する法律案に対する附帯決議。

現行百貨店法の趣旨は、中小商業
者の圧迫を避ける目的のもとに制定
せられたものであるが、條文の大部
分が統制組合的性質をもつておるの
で、この際これを廢止し、次の國会
において、百貨店營業取締に関する新
百貨店法を制定すること以上が附
帯決議の内容であります。

そこで本法案の討論を打ち切りまし
て、採決に入りましたが、全会一致を
以て、本法律案即ち百貨店法は原案通り
廢止することに可決すべきものと決定
された次第であります。以上簡単でござ
いますが、御報告申上げる次第であ
ります。（拍手）

○副議長（松本治一郎君） 別に御発言
もなければ、これより本案の採決をい
たします。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を請います。

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない
と認めます。先づ委員長の報告を求め
ます。國土計画委員長赤木正雄君。

市街地建築物法の適用に関する法律案
昭和二十二年十二月九日
国土計画委員長 赤木 正雄
参議院議長 松平 恒雄殿
多数意見署名

高田	寛	岩崎正三郎
島津	忠彦	町村 敬貴
石川	一衛	田中 信義
久松	定武	國井 淳一
大山	安	安部 定

特殊建築物の制限に関する府令
縣令は、昭和二十二年法律第七十
二号（日本國憲法施行の際現に効
力を有する命令の規定の効力等に
關する法律）によつて、本年末日

限りで失効することとなるので、あらたに法律を制定する必要がある。これが、この法律案を可決すべきものと決定した理由である。

市街地建築物法の適用に関する法律案

第二十二條及び第二十三條の規定を除く。)は、当分の間、学校、集会場、劇場その他の同法第十四條に掲げる特殊建築物については、同法第二十一条に規定する同法適用区域外の区域にも、これを適用する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

赤木正雄君　只今議題になりました
南建建築物法の適用に関する法律案
國土計画委員会における審議の状況
御報告いたします。

公衆の利用することの多い特殊建築は、保健衛生上又は保安防災上から見て、從來廳府縣令の取締法規によつて工事の施行に際しては、

鹿児島県令も本年末月を以て失効するに至りますので、何らの規定もございません。これをそのままに放置することは甚だ危険でござります。よつて改めて守法監督を

建築物法の中では、建築物の耐久性を確保するための規定が盛んに取り入れられており、この点で取扱いは市街地と同様である。

物に対する廳府縣令に法的根拠を與
んがために、この法案が出たわけで
ります。

審議に入りまして、特殊建築物といがなるものを取扱うかの問い合わせに對

政府は学校、寄宿舎、共同住宅、遊戯場、下宿屋、沿場、興行場、集合場館、危險物貯藏庫及び処理場、食

庫、昇降機、これをこの法の適用範囲に入れるとの答えであります。又或る委員から、田舎の建築物に對して市街地の建築物と同様の取扱いをなすことは甚だ当を得てないではなかつた。かくて討論に入りまして、一委員の質問に對しては、田舎の建築物に対しては、現在廳府縣令で取締つてゐる以上には出ないと回答であります。から、この法案は暫定的なもので、現在行われてゐるものと事實上何ら相違ないからこれに賛成するとの意見がありました。かくて本委員会においては、本法案は可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

昭和二十二年十一月九日

内閣總理大臣 片山
參議院議長松平恒雄殿

貴院決議による綜合燃料及電力危機
突破に関する報告書を別紙のとおり
添付する。

聯合燃料及電力公司總司理二開「六

新会議院及電力危機実例に関する 參議院決議に対する報告

政府は当面の燃料電力危機に対し
てはつとにその必要性を認識し各種
の対策を実施しつつあるが、今般本
問題に関する貴院の決議を契機とし

て、更に一層積極的にその施策を推進すると共に、決議の指さるところに従つて、適切なる措置を講ずることとしたい。

一、綜合的実施機関設置の件

家庭燃料に関するはざまに經濟安定本部において綜合対策を樹立

〔六月十六日開幕決定〕本年度下半期綜合家庭燃料確保対策」その題名桂賀陽圓

通総指揮機関として頭部に關係各
省連合協議会を設置してこれが運
営の完全な期

當の万全を期しているが、かね更に今後全工ネルギー源の総合的計画実施の基調を受けるものと思ふ。

実施の権限を設ける必要も認められるのでこれに関して速かに具体案を考えたい。

二、各種エネルギー源の効率的配分 確保の件

各種エネルギー源相互間の効率的配分並確保については從來共経済安定本部の配当計画に二番

沈安六本部の西半諸島において各需要部門に対する電力、石炭、石油等の均衡ある配分に努めつつあ

官報号外 昭和二十二年十二月十日

り、家庭燃料については薪炭、ガス、電氣の総合計画配給指掌を講じては、更に商業用炭と電力用炭の配分再調整を目下検討中であるが、なお今後前項の総合機關設置の時はこれを活用して諸エネルギー源の一層の効率的配分と確保を期する予定である。なお將來は得る限り石炭(発電用炭を含む)重油、ガソリン等の輸入を懸請し、諸燃料の一層の合理的、効率的確保を期したい。

では九月十六日閣議決定による
「本年度下半期総合家庭燃料確保対策」に基き各関係廳において目
下具体的な実施方策を実行中である
が更に当面の重要な事項としては肥料
炭、加工炭(原料無煙炭)の輸送力の
優先充當と統制実行の合理化に
あるため、十一月二十五日閣議において「薪炭、煉瓦炭の確保に関する緊急具体的措置」を決定し、同月二十七日には全國知事会議を開催するなどの方法により総合家庭燃料確保対策の確実なる実行を目指しているが、今のところ十一月迄の確保目標に対し薪炭においては概ね計画通りに完遂出来る見透しが
しがついたが、煉瓦炭においては
原料無煙炭の手当はほぼ見透しが
ついたところ最近にいたり工場操業用配電の不充分なるため予定の
計画量の製造が東京、大阪においてはやや危ぶられるに至つた。よ
つてこれが配電につき今やあらゆる努力を傾注している。今後の問題は薪炭の輸送の確保と煉瓦炭の
原料無煙炭と工場用電力の確保と
であつて、これがためには全力を
挙げてその実効を期する積りであ
遺憾なきを期している。

海道各港船積輸送との調整について適確なる輸送の計画と実施を行つてゐる。
なお山口炭の海上輸送力の増強並に常磐炭の海上輸送等についても港湾設施關係その他について下調査計画中である。
一方薪炭を中心とする家庭燃費の輸送確保については今冬の燃料事情特に大都市向に對して特段の意を用い、東北地帶より京浜向舟貨については新炭専用の列車を四本臨時に運轉し薪炭輸送の確保を期している。特に一定地域間の臨時専用列車の運轉は返路利用は不可能で空車廻送を伴わねばならぬが故に全般的な輸送能率の低下を免がれず從つて他の物資の大なる犠牲に於て之が確保を図つてゐる。

しているが、当面の異常渇水にしてはなお不足するので至急これが対策を協議中である。

而して民生並に産業用最低電力の公平確実なる供給のために従来の配給方法を改め割当制を取る可と認め本十二月以降実施することとしたが、これが実効を有するためには今後共民主的な電気自衛会の活用により國民の協力を求める外、薪炭の計画配給量の確保、便乗荷の整理によって極度の秩序ある無停電供給に努める考である。なおこれらの方策は十一月十四日の閣議決定「電力危機破対策要綱」において明らかにされているところであつて、今までこの方針に基き電力危機突破を進める考え方である。

六、エネルギー源危機突破の解明

その合理的使用徹底の件

今日におけるこのエネルギーの危機の実相は未だ國民全般に理解せられるに至っていないと認められるから速かにその実相を明かにし國民の認識を深めると共に各種エネルギーの合理的な使用についても從来行つてゐる數管理指導等の措置を一層拡充し國民の協力を求めるため適切なる解説書の準備を進めて いる。

源を理かめ谷し寺を浦に在る所に、一力期す力確を一々後せ、これ對

は今後探るべき措置につきまして、決議第七項に従い、ここに御報告申上げる次第でございます。

今冬において特に深刻化しました燃料及び電力の危機突破に関しては、政府も固より種々を用いて來つておるのでござりますが、本院がこの問題に関しまして予ねてより特別の関心をおたれ、過般極めて適切なる決議案をいたされたるに至りましたことにつきましては、私の最も懇意を表すところでございます。政府は今後この精神を十分尊重いたし、その示唆せられるところを活かしまして、当面の燃料及び電力危機を突破いたし、國民經濟の基礎を安定せしめるために、一層効果的な施策を実施いたす所存でございますが、願わくば本院におかれまして、この本情を篤と了知せられまして、今後ますく政府を御鞭撻せらるんが、願わくば本院におかれまして、この本情を篤と了知せられまして、

(拍手) ことをお願いする次第でございます。
○副議長(松本治一郎君) 只今の報告書に對し質疑の通告がござります。これを許します。佐々木良作君。(拍手)
○佐々木良作君 極めて簡単でありますから、当席において発言することをお許し願います。
○副議長(松本治一郎君) よろしくござります。

政府の従来の実行力如何に鑑かつておる。実行がちつとも伴わないといふことに縣かつておる。今度の措置につきまして本当に実行する予定でやられる

もかく緊急停電を回避することがで
るか、できる見込を持つておるかと
う、この二点について御答弁を願い
いと思します。

でござりまするが、まだ連合軍の方
面との交渉が終つておりますん。併し
それいたしましても、何えば進駐軍等
関係の署房川島等については相当に削

ませんと、到底効果は上りませんんで、非常に困難な問題ではござりまするが、政府といたしましては、我々をして考えておりますことを実行いたしま

料及び電力の危機突破に関する問題に關しましては、政府も固より種々を用いて來つておるのでござりますが、本院がこの問題に關しまして予ねてより特別の関心をおたれ、過般極めて適切なる決議の必要もあると思うから考へるといふ

〔國務大臣和田博雄君答辯〕
「眞剎な回答を頼む」と呼ぶ者あり
り

も、鉄道その他の点を考えて見まして減をして貰う方針を探らなければなりませんが、又帝州川炭におきましては、或いは鉄鋼部面の方にも多少手を加えなければならんという点もござります。

しまして、今の電力の問題について般に迷惑が掛らないように是非一つ、行きたいと思つております。

〔佐々木良作君發言の許可を求むる○副議長(松本治一郎君) 報告をい

をいたされたるに至りましたことにつきましては、私の最も敬意を表することにしておきます。政府は今後この報告書にありますごとく、本決議の趣旨を十分尊重いたし、その示唆せられるところを活かしまして、当面の燃料及び

ようなことらしいのでありますから、これは御存じのように決して恒久対策のことを言つておるのではなくて、今進行しつつある危機を乗り切るために実施機關を作る必要があるのじやないかと、いうことでありますから、現在政府

は佐々木さんが官邸においてになつたときにもお述べになつた点でありますて、我々としては、この範囲が非常に廣汎でありますので、これは只今のところ関係各方面の者が寄りまして、本案実施については安定本部にお

ますので、それらの点を総括して大まかに申しますと、できるだけ蔬菜面におきまして、少限百四十一万トンを確保してそれにプラスができますように今工夫をいたしておるのであります。大体多くの製

「発言の要求があるじゃないか」と呼ぶ者あり
「佐々木良作君」今の御答弁に対する一言書いたいのですが、よろしくおぞぎますか」と述べた

電力危機を突破いたし、國民經濟の基礎を安定せしめるために、一層効果的な施策を実施いたす所存でございますが、願わくば本院におかれましては、この事情を篤く了知せられました。においては大体いかなる規模のものを、いつから発足される予定で考慮されつつあるかといふ点。それから次は、報告書の中で産業用炭と発電火力用炭との調整を図るといふ

いてもやつておるわけであります、が、
その委員会の設置につきまして、いつ
からといふ日にも私はまだ限るわけに
參りませんが、御趣旨の線に沿います
る委員会を私は至急に作つて発足する

限をせずにやりますには、火力について四十万トンの石炭が要るわけあります。それで、十一月については二十六万トンであります。十一月については約三十万トンと予定しておるもつたのである。

○副議長(松本治一郎君) 許します
○佐々木良作君 斎角の和田長官の答弁でありますけれども、殆んど答弁がついていなくて私了解しかねるのですが、ただ時間がないので、恐らくここでこれを論議することは困難な問題

(拍手)
○副議長(松本治一郎君) 只今の報告書に對し質疑の通告がござります。これによつて、今後ますく政府を御警戒あらんことを願ひする次第でござります。

それから商業用炭と火力用炭との關係でありますか。これは御承知の通りに配炭の問題を月々そのときの生産量に従いまして連合軍との間に交渉をしております。

今申上げましたような点を考慮して、十分に火力発電の方に振向けて行きたい。こういふ考え方で今交渉をいたしております。

ここでこれを論議することは困難な問題だと思いますので、私共この政府の施を飽くまで監視し激励するためには、更に続けて資料を要求し、そうして員会において検討して行きたいと思

○佐々木真作君 極めて簡単であります。
○佐々木真作君 極めて簡単であります。
○佐々木真作君 極めて簡単であります。
○副議長(松本治一郎君) よろしうございります。

たして決定しておるとしてあります。が、火力用炭としては御承知のように百四十一万トンという不景気を確保すべく我々といいたしては万般の努力を拂つたたわけでございまするが、一方又産業面について見ましても御承知のよ

それから緊急停電を続けなくて済むかどうかと、一
点であります。これが私はお話をのように非常にむづか
しいと思います。いろいろな條件がござります
ますので、政府といたしましては、

改めて頂きたいことを特にお願ひいたします。

○佐々木真作君　報告書の内容につきまして詳細にはまだ検討していないのでありますけれども、大要を見させて頂きましたので、その点につきまして、和田長官に対し極めて簡単に三點ばかり質問したいと思います。要するに、我々が決議しましたのは、

に、ただでさえ足りない薬業用炭を切つて來ることになりますので、恐らくこれを切るといたしましても、相場深刻な面が出てくると思うのであります。従つて只今一月——三月におきする第四四半期の配当計画は一應我々の方としての試案はできておりま

は、これはお詫のうよりに緊急的需要を
けずり済んで行くよりに万全を盡し
行くというお答えをするより外に方
がないのであります。できるだけ只へ
のような停電が止まりますることに
きましては、これは政府のみならず、
係各方面の協力をやはり得ましてや

〔青木泰事朗説〕
本日議員から左の議案を提出した。
租税完納運動に関する決議案〔高
龍太郎君発議〕
本日高橋龍太郎君から左の議案につ
き委員会審査省略の要求書を提出した
租税完納運動に関する決議案

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加し、租税完納運動に関する決議案(高橋龍太郎君発議)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない

と認めます。本件は発議者高橋龍太郎君より委員会審査を省略の要求書が提出されております。要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない

と認めます。よつてこれより発議者に對し趣旨説明の発言を許します。高橋龍太郎君。

租税完納運動に関する決議案
右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十二年十二月九日

発議者 高橋龍太郎

賛成者

小野 哲 小林 勝馬
左藤 義詮 天田 勝正
藤田 芳雄
参議院議長松平恒雄殿

租税完納運動に関する決議案

インフレーションの進行と共に、
わが國の財政は大きな数字に達し、
國民負担もまた未曾有の巨額に上つ
ている。しかも國民所得の分布はき
わめて不正常且つ不均衡なものとな
つており、徵稅方法もまた完全なもの
とはいえないため、現在のよう

に、所得稅の申告納稅額は八月末ま
で、わずかに八十三億円程度に止
まり、予算額に比し一割七分にすぎ
ない。

す、また租税及び印紙收入も、本年度
本予算、補正予算合計千三百三十億
円に対し、十月末日までの收入済額
は三百二十億円程度に達したに止ま
り、他面百億円内外の滯納額がある
といふべき事態を招來して
いる。しかしながら政府はこれ
がために脱税者意納者をして不法に
利益せしむるべくではなく、且つ租税負
担の公平を期するためあらゆる努力をな
しておる。しかしながら政府はこれ
をなすべきであり、また國民も現状
のまま推移するにおいては、財政は
根底から覆滅し、恐るべきインフレ
の悪化を見るに至るべき事態を充分
に認識して、いやしくも適正妥当な
租税の完納については、進んで協力
一致すべきである。私共はこの危機
打開のために租税完納運動を展開す
る。

右決議する。

〔高橋龍太郎君登壇、拍手〕

○高橋龍太郎君 只今上程になりま
した租税完納運動に関する決議案につき
まして提案の趣旨を申述べます。先ず
案文を朗読いたします。

租税完納運動に関する決議案

インフレーションの進行と共に、
わが國の財政は大きな数字に達し、
國民の負担もまた未曾有の巨額に上つ
ている。しかも國民所得の分布は極め
て不正常且つ不均衡なものとなつて
おり、徵稅方法もまた完全なものと
は言えないため、現在のように
申告納稅額は、八月末日まで僅
かに八十三億円程度に止まり、予算
額に比し一割七分に過ぎず、また租
税及び印紙收入も、本年度本予算、補

正予算、合計千三百三十億円に対
し、十月末日までの收入済額は、三
百二十億円程度に達したに止まり、
他面百億円内外の滯納額があるとい
う、極めて憂うべき事態を招來して
いる。併しながら政府はこれがために
脱税者意納者をして不法に利益せ
しむべきでなく、且つ租税負担の公
平を期するためあらゆる努力をな
すべきであり、また國民も現状のま
ま推移するにおいては、財政は根底か
ら覆滅し、恐るべきインフレの悪化
を見るに至るべき事態を充分に認識
して、いやしくも適正妥当な租税の
完納については、進んで協力一致す
べきである。私共はこの危機打開の
ために租税完納運動を展開する。

これが決議文であります。先日いわ
ゆる財政白書、即ち我が國財政の実情
についての大藏大臣談が発表になりました
として、財政の現状は誠に容易ならぬ事
態に立至つておることが明らかになつ
たのであります。特に納稅の成績が甚
だ思ひたくないのあります。十月
までの納稅額は予算額千三百三十億
円の中三百二十億円に過ぎず且つ滯納
の税額が百億円に上つておるような次
第であります。若しこのような納稅の
状況が改善されない場合には、健全財
政の企図はここに全く挫折して赤字財
政を余儀なくせられ、インフレーション
を激化させる導火線となり、結局は企
業も家計も悉く破壊し盡すような最悪
の状態に立ち至るべきことを憂慮する
次第であります。従いましてこのよう

え、その深き理解と関心との下に租税
の完納に努力し、國民が互いに手を携
えてインフレーションの大波を乗り切
ることがこの際緊急の要請であると考
えるのであります。従いまして國会が
ここに起ち上つて租税完納を推進する
脱税者意納者をして不法に利益せ
しむべきでなく、且つ租税負担の公
平を期するためあらゆる努力をな
すべきであり、また國民も現状のま
ま推移するにおいては、財政は根底か
ら覆滅し、恐るべきインフレの悪化
を見るに至るべき事態を充分に認識
して、いやしくも適正妥当な租税の
完納については、進んで協力一致す
べきである。私共はこの危機打開の
ために租税完納運動を展開する。

これが決議文であります。先日いわ
ゆる財政白書、即ち我が國財政の実情
についての大藏大臣談が発表されました
として、財政の現状は誠に容易ならぬ事
態に立至つておることが明らかになつ
たのであります。特に納稅の成績が甚
だ思ひたくないのあります。十月
までの納稅額は予算額千三百三十億
円の中三百二十億円に過ぎず且つ滯納
の税額が百億円に上つておるような次
第であります。若しこのような納稅の
状況が改善されない場合には、健全財
政の企団はここに全く挫折して赤字財
政を余儀なくせられ、インフレーション
を激化させる導火線となり、結局は企
業も家計も悉く破壊し盡すような最悪
の状態に立ち至るべきことを憂慮する
次第であります。従いましてこのよう

え、その深き理解と関心との下に租税
の完納に努力し、國民が互いに手を携
えてインフレーションの大波を乗り切
ることがこの際緊急の要請であると考
えるのであります。従いまして國会が
ここに起ち上つて租税完納を推進する
脱税者意納者をして不法に利益せ
しむべきでなく、且つ租税負担の公
平を期するためあらゆる努力をな
すべきであり、また國民も現状のま
ま推移するにおいては、財政は根底か
ら覆滅し、恐るべきインフレの悪化
を見るに至るべき事態を充分に認識
して、いやしくも適正妥当な租税の
完納については、進んで協力一致す
べきである。私共はこの危機打開の
ために租税完納運動を展開する。

○副議長(松本治一郎君) 別に御發言
もなければ、これより本案の採決をいた
します。本決議案に御賛成の諸君の
起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認め
ます。よつて本決議案は可決せられ
ました。只今の決議案に対し大藏大臣よ
り発言を求められました。これを許し
ます。大藏大臣。

○國務大臣(栗栖赳夫君) 只今本院に
おもてなされた租税完納運動の御
意とを表するものでございます。本議
案におきましてしばしく申上げたごと
く、本年度の財政收支における租税の
占める地位は決定的に重大となつてお
るのであります。更に國民各位が租税を完納する熱情を燃え上らせ
るには租税の負担が至公至平でなけれ
ばなりません。現在の税負担は極めて
重くなつておるのであります。イン
フレーションの進行下において、企業
も家計もいずれも苦しい中から、この
租税を完納するということは実に容易
ならん次第であります。政府におかれ
ましてもこの間の情勢を十分に洞察せ
られ、苟くも苛斂誅求に陥ることがな
いように、又インフレ大口利得者の課
稅の徹底に努め、又脱税者や滯納者か
らの税金の徵收にも一段と努力せら
れ、正當な租税を全國民が奉つて完納
いたしますよう熱意を燃え上らせ、こ
れによつて健全財政を實現通したいと
存する次第であります。何とぞ皆様の
御賛成をお願いいたします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御發言
もなければ、これより本案の採決をいた
します。本決議案に御賛成の諸君の
起立を請います。

〔起立者多数〕

○副議長(松本治一郎君) 過半数と認め
ます。よつて本決議案は可決せられ
ました。只今の決議案に対し大藏大臣よ
り発言を求められました。これを許し
ます。大藏大臣。

牛乳營業取締規則(昭和八年内務省令第三十七号)
食肉輸移入取締規則(昭和二年内務省令第四号)
医薬品等の封緘及び検査証明の取締に関する件(昭和十八年厚生省令第四十二号)
清涼飲料水營業取締規則(明治三十三年内務省令第三十七号)
冰雪營業取締規則(明治三十三年内務省令第三十七号)
飲食物用器皿取締規則(明治三十三年内務省令第五十号)
メチールアルコール(木精)取締規則(明治四十五年内務省令第八号)
飲食物營業取締規則(昭和二十二年厚生省令第五十五号)
鐵道共済組合令(明治四十年勅令第百二十七号)
專賣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)
印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)
通信局共済組合令(大正九年勅令第三百六号)
警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)
造幣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)
生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一号)
刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)
教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)

政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)
土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)
北海道廳當林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)
船艤安全法施行規則(昭和九年勅令二十四号)
船鑑札規則(明治四十年通信省令第二十四号)
前項に掲げる法令の効力は、暫定的のものとし、昭和二十三年五月二日までに必要な改廃の措置をとらなければならぬ。

第二條に左の一項を加える。

前項の規定は、内閣その他行政機関に對し、日本國憲法が認めてない場合において命令を発する権限を付與したものと解釈され得るが、

前項に掲げる法令の効力は、暫定期間で延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尙ほ議院に申上げます。

先ずこの改正案の内容のあらましをお聞かねますと、新憲法の施行當時、憲法によりますれば法律で規定してなればならん事項を命令で規定されておるもののが相当多くあつたのであります。併しそれを當時直ちに法律に改め

ることについて技術的に困難があつたので、總括的な現行法律を作つて、さうな命令は本年十二月末日まで法律

に代るべき法律を作る予定で、第一國会において相當数が法律に改められましたのでありますが、いろいろの關係で遂に本國会に提出の運びに至らなかつたものができたのであります。併しこれらの命令の中に規定として存置しなくてはならないものが多くあるのであります。その効力を來年の五月二日まで延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尚ほ議院に申上げます。

先ずこの改正案の内容のあらましをお聞かねますと、新憲法の施行當時、憲法によりますれば法律で規定してなればならん事項を命令で規定されておるもののが相当多くあつたのであります。併しそれを當時直ちに法律に改められましたのでありますが、いろいろの關係で遂に本國会に提出の運びに至らなかつたものができたのであります。併しこれらの命令の中に規定として存置しなくてはならないものが多くあるのであります。その効力を來年の五月二日まで延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尚ほ議院に申上げます。

先ずこの改正案の内容のあらましをお聞かねますと、新憲法の施行當時、憲法によりますれば法律で規定してなればならん事項を命令で規定されておるもののが相当多くあつたのであります。併しそれを當時直ちに法律に改められましたのでありますが、いろいろの關係で遂に本國会に提出の運びに至らなかつたものができたのであります。併しこれらの命令の中に規定として存置しなくてはならないものが多くあるのであります。その効力を來年の五月二日まで延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尚ほ議院に申上げます。

先ずこの改正案の内容のあらましをお聞かねますと、新憲法の施行當時、憲法によりますれば法律で規定してなればならん事項を命令で規定されておるもののが相当多くあつたのであります。併しそれを當時直ちに法律に改められましたのでありますが、いろいろの關係で遂に本國会に提出の運びに至らなかつたものができたのであります。併しこれらの命令の中に規定として存置しなくてはならないものが多くあるのであります。その効力を來年の五月二日まで延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尚ほ議院に申上げます。

先ずこの改正案の内容のあらましをお聞かねますと、新憲法の施行當時、憲法によりますれば法律で規定してなればならん事項を命令で規定されておるもののが相当多くあつたのであります。併しそれを當時直ちに法律に改められましたのでありますが、いろいろの關係で遂に本國会に提出の運びに至らなかつたものができたのであります。併しこれらの命令の中に規定として存置しなくてはならないものが多くあるのであります。その効力を來年の五月二日まで延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尚ほ議院に申上げます。

先ずこの改正案の内容のあらましをお聞かねますと、新憲法の施行當時、憲法によりますれば法律で規定してなればならん事項を命令で規定されておるもののが相当多くあつたのであります。併しそれを當時直ちに法律に改められましたのでありますが、いろいろの關係で遂に本國会に提出の運びに至らなかつたものができたのであります。併しこれらの命令の中に規定として存置しなくてはならないものが多くあるのであります。その効力を來年の五月二日まで延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尚ほ議院に申上げます。

先ずこの改正案の内容のあらましをお聞かねますと、新憲法の施行當時、憲法によりますれば法律で規定してなればならん事項を命令で規定されておるもののが相当多くあつたのであります。併しそれを當時直ちに法律に改められましたのでありますが、いろいろの關係で遂に本國会に提出の運びに至らなかつたものができたのであります。併しこれらの命令の中に規定として存置しなくてはならないものが多くあるのであります。その効力を來年の五月二日まで延長し、その間に第二國会に提出して法律として整備することになります。そこで、それらの命令を一々列挙いたしますが、これらは、昭和二十年勅令第五百四十二号ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づき発せられた命令、いわゆるボッダム勅令等は、内容が法律事項でもよろしいので、この法律に關係がないということと、第二條の命令を政令と読み替える規定は、單なる文字の整理で、内閣その他行政機関に對し、憲法が認めていない場合に、命令を発する権限を附與したものではないということを新らしく挿入したのであります。尚ほ議院に申上げます。

たします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。〔総員起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際、日程に追加して消防組織法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○副議長(松本治一郎君) 异議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君。

○副議長(松本治一郎君) 認めます。まず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君。

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

○副議長(松本治一郎君) 本件は原案通り可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十一年十二月九日 治安及び地方制度委員長 吉川末次郎
參議院議長 松平恒雄殿
多數意見者署名
鈴木 直人 岡元 義人
阿竹齋次郎 奥 主一郎
村尾 重雄 羽生 三七
岡田喜久治 中井 光次
岡本 愛祐 小野 哲
草葉 隆圓 黒川 武雄
大隅 憲一

認領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、警察制度の改革に伴い、地方分権の趣旨に副うべき、消防制度の根本的改革を行つたため、その組織の大綱を定めたものであつて、適切且つ妥当なものであると認める。

二、事件の利害得失

從來内務大臣の指揮監督の下に、警察権の範囲に屬していた消防を分離せしめてこれを市町村の責任に移すことは、消防の民主化及び地方分権の趣旨に副うことがであります。

三、費用

本法律案施行のための費用は、國家消防廳設置に要する費用のみでありますが、その予定額については、政府において目下検討中である。

消防組織法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。昭和二十二年十二月八日。

衆議院議長 松岡 駒吉

(小字及び
は衆議院修正)

消防組織法案
消防組織法目次
第一章 総則
第二章 國家機関
第三章 自治体の機関
第四章 離則
第五章 附則
第一編 第一章 総則
第二編 第二章 消防署
第三編 第三章 消防職員及び消防團員の訓練機関
第四編 第四章 機械器具の檢定
第五編 第五章 消防設備及び機械器具の檢定
第六編 第六章 消防統計及び消防情報に関する事項
第七編 第七章 消防指導員の養成に関する事項
第八編 第八章 消防設備及び機械器具の檢定
第九編 第九章 消防組織法の附則

第一條 消防は、その施設及び人員

を活用して、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第二章 國家機関

第三條 國家公安委員會に國家消防廳を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員會がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

長官は、國家公安委員會の指揮監督を受け、國家消防廳の職務を掌理する。

第四條 國家消防廳は、左に掲げる事務を掌る。

一 消防に関する市街地の等級化に関する事項

二 消防準則の研究及び立案に関する事項

三 防火検査（放火及び失火犯の捜査を含む。）制度の確立に関する事項

四 放火及び失火犯の捜査技術の研究並びに捜査員の訓練に関する事項

五 消防操法訓練の基準の研究及び立案に関する事項

六 消防技術及び火災予防に関する事項

七 消防統計及び消防情報に関する事項

八 消防指導員の養成に関する事項

九 消防設備及び機械器具の檢定

に關する事項

十 消防に関する試験研究に関する事項

第十一條 國家消防廳は、市町村長の承認を得て、消防研究所及び管理局を置く。

國家消防廳は、國家公安委員會の承認を得て、國家消防廳の定めるところにより、所長一人、局長一人その他所要の職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家消防廳長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家消防廳長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の職員は、國家消防廳長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家消防廳長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

消防署の設置、名称、組織及び管轄区域

管轄区域は、市町村長の承認を得て、消防長がこれを定める。

特別区の消防長は、都例に従い、都知事がこれを管理する。

都知事がこれを管理する。

消防長がこれを定める。

任を有する。

第十七條 前條の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

都知事がこれを管理する。

管轄区域

管轄区域は、市町村長の承認を得て、消防長がこれを定める。

都知事がこれを管理する。

中に規定すべきものと思うがどうかといふところの質問に対しまして、政府当局より、消防團は漸く全國的組織の完了に近づきつつある今日、これを本法案に入れることは却つて適當でなく、諸般の情勢上これを除いたのであるというところの答弁がございました。第四は、水防については、先般の大水害の状況より考えて見ても極めて重要なことであると思うが、この法案には比較的この水防のことが軽視せらるゝかに考えられるが、この点はどうかというところの質問に対しまして、政府当局よりは、水防については工兵隊なき後の我が國としては、曾て工兵隊が持つておつた鉄舟、爆薬等の資材の整備或いは破壊的権力作用について、國家賠償法、水利組合法、河川法等を総合した立法的研究も必要であるから、この問題は後日に譲ることとしたいという旨の答弁がございました。

したのでございます。その修正案の内容は極めて簡単なものでござりますから、ここに読み上げたいと思うのですが、さういいます。

第十條第一項中「市町村長」を「市長」と改め、同條第三項中「市町村長の承認を得て、消防長」とありますのを「市町村」に改めるのであります。

第十三條中「承認を得て」、といふところの文言を、「定める基準により」と改めることであります。

第三十三條の中で「國有財産又は國の所有」とありますのを、「國有財産若しくは都道府縣有」に改めまして、尙同條に第二項といたしまして次のようない項を加えることといたします。

「前項の場合において、これに伴う負債のあるものは、その処分については相互の協議により、これを定める。」

これだけの修正案でございます。文書の配付等の関係から十分に御覽を願つておらないかと思いますが、簡単な文章でございますから只今読上げたよくな次第でございますが、その内容をいたしますところは、昨日本院を通じていたしましたところの警察法案と附隨いたしまして、そうした字句の修正などをこれ整えますところの上から必要であるという意味からなされたものであります。が、警察法案におけるところの議院の治安及び地方制度委員会におきておつたのであります。が、事ら我が委員会の意見を非常に含んでおるところのものは議院の修正案の中に織込まれておつたのであります。が、事ら我が委員会の意見を非常に含んでおるところのものでござります。

をも一括いたしまして討論採決に入りましたところ、綠風会の岡本愛祐委員から賛成意見の御開陳がありました。次いで全会一致これを可決すべきものと決定いたしました次第でございました。以上御報告申上げます。(拍手) ○副議長(松本治郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決を行なわれます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔總員起立〕

○副議長(松本治郎君) 總員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。これにて四時まで休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

午後六時四十七分開議

○議長(松平恒雄君) これより休憩前に引き続き会議を開きます。本日、駒井藤平君、佐藤尚武君、下條康麿君、高橋龍太郎君、野田俊作君、東浦庄治君、結城安次君より、理由を附していずれも議院運営委員辞任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、その補欠として、梅原宣隆君、河井耕八君、木下辰雄君、佐伯卯四郎君、鈴木順一君、徳川宗敬君、堀越儀郎君を指名いたしました。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、全國選舉管理委員会の委員の指名、委員の數は九人であります。尙本件につきま

しては、同時に予備委員九人を指名して置くことになります。○小川久義君 只今議題となりました全国選舉管理委員会の委員及び同予備委員の指名につきましては、それへ先づその指名をされる者を議長において定められ、議院はその者について決議することとするの動議を提出いたしました。

○村尾重雄君 小川議員の動議に賛成いたします。
○諭長(松平恒雄君) 小川君の動議に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○諭長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて小川君の動議のごとく決しました。つきましては、議長は、全國選舉管理委員会の委員に指名される者として、日本社会党推薦海野晋吉君、香月保君、柏正男君、日本自由党推薦飯沼一省君、美濃部達吉君、小坂順造君、綠風会推薦長世吉君、小党派推薦矢部貞治君を、同じく予備委員に指名される者として、日本社会党推薦加藤鑑造君、高久清一君、伊藤好道君、日本自由党推薦有馬秀雄君、中御門經民君、民主党推薦青木秀夫君、岡正雄君、綠風会推薦木下道雄君、小党派推薦原達君を、それへ指名いたします。これより只今議長において定めました指名される者について表決を行います。海野晋吉君、香月保君、柏正男君、飯沼一省君、渡辺錦藏君、美濃部達吉君、小坂順造君、長世吉君、矢部貞治君を全國選舉管理委員会の委員に、加藤鑑造君、高久清一君、伊藤好道君、有馬秀雄君、中御門經民君、青木秀夫君、岡正雄君、

木下道雄君、莊原達君を同子備委員に指名することに賛成の諸君の起立を聽ります。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。(拍手)よつて本院は右の諸君をも全国選舉管理委員会の委員及びその予備委員に指名することに決しました。

○議長(松平恒雄君) 報告をいたさせます。

〔寺光泰事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

配炭公團法の一部を改正する法律案可決報告書

本日委員長から左の報告書を提出した。

鉄工業委員会請願審査報告書第五号

鉄工業委員会計額特別報告書第五号

鉱工業委員会陳情審査報告書第四号

鉱工業委員会陳情特別報告書第四号

○議長(松平恒雄君) この際日程に加之し、配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題にすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

先ず委員長の報告を求めます。鉱工業委員長稻垣平太郎君。

〔審査報告書〕

配炭公團法の一部を改正する法律案

日本工農と法規 第五集

昭和二十二年十一月二十五日

鉱工業委員長 稲垣平太郎
參議院議長 松平恒雄殿

勞工委員會請願特別報告第四

鑑石製鐵所銑鋼一貫作業再開促進
二四十二年清頂

請第三百七十九号 岩手縣釜石
市今二丁目六之三四

市鉢子町鉢木金作擬正

第三回
市木荒町七原田猪八郎提出

二件の請願は内閣に送付するを要るものと審査決定した。よつて別

意見書案を附して報告する。

鉱工業委員長 稲垣平太郎
參議院議長 松平恒雄殿

意見書案

名石製鉄所 鉄鋸一貫作業再開促進
に関する請願

新潟県上越市錦子町錦
木金作提出

東北地方鉄鋼業振興に関する請願
請願者 宮城縣仙臺市本荒町七

原田猪八郎提出

相互に関連性あるものなので、一括して問題を探り上げることとする。

先來東北地方は、鉄鋼生産に要する
燃料、動力等の各資源を豊富

に擁し、これ等の資源は殆んど他の
武工業地帶に集中してゐる現状

に鑑みて、今後は、これを地元にお

る設備と技術とを活用して、製品化する建前から、その具体策として、終戦直前の二回に亘る艦砲射撃練

なんど致命的なまで戰災を受けながら、労資一体の努力によつて、復舊準備を完成した日鉄釜石製鉄所の第一貫作業の再開を初めとし、東方における電氣製鉄、鑄鋼及び鉄の増産を実現するため適切なる手を講じて貰いたいとの趣旨である。参議院は、願意の大体は妥当と思う。然し乍ら原料炭の逼迫状況と原料及び製品の総合的需給計画との他諸般の事情よりして直に地方或は、釜石のみを優先的取扱うことをすることには、なお検討の余地がある。この意を諒とせられて内閣に立つてこれらを探査した次第である。此の意が実現に努力されたることに關する要するも、鉄鋼が石炭と並んで日本で再建上不可欠の基礎物資なりとある。鉄意これが実現に努力されたことに國会法第八十一條によりて送付する。

製塩用燃料割当に關する請願
　請第五百五十二号 佐賀縣知事
　　沖森源一外六名提出
野銀治菜用燃料増配に關する請願
　請第五百六十一号 東京都中央
　　区日本橋室町一ノ七(三越五
　　階)佐谷庄太郎外六名提出
釜石製鐵所銅一貫作業再開促進
　請意見書案を附して、報告する。
　　昭和二十二年十二月九日
　　鉄工業委員長 稲垣平太郎
　　參議院議長松平恒雄殿
　　意見書案
　　製塩用燃料割当に關する請願
　　請願者 佐賀縣知事沖森源一外
　　六名提出
右の請願は、自給製塩のうち、効率的なるものは專業製塩に轉換発足したが、なお幾多の補修改良を加えなければ、完全操業は出來ない現状で、其の上製塩の根幹である製塩用炭の配給停止に遇い、現在の燃料事情及び資金の状況では事業を継続することも出來ないから、これが打開策として製塩用炭の割当に彈力性をもたせるよう考慮願いたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、縱これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山哲蔵
出
右の請願は
日本農業に久くことの出來ない
わ、鎌の生産及び修理に從事して
る野銀鋤業者に対するコータスの
當は、九・十月分として一工場当
十丁分を製造するに足りない數
このままに推移すれば、全國野銀鋤
者の死活問題となる可能性があ
で、今後燃料用コータスの増配
特別の措置を講じて貰いたいと
旨であつて参議院は、願意の大旨
妥当なものなりと思う。よつてな
は銛意これが表現に努力せらわ
い。ここに國会法第八十一條に
別附を添付する。

現状に鑑みて、可及的速かに該製作所に配達されたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。しかしながら燃料炭不足その他經濟諸般の事情よりして、早急な実現は困難と認めるも、鉄鋼が石炭と並んで日本經濟再建の基礎物資であり、且石炭が原料、電力等の立地條件に恵まれてゐることを認意して、銳意これが実現に努力せらるべき。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

鉱工業委員長 稲垣平太郎

審見案

北海道における家庭越冬用燃料の

價格に關する請願

陳情者 北海道網走商工会議所

会頭白井仁太郎提出

右の請願は

冬期道民生活の絶対必需品である暖

房用石炭が政府の理解ある措置によ

つて、平均二、三トンの割当配給を

確約されたが、炭價が高額であるた

め割代を合せると越冬用燃料購入費

のみで七千三百余円を要し、冬期諸

経費のかさむ時期にかかる多額の出

費は到底一般大衆の負担することが

できないところであつて購入不可能

を申出る者が続出の状態である。よ

つて政府は、石炭については、適當

額の國庫補償、炭炭については、政

府買上價格と消費價格の幅の縮減等

の措置を講じて道民の生活の安定を

図られたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥当なものなりと

思ふ。本問題は、現行價格体系の根

本に影響するところ大なりとはい

え、北海道燃料事情の特殊性等再考

せられたい。ここに國会法第八十一

條により別冊を送付する。

〔稻垣平太郎君登壇、拍手〕

内閣総理大臣片山哲殿

○稻垣平太郎君 只今議題と相成りま

したる請願について御報告申上げま

す。(簡単と呼ぶ者あり)請願書第三

百四十四号及び四百四十五号、國立亞

炭研究所を山形縣新庄町に設置するこ

とに関する請願、それから三百五十九

号及び五百七十三号、釜石製鐵所鉄鋼

一貫作業再開促進に関する請願、四百二

十四号、東北地方鉄鋼業振興に関する

請願、統いて五百六十一号、野銀治業

用燃料増配に関する請願、次に五百五

十二号、製塩用燃料割当に関する請

願、陳情六百三号、北海道における家

庭越冬用燃料の價格に関する陳情、以

上請願七件及び陳情一件につきまし

て、委員会におきまして審議いたしま

した結果、これを採択し、内閣に送付

すべきものと決定いたしました次第で

ござります。これを御報告申上げま

す。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな

ければこれより採決をいたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕これらの請

願及び陳情は採択し、内閣に送付する

ことに賛成の諸君の起立を請います。

〔縦員起立〕

企業再建整備法の一部を改正する法
律案可決報告書
会計検査院法の一部を改正する法律
案可決報告書
経済力集中排除法案修正議決報告書
持株会社整理委員会令の一部を改正
する法律案修正議決報告書
臨時金利調整法案可決報告書
同日財政及び金融委員中西功君より左
の報告書を提出した。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追
加し、企業再建整備法の一部を改正す
る法律案、会計検査院法の一部を改正す
る法律案、持株会社整理委員会

令の一部を改正する法律案、(内閣提

出、衆議院送付)、以上五案を一括して

議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

出がございました。許可することに御

異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認

めます。尙経済力集中排除法案につい

ては、少數意見の報告書が提出されて

おります。先づ委員長の報告を求めま

す。財政及び金融委員長黒田英雄君。

恒雄君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 報告をいたさせ

ます。

〔青木参考事例〕

本日衆議院から左の内閣提出案を受領

した。よつて議長は、即日これを財政

及び金融委員会に付託した。

臨時金利調整法案

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

企業再建整備法の一部を次のように

改正する。

第二十七條中「昭和二十年勅令第

六百五十七號」の上に「臨時石炭鉱業

管理法、」を加える。

企業再建整備法の一部を改正する

法律案可決報告書

同日財政及び金融委員中西功君より左

の報告書を提出した。

○議長(松平恒雄君) この際日程に追

加し、企業再建整備法の一部を改正す

る法律案、会計検査院法の一部を改正す

る法律案、持株会社整理委員会

令の一部を改正する法律案、(内閣提

出、衆議院送付)、以上五案を一括して

議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認

めます。尙経済力集中排除法案につい

ては、少數意見の報告書が提出されて

おりません。先づ委員長の報告を求めま

す。財政及び金融委員長黒田英雄君。

恒雄君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 報告をいたさせ

ます。

〔小字及び

〔衆議院修正〕

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十一年十二月九日

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十二月四日

參議院議長松平恒雄殿

審査報告書

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十一年十二月九日

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十二月九日

參議院議長松平恒雄殿

審査報告書

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十一年十二月九日

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十二月九日

參議院議長松平恒雄殿

審査報告書

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十一年十二月九日

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付

する。

昭和二十一年十二月九日

參議院議長松平恒雄殿

審査報告書

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告す

る。

昭和二十一年十二月九日

企業再建整備法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

伊藤 保平 星一

玉屋 喜章 山田 佐一
西川 基五郎 渡邊 基吉
岩木 哲夫 尾形六郎 兵衛

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正は、会計検査院法の一部を改正して、検査官の受ける俸給の額を、年額五万円から、國務大臣の受ける俸給の額に準ずる額と改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、会計検査官の俸給を諸般の実状に適合せしめる利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

会計検査院法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月八日

衆議院議長 松岡 駒吉

（小字及び一は衆議院修正）

会計検査院法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月八日

衆議院議長 松平 恒雄殿

（小字及び一は衆議院修正）

会計検査院法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月八日

衆議院議長 松平 恒雄殿

（小字及び一は衆議院修正）

会計検査院法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月八日

衆議院議長 松平 恒雄殿

（小字及び一は衆議院修正）

とする。

附 則

この法律施行の期日は、改令で規定で定められ、当該規定が適用される日から、これを適用する。

審査報告書

臨時金利調整法案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月九日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長 松平 恒雄殿

多数意見者署名
石川 準吉 小林米三郎 西川吉之助 玉屋 喜章 深川タマエ 田口政五郎 高橋龍太郎 星 一 尾形六郎 兵衛 植井 康雄 木内 四郎

高瀬莊太郎 伊藤 保平 森下 政一 松嶋 喜作 岩木 哲夫 山田 佐一 木村喜八郎 西川基五郎 渡邊 基吉

（小字及び一は衆議院修正）

臨時金利調整法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月九日

衆議院議長 松平 恒雄殿

（小字及び一は衆議院修正）

この法律施行のために、別に費用を要しない。

止させることができるものとし、日銀總裁が大蔵大臣の命を受け金利の最高限度を決定、変更又は廃止をなすには、金利調整委員会に諮問するを要し、同委員会は大蔵大臣の任命する委員をもつて、民衆に構成せられることとするものであつて、必要な措置と認められる。

この法律により定められたとき、定金金利信託の予定配当率、貸付の利率、手形の利引率、当座貸越の利率、コールローン又はコールマネーの利率並びに有價証券の引受け料、戻料その他これらに準ずるものといたる。

この法律により定められたとき、金利の最高限度が定められたときは、当該金利に認めるときは、日本銀行總裁をして、金融機関の金利の最高限度を定めさせることができる。但し、金融機関の金利の最高限度が、他の法律に基き定められ得る場合は、この限りでない。

大蔵大臣は、經濟一般の情況に照し必要があると認めるときは、日本銀行總裁をして、前項の規定により日本銀行總裁が決定した金利の最高限度を変更又は廃止させることができる。変更させたものについても、また、同様とする。

前二項の規定により、日本銀行總裁が、金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金利調整委員会（以下委員会といふ）に諮問しなければならない。

委員会といふに諮問しなければならない。

大蔵大臣は、第一項又は第二項の規定により、日本銀行總裁をして金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止させたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第四條

この法律により定められる

金融機関の金利の最高限度は、常

に、一般金融市場の情況に相應す

るようなものでなければならぬ

い。

第五條

この法律により金融機関の

金利の最高限度が定められたとき

は、当該金融機関は、当該金利に

ついては、その最高限度を超えて、これを契約し、支拂い、又は

受領してはならない。その最高限

度以下で、○これを契約し、支拂

い、又は受領することは、全く自

由である。

第六條

委員会は、大蔵大臣の所轄

に属し、日本銀行總裁の諮問に應じ、諮詢された事項につき、調査審議し、その結果を日本銀行總裁に答申する。

委員会は、金融機関の金利に関

し、大蔵大臣又は日本銀行總裁に、隨時意見を具申することができる。

第七條

委員会は、委員十五人を以

て、これを組織する。

第七條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

委員のうちの一人を委員長とす

る。委員長は、委員の互選によ

り、これを定める。

第八條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

委員のうちの一人を委員長とす

る。委員長は、委員の互選によ

り、これを定める。

委員のうちの一人を委員長とす

る。委員長は、委員の互選によ

り、これを定める。

委員のうちの一人を委員長とす

る。委員長は、委員の互選によ

り、これを定める。

第八條 委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

委員のうちの一人を委員長とす

る。委員長は、委員の互選によ

り、これを定める。

委員は、大蔵大臣がこれを命ずる。この場合において、委員の選定に當つては、特定の地域に於ける利益の代表に偏しないよう、又労働、農業その他産業の各界の利益が適当に代表されるように相当の考慮を拂わなければならない。

第一項第四号乃至第六号に掲げる委員の任期は、一年とする。但し、禁錮以上の刑に処せられたとき又は心身の故障に因り職務を行ふに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

委員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠委員を命じなければならぬ。補欠委員は、前任者の代理で在任する。

第九條 委員長は、会務を総理する。

委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第十條 委員会の議事は、すべて秘密とされる。

委員は、祕密を破壊しなければならない。

第十一條 委員会に書記若干人を置く。

書記は、日本銀行職員の中から、大蔵大臣がこれを命ずる。

書記は、庶務に從事する。

附 則

第十二條 委員若しくは書記又は委員若しくは書記で在つた者が委員会の議事に關して知得した秘密を他に漏洩し、又は濫用したときは、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

この法律は、昭和二十二年十一月

十五日から、これを施行する。

昭和二十二年法律第二百三十八号

(昭和二十二年法律第五十四号私的占有の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律)の一部を次のように改正する。

九、臨時金利調整法第五條

審査報告書

経済力集中排除法案

右多數をもつて別冊の通り修正議決したるよつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月九日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長 松平恒雄 股

融資委員長 黒田 英雄

過度経済力集中排除法

「この法律で」と「この法律の施行について」に改め、同條第五項中「役務の移動を」の下に「実質的に」を、同條第七項中「この法律で競争又は」の下に「この法律の施行について」を加える。

第三條 持株会社整理委員会は、過度の経済力の集中で、この法律施行の日において現に存している、又は昭和二十一年八月一日以後この法律施行の日前において存したものと指定し、公共の利益のためには、これを排除する。

前項の場合において過度の経済力を集中とは、營利を目的とする私企業又はその結合体で、その分野においてその有する相對的規模が大であり、又は二以上の分野に

おいてその占める地位を集積した力が大であるために、事業の重要な部分において、競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営むことを阻害するものをいう。

持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六條第一項の規定による具体的基準に従い、過度の経済力の集中を指定しなければならない。

持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六條第一項の規定によることを阻害するものをいう。

を加える。

指定会社(特別整理会社である指定期会社を除く)の利益の配当について大蔵大臣が前項但書の許可をなすについては、予め、持株会

をなすについては、予め、持株会

聽聞会を開き、利害關係人は同委員会の指令案に対する異議の申立て意見の具申をすることができ、同委員会はこれに基き、指令案につき必要な変更を加えることができるものとし、同委員会の指令の決定に際して事実の認定が実質的な証拠を基礎としていない場合又は実質的な証拠を採用していない場合は、利害關係人は内閣総理大臣に不服の申立ができると認めるときは、事件を同委員会に差戻すものとし、また本法案と独占禁止法との関係を調整するために所要の規定を設けることとするものであつて、持株会社整理委員会に強大な権能を賦與する点、経済力集中の具体的基準が明確を欠く点、企業の分割がかかると認めるときは、事件を同委員会に再建を困難ならしめるのではないかという点等、なお論議すべき点が少くないが、差当り止むを得ない措置と認める。

但し本法案の対象となるものは、當利を目的とする私企業又はその結合体であること、及び第三條の規定を明確にするために、同條に修正を加え、また第二條、第六條、第八條、第十三條、第十四条、第十七條につき、それぞれ所要の修正を加える。

一、委員会の決定の理由

本法案の趣旨は、急速に経済力の集中を排除し、いわゆる独占禁止法等による恒久的措置の実効をあげ、民主的で健全な國民経済再建の基礎をつくるために、新たに法律を制定し、持株会社整理委員会は経済力の集中を指定し、公共の利益のためにこれを排除し、この目的を達成するためには、財産の譲渡若しくは引渡し、株式その他有價証券の譲渡権の行使の委任、法人その他の團体の解散、企業再編成の要求の機能を有するものとし、また同委員会は利害關係人に對し

二、事件の利害得失

この措置によつて、過度の経済力の集中を排除し、國民経済の合理的な再編成を促進し得る利益がある。

これらに類する独占的性質又は制限的性質の取扱いその他関係の有無、物品の導入若しくは販賣についての特種、生産若しくは販賣の制限、價格の固定、事業地域若しくは販賣地域の制限又は特許権若しくは技術の排他的交換を内容とする取扱めその他の関係の有無及びこれらの取扱めその他の関係への参加の有無。

三 関係人又は参考人に出頭を乞して審尋し、及び鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

四 工場事業場その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

五 財産の譲渡若しくは引渡しを企て、又は株式その他の有價証券につき議決権の行使の委任を企めること及び当該財産が個人又は家族の所有に属する場合においては、その譲渡の対價として受領した金銭で有價証券を取得すべきことを命じ、又はその譲渡の対價として有價証券を交付し、且つ、これらの有價証券の任意の譲渡を制限すること。

六 法人その他の團体の解散を命じ、企業連合、企業結合、企業同一、一手買取、一手販賣その他の独占的性質又は制限的性質の取扱いの解消を命じその他○経済力を集中を存続させる行為を禁止すること。

七 企業の再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された○経済力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画書の提出を求める、これを承認し、及び企業再編成計画書の実施についての裁判上又は裁判外の権限ある場合において、企業の再編成計画書を作成すること。

八 企業再編成計画書の実施につき一切の裁判上又は裁判外の権限

九 持株会社整理委員会の承認を受けないで財産の移轉その他の行為をすることを禁止する。

十 その他第三條の規定により指定された○経済力の集中を排除するのに必要と認められ且つ、この法律の規定に適合する行爲をする。

十一 前各号に掲げる事項を実施するため、必要な指令をし、又は必要な規則を定めてこれを公示すること。

前項第六号の規定により持株会社整理委員会が法人その他の團体に対しその解散を命じた場合は、他の法令の規定又は契約その他の規定にかかわらず、当該法人その他の團体は、その命令により解散する。

第二項第四号の規定により臨檢査をする者は、一定の証票を携帯しなければならない。

第八條 持株会社整理委員会は、企業再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された○経済力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画を承認し、若しくは作成しようとするととき、前條第二項第五号若しくは第六号の規定による処分をしようとするとき、又

はその他の処分をする場合において必要と認めるときは、その承認その他の処分の指令案を文書で利害関係人及び公正取引委員会に通知しなければならない。

前項の規定による指令案の文書は提出された計画書の承認に係るもの(を除く。)には、処分の基礎となつた事実の認定を附記しなければならない。

第五條第二項の規定は、第一項の規定による指令案の通達に、これを準用する。

第九條 持株会社整理委員会は、指令案を通達した日から十五日を経過した後に利害関係人に對し聽聞会を開かなければならぬ。

前項の聽聞会においては、利害関係人は、指令案について異議の申立又は意見の具申をすることができる。

持株会社整理委員会は、第一項の聽聞会の手続について、規則を定めて、これを公示することができる。

第十條 公正取引委員会は、指令案が昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下私的独占禁止法といふ。)の規定に反すると認めるとときは、その旨を持株会社整理委員会に対し指示しなければならない。

第十一條 持株会社整理委員会は、第九條第二項の規定による異議の申立若しくは意見の具申又は前條の規定による指示に基き、指令案につき必要な変更を加えることができる。

に、指令が独断的になつてゐるかどうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的性質のものであるため、指令が独断的になつてゐると認める場合においては、必要な程度加えざせるため、その事件を持株会社整理委員会に差し戻さなければならない。

第十五條 第十三條の規定による不服申立の期間内及び同條の規定による不服申立があつた場合にはその事件が確定するまでの間は、当該決定指令の執行は、停止される。

第十六條 ○過度の経済力の集中は、他の法令の規定に基く場合又は自発的に生じた場合であるかどうかを問わず、この法律の定めるところにより、これを排除することができる。

第十七條 國、地方公共團體、公園（特別調達廳を含む。）及び労働組合については、第三條の規定による指定を行わない。

この法律の施行は、配給統制に関する法令の適用を妨げるものではない。

第一項の規定による指定により、その組織が消滅し、解体若しくは清算を終了し、解体中若しくは清算中にあり、又は変更を加えられ

た場合においても、株式会社整理委員会が、そのいかなる形態による繼續もこれを禁止するために必要な措置をとることを妨げない。

第十九條 株式会社整理委員会の決定指令の執行に関する事項は、公正取引委員会に対する変更申立をすることができる。

株式会社整理委員会の決定指令について、公正取引委員会に付与する権限を有する場合は、公取引委員会が、これを掌る。

株式会社整理委員会の決定指令について、公正取引委員会に付与する権限を有する場合は、公取引委員会に移す日前において別に規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

前項の規定による申立に基く株式会社整理委員会の決定指令の変更は、第二十六條の規定により持株会社整理委員会の権限を公正取引委員会に移す日前においては、株式会社整理委員会の同意がなければ、これをしてはならない。

第二十条 株式会社整理委員会は、この法律の規定による職權の一部を公正取引委員会に委任することができる。

株式会社整理委員会は、この法律の規定による職權行使するのに必要な範囲内において、これに關する事務を行政官廳その他の機関を委嘱することができる。

第二十二条 第七條第二項第七号の規定による計画書の提出の請求に従わなかつた者は、これを一万元以下の過料に処する。

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十一條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、そなたの法人又は人に対しても、名本條の罰金刑を科する。

第二十四条 第七條第二項第七号の規定による計画書の提出の請求に従わなかつた者は、これを一千円以下の過料に処する。

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、これを三千以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一項の規定による命令に違反して情報報を整理せず、情報、報告、意見若しくは帳簿書類その他の物件を提出せず、記録を保存せず、又は虚偽の情報、報告若しくは意見を提出した者

二 第七條第二項第三号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による出頭命令に違反し、同号の規定による審尋に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同号の規定による鑑定命令

に対し鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者

第二十六条 この法律の規定による前項の罪を犯した者は、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十七条 私的独占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定及び持株会社整理委員会の権限によつて変更されることはない。

第二十八条 私的独占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定及び持株会社整理委員会の権限によつて変更されることはない。

第二十九條 本法案は、経済力集中排除法を改正して、同委員会は現行通り独立の法人とするが、公けの機關とし、内閣総理大臣の監督に属するものとし、目的及び業務に経済力集中排除法の施行に関する事項を加え、委員の内監査委員を廃し、持株会社整理監査委員会の同委員会に対する監査はこれを廃し、また業務の執行により手数料を徴収することを得るものとし、会計は会計検査院の検査に付することとするものであつて、いずれも適当の措置と認める。

なお本法案を次の通り修正す。

昭和二十二年十二月九日

審査報告書
持株会社整理委員会令の一部を改正する法律案

右多數をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月九日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長 松平 恒雄殿

この法律案中「経済力集中排除法」を「過度経済力集中排除法」に、「経済力ノ集中」を「過度ノ経済力ノ集中」に改める。

二、事件の利害得失

この措置によつて持株会社整理委員会の機能を過度経済力集中排除法の施行に適應せしめる利益に改める。

三、費用

この法律施行のために要する費用は約八百万円である。

石川 淳吉 田口政出郎
木内 四郎 高橋龍太郎
西郷吉之助 森下 政一
玉屋 嘉章 山田 佐一
深川タマエ 植井 康雄
松島 嘉作 渡邊 茂吉

多数意見者署名

岩木 哲夫 高瀬莊太郎

小林米三郎 伊藤 保平

木村禎八郎 星 一

西川甚五郎 尾形六郎兵衛

株式会社整理委員会令の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ可決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十二月二十三日

参議院議長 松平恒雄殿 駒吉

衆議院議長 松岡駒吉

株式会社整理委員会令の一部を改正する法律案

株式会社整理委員会令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「分散スルコト」の下に「並ニ民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲經濟力集中排除法ノ定ムル所ニ依リ經濟力ノ集中ヲ排除スルコト」を加え、同條に次の二号を加える。

整理委員會ハ公ノ機關トシ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス

第三條第五号中「常務委員及監査委員」を「常務委員」に改める。

第五條第三項中「常務委員又ハ監査委員」を「又ハ常務委員」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

第六條第一項及び第二項中「常務委員及監査委員」を「常務委員」に改め、同條第三項中「監査委員」を「常務委員」に改め、同條第五項を削る。

第九條第一項中第八号を第十号とし第七号の次に次の二号を加える。

八 經濟力集中排除法第三條ノ規定ニ依リ經濟力ノ集中ヲ指定スルコト

定ニ依リ經濟力ノ集中ヲ排除スル爲必要ナル措置ヲ採ルコト
第九條第二項中「第八號」を「第十號」に改め、同條に次の二項を加える。
前項ノ會議ノ議決ハ祕密會ニ於テ之ヲ爲ス。
第十一條 整理委員會ハ株式會社、指定者及經濟力集中排除法第七條第二項第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ニ財產ヲ譲渡シタル者ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得
前項ノ手數料ハ譲受財產及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ハ譲受ケタル財產ヨリ生ジタル收益並ニ當該財產ノ處分代金ヨリ扣除シテ之ヲ徵收ス
整理委員會ハ株式會社及指定者以外者ガ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル議決權ノ行使ヲ委任シタル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得
整理委員會ハ第一項及前項ニ規定スル手數料ノ徵收ニ關スル規則ヲ定メ之ヲ公示スベシ
第二十二條 第九條第一項ニ掲グ業務ヲ行フ爲必要ナル整理委員會ノ經費ハ前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ整理委員會ハ第一項ニ規定スル手數料及附屬雜收入並ニ毎會計年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ整理委員會ニ交付セラルル金額ヲ以テ之ヲ支辨ス
第二十三條 整理委員會ノ會計ハ之ヲ會計検査院ノ検査ニ付ス

及後期ニ區分シ各期毎ニ整理委員會經費收支計算書並ニ譲受財產及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ其ノ譲受ケタル財產ニ關スル財產目錄及收支計算書ヲ作成シテ各期經過後三ヶ月以内ニ之ヲ内閣總理大臣及會計検査院ニ提出スベシ
第十一條 整理委員會ハ株式會社、指定者及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ニ財產ヲ譲渡シタル者ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得
前項ノ手數料ハ譲受財產及經濟力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ハ譲受ケタル財產ヨリ生ジタル收益並ニ當該財產ノ處分代金ヨリ扣除シテ之ヲ徵收ス
整理委員會ハ株式會社及指定者以外者ガ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル議決權ノ行使ヲ委任シタル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得
整理委員會ハ第一項及前項ニ規定スル手數料ノ徵收ニ關スル規則ヲ定メ之ヲ公示スベシ
第二十二條 第九條第一項ニ掲グ業務ヲ行フ爲必要ナル整理委員會ノ經費ハ前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ整理委員會ハ第一項ニ規定スル手數料及附屬雜收入並ニ毎會計年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ整理委員會ニ交付セラルル金額ヲ以テ之ヲ支辨ス
第二十三條 整理委員會ノ會計ハ之ヲ會計検査院ノ検査ニ付ス

規定スル株式會社ガ同項」に改める。

第三十條 削除

第三十五條第一項中「第二十一條」を「第二十三條第二項」に、「第二十三條第二項」を「二十四條」に改め、同條第一項ノ規定ニ違反シ検查人が同條第一項ノ規定ニ違反記載ヲ爲シタル検査報告書ヲ提出シタルキ其ノ者ノ罰亦同シ」を削る。

第三十六條中「前四條」を「前五條」に改める。

第三十六條ノ二 委員、委員長、常務委員若ハ整理委員會ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル法人、團體又ハ人ノ祕密ヲ洩シハ竊用シタルキハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條中「第二十四條ノ規定ニ依ル書類」を「第二十三條第五項ノ書類」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現在に在任する持株會社整理委員會の委員又は常務委員で、その任期が昭和二十三年十二月三十日前に満了するものについては、持株會社整理委員會第五條第三項及び第六條第三項の規定にかかるわらず、同日までその任期を伸長する。

持株會社整理委員會は、昭和二十一年四月一日から同年九月三十日まで間における持株會社整理委員會の經費收支計算書並びに譲受財產に関する財產目錄及び收支計算書を作成して、この法律施行の日から三箇月以内に、これを内閣總理大臣に提出

しなければならない。

株式會社整理委員會は、前項の書類並びに從前の持株會社整理委員會令第二十一條の規定による昭和二十一年事業年度の持株會社整理委員會収支計算書並びに譲受財產に関する財產目錄及び收支計算書を、前項の期限内に、會計検査院に提出して、その検査を受けなければならない。

改正後の株式會社整理委員會令第二十三條第三項、第五項及び第六項並びに第三十七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

持株會社整理委員會が第三項又は第四項の規定に違反して當該書類を提出せず、又は虚偽の記載をなした書類を提出したときは、行爲者たる持株會社整理委員會の委員長又は常務委員を一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

從前の株式會社整理委員會令第三十條の規定は、同條の規定に基づき既に発せられている命令に対する關係においては、この法律施行後においても、なをその効力を有する。

從前の持株會社整理委員會令第三十五條の規定は、この法律施行前同條に規定する罪を犯した者の处罚についても、なおその効力を有する。

昭和二十一年勅令第五百六十七号（会社の証券保有制限等に関する命令）の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「當てては、」の下に「命令で定める會社の發行に係る株式については、」を加える。

第二十五條中「常務委員又ハ監査委員」を「又ハ常務委員」に改め、「監査委員ノ承認ヲ經テ」を削る。

第二十九條第三項中「持株會社」を「命令ヲ以て定ムル持株會社」に改め、同條第四項中「前項」を「前項ニ

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました企業再建整備法の一部を改正する法律案について、委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

この法案は極めて簡単な法案でありまして、先に本院を通過いたしました臨時石炭鉱業管理法の制定に伴いまして、企業再建整備法に必要な改正を加えたものであります。これは主務大臣の認可を受けた事項につきまして、他の法令に規定がありますものを、認可・許可・免許等の処分を要しないことになつておるのに対して特にこれを除いたのであります。これは衆議院側において附則の修正があつたのであります。

次に会計検査院法の一部を改正する法律案について御説明申上げます。これは検査官の受けます俸給の額は現在定額五万円となつておりますが、最近の物價事情その他諸般の実情に鑑みまして、検査官の地位等を考慮して、國務大臣の受けける俸給の額に準ずる額と定められたならば、金利の最高限度の決定、変更、廢止をするには、金利が受けましたならば、金利の最高限度の決定、変更、廢止をするには、金利が定められたものを変更又は廢止させることができ。日銀總裁は大藏大臣の命を執行されたならば、金利の最高限度の決定、変更、廢止をするには、金利が定められたものを変更又は廢止させることになります。これが本案の内容であるのであります。

これらにつきまして委員会におきまして審議をいたしまして、討論採決をいたしましたところ、三案共、全会一致を以て可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次に、経済力集中排除法案について申上げます。本案につきましては、審議を慎重にいたしますために、財政及び金融委員会と商業、鉱工業両委員会の三委員会の連合審査会を数回開きました。審議をいたしたのであります。これにつきましては、すでに本会が定まりますれば、それと同じようにになつておるのでありますから、それを準じて規定されことになるのであります。この法案につきましての説明はこれを以て終ります。

次に臨時金利調整法案について御説明申上げます。これは從來東京、大阪、その他の各地におきます銀行等は、実除に行います金利につきまして審議におきまして安本長官から、その提議があつたのでありますから、皆様

しまして、これを嚴守することを確約を與えることを防止しておつたのであります。これは私的独占禁止法の趣旨に違反する疑義が生じたので、最近これを廢止しなければならないことになつておるのであります。併し現下の諸情勢の下におきまして、これをそのままに放置して置きますときは、金利が不当に昂騰する虞れがあり、物價安定その他に悪影響を與えることになりますので、本法を制定いたしましたのであります。これは大藏大臣が經濟一般の状況に照し必要があると認めますときは、日銀總裁に命じまして金利の最高限度を定めることと、その定めたものを変更又は廢止させることができる。日銀總裁は大藏大臣の命を受けましたならば、金利の最高限度の決定、変更、廢止をするには、金利が定められたものを変更又は廢止させることになります。これが本案の内容であるのであります。

これらにつきまして委員会におきまして審議をいたしまして、討論採決をいたしましたところ、三案共、全会一致を以て可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次に、経済力集中排除法案について申上げます。本案につきましては、審議を慎重にいたしますために、財政及び金融委員会と商業、鉱工業両委員会の三委員会の連合審査会を数回開きました。審議をいたしたのであります。これにつきましては、すでに本会が定まりますれば、それと同じようにになつておるのでありますから、それを準じて規定されことになるのであります。この法案につきましての説明はこれを以て終ります。

もすでに御承知のことと存するのであります。詳しい説明はこれを省略いたします。

要するにその目的は、第一條に記載せられておるのであります。平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として行うものであります。過度なところの経済力集中を排除し、過当なところの経済力集中を排除して置きますときは、國民經濟を合理的に再編成し、民主的で健全な國民經濟再建の基礎を作らうとするのであります。

委員会におきます各委員の質疑は誠に重要な質疑應答が繰返されたのであります。これは速記録で以て御覽を願うことをお許しを願いたいと思います。各委員の質疑に現われました意見の大体を申上げますれば、これによりまして我が經濟力を細分して弱化され、生産力を阻害し、經濟の再建を妨げるものでないだらうか。又本法案におきましては、持株整理委員会に包括的に委任の形になつておつて、恰かも戰時におきますところの國家総動員法に等しいような絶大なる権限を與えておるのでありますから、これは適用がいかになるかということを具体的に知らなければその審議を進めることができます。このふうな意見があつたのであります。で、具体的の基準につきましては、一應基準が提示されたのであります。大体政府は持株整理委員会のやることであるからして、明確なることを答弁ができることになります。各委員もこれに對しては甚だ不満足であつたのであります。

前項の場合において過度の経済力の集中とは、當利を目的とする私企業、又はその結合体で、一つの分野においてその有する相対的規模が大であるべきではない。又は二以上の分野においてその占める地位を積みた力が大であるため、事業の重要な部分について、競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営むことを阻害するものをいう。持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六條第一項の規定による具体的基準に従い、過度の経済力の集中を指定しなければならない。

第六條第一項第四号出第三條第三号に規定する方法による「を削る。」内委員よりいたしまして、本法案に対する修正の意見が提出されたのであります。その修正案をちよつと申上げます。その修正案をちよつと申上げましたのであります。が、民主黨の木見が多かつたのであります。

かくて質疑を終りまして討論に入りましたのであります。が、民主黨の木見が多かつたのであります。

第六條第一項第四号出第三條第三号に規定する方法による「を削る。」内委員よりいたしまして、本法案に対する修正の意見が提出されたのであります。その修正案をちよつと申上げましたのであります。が、民主黨の木見が多かつたのであります。

第六條第一項第四号出第三條第三号に規定する方法による「を削る。」内委員よりいたしまして、本法案に対する修正の意見が提出されたのであります。その修正案をちよつと申上げましたのであります。が、民主黨の木見が多かつたのであります。

この場合において、その事実の認定は、指令案の基礎となつておる経済上、生産上その他の資料を詳細に示し、又はその事実の認定には、これらの資料に關する説明を覺書として添附しなければならない。

第十三條中「六日」を「三十日」に改める。

第十四條第一項中「十五日」を「三十日」に改める。

第十七條第一項、第二項を削る。

附則に次のようになります。

会社利益配当等臨時措置法の一部を改める。

第四條中「整備計画を提出したも

の」の下に、「又は満度経済力集中排除法第三條の規定により指定された

会社(以下指定会社といふ)を、「決

定整備計画」の下に「又は満度経済力集中排除法の決定指令の内容」を加え、同條に次の一項を加える。「指

定会社(特別整理会社である指定会

社を除く。)の利益の配当について、大藏大臣が前項但書の許可をなすに

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるなければならない。」

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計�査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

理委員会令の一部を改正いたしました

て、同委員会は現行通り独立の法人と

するが、公の機関として内閣整理大臣の監督に属するものといたしまして、

定整備計画の決定指令の内容」を加え、同條に次の一項を加える。「指

定会社(特別整理会社である指定会

社を除く。)の利益の配当について、大藏大臣が前項但書の許可をなすに

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

つては、予め株会社整理委員会の意見を求めるべきものとし、会計は会計検査院の監督に付することとしたのであります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

す。よつて両案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に企業再建整

備法の一部を改正する法律案、会計檢

査院法の一部を改正する法律案、臨時

金利調整法案、以上三案全部を開題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 満半数と認めま

す。よつて三案は議決せられました。

衆議院に同付した経済力集中排除法案

りましたところ、内大臣より修正の意見が提出されたのであります。その修正を読みますと、この法律案中、

「経済力集中排除法」を「満度経済力集中排除法」に、「経済力集中」を「満度の

経済力集中」に改めるという修正であつたのであります。採決の結果修正案

は多数を以て可決されたのであります。更に修正を除きました原案について採決いたしましたところ、先程も申上げましたように、中西委員を除くはか、多数を以て可決いたしましたのであります。これをして報告を終ります。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな

て、持株会社整理委員会の権限が余りに過大である。これは民主主義に反対すること夥しいというふうな意見書を現実の生産そのものを分割し、細分することとは、その趣旨とは違ひ、日本國民経済を退歩させるものである。(拍手)

この法律は一つの全権委任法であつて、持株会社整理委員会の権限が余りに過大である。これは民主主義に反対すること夥しいというふうな意見書を現実の生産そのものを分割し、細分することとは、その趣旨とは違ひ、日本國民経済を退歩させるものである。(拍手)

「異議なし」と呼ぶ者あり)、

○副議長(松本治一郎君) 异議ないと認めます。先づ委員長より報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

○副議長(松本治一郎君) 満半数と認めま

す。よつて両案は委員会修正通り議決せられました。

右全会一致をもつて可決すべきものと認決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十二月九日

○副議長(松平恒雄君) 満半数と認めま

す。よつて三案は議決せられました。

衆議院に同付した経済力集中排除法案

外一件につき衆議院の同意があるまで審議院は解散ができません。又衆議院より該案の送付があろうかと存じますから、暫時休憩をいたします。(拍手)

午後九時五十九分休憩

○副議長(松平恒雄君) 満半数と認めま

す。よつて三案は議決せられました。

○副議長(松本治一郎君) これより休

憩前に引き続き会議を開きます。報告をいたさせます。

(寺光泰郎朗読)

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

午後十一時四十分開議

○副議長(松本治一郎君) これより休

憩前に引き続き会議を開きます。報告をいたさせます。

由として財閥関係役員に該當したことについての内閣總理大臣の承認の申請をすることが出来る。

一、当該財閥に属する者又はその同籍者の配偶者又は親子兄弟姉妹若しくはこれらの者の配偶者でないこと

二、当該役員の職に就任するために予め当該財閥又は当該財閥の財閥直系会社の承認を必要とする旨の取締のなかつたこと又は取締のない場合においてその承認を受けいなかつたこと

三、財閥直系会社の役員の職に在つた者については常務取締役、財閥傍系会社の役員の職に在つた者については最高代表役員と同等以上の権限又は支配力を事实上有していなかつたこと

四、当該財閥の財閥会社の役員の職を同時に四以上兼ねていなかつたこと

内閣總理大臣は、前項の申請を受理した場合これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の外分をしなければならない。

第一項に規定する者が同項及び前條に規定する事由による申請の双方をなさうとするときは、同時にこれをしなければならない。

八條 終四條第一項又は第五條第一項の規定により会社を代表する権限を有する役員の全員がその職を去ることとなる場合において必要ながあるときは、関係の会社は、当該役員の過半数の同意をもつてその職を退くこととなる役員のう

ち一人を選び、この法律施行の日から六箇月以内の期間を定め、一時その職に留まらることについて、内閣総理大臣に対し、その承認を申請することができる。

前項に規定する場合の外、関係の会社が、國民經濟の復興上必要な場合その運営上欠くことのできない者であり、且つ余人を以て代えることが困難な者について、内閣総理大臣に対し、一年を超えない期間を限つて、役員の職に留まらせることについての承認を申請することができる。

前項の規定により留任を承認された者の勤務する会社の承継会社が設立された場合、当該承継会社が國民經濟の復興上必要であり、又その者がその運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代えることが困難な者であるときは、関係の会社は、内閣総理大臣に対し、その者が留任を許可された期間内に限り、当該承継会社の役員の職に就くことの承認を申請することができる。

内閣総理大臣は、前四項の申請に対し一年を超えない期間を限り清算中の会社の清算人の職に限り、又は就くことについての承認を申請することができる。但し特に必要があるときは、期間の更新を申請することができる。

内閣総理大臣は、前四項の申請を受理した場合、これを財閥關係役員審査委員会に付議し、その結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の場合において、当該申請に係る役員について、承認の処分があつた場合においてはその者がその承認のあつた期間、なおその職に留まることができるものとし、又、不承認の処分があつた場合においてはその者はその旨の通知があるまでの間、なおその職に留まるものとする。

第九條 第四條又は第五條の規定の適用に當つては第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社の承継会社は、これ等の規定に規定する会社と見なす但しこれ等の規定により役員の職を辞さなければならぬ期間は第二項の規定により指定のあつた時又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日から三十日以内とし、その職を失う日は、同項の規定により規定のあつた日又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日から三十一日目とする。

この法律で承継会社とは、財閥関係役員審査委員会が、同項に規定する会社の出資の状況並びに当該会社の営業、資産、取引及び役職員の大部分、商号等の承継を考慮し、当該会社と實質的に同一なものとして決定したものについて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社から出資を受け、又はその営業の全部若しくは一部の譲渡を受けた会社は、この法律施行の際に存する会社について

はこの法律施行の日から三十日以内、又この法律施行の日以後あらたに出資を受け又は営業の譲渡を受けた会社についてはこれ等の行爲のあつた日から三十日以内に、前項の規定による指定についての申請をしなければならない。

顧問、相談役、參與その他の役員なることを疑わしめる名称を受けた者は、第四條及び第五條の規定の適用について、これを会社の役員の職に就いたものとみなす。

第十條 第二條第二項及び第三項の規定による指定に因する譲渡の事項に附し、指定があつてから三十日以内に内閣総理大臣に対し指定の取消又は変更を申請することができる。

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合は、これを財閥關係役員審査委員会に付託し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならぬ。

第一項の申請があつた場合は、第

五條第一項及び第六條第三項の規定による指定に附し、各監禁取引の法律施行の日以後あつた日と號する者であるのを算定第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と號する者とする。

<p>第三 第八條第一項乃至第四項の規定による留任又は就任の申請</p> <p>四 第十條第一項の規定による指定の取扱いは要務の中略</p>	<p>第十三條 内閣総理大臣は、前條三号に掲げる申請を受理したときは、直ちに、これを財閥関係役員審査委員会に送付しなければならない。</p>
<p>第十四條</p>	<p>第十二條 内閣総理大臣は、財閥關係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に對して資料を提出させ、又は事實を説明させることができる。</p>
<p>第十五條</p>	<p>第十一條 財閥關係役員審査委員会は、その審査の権限に屬するものを審査し、申請の送付を受けた日から三箇月以内（第八條第一項による申請については五日以内）にその經過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。但し内閣総理大臣は、必要あるときは、委員会の要求に應じ前項の期間を期間を限つて延長することができる。</p>
<p>第十六條</p>	<p>第十五條 内閣総理大臣は、前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間以内（第八條第一項による申請については二日以内）に申請の承認若しくは不承認の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ開催書類を公衆が閲覧し得るようになければならない。</p>
<p>第十七條</p>	<p>第十六條 委員会は、委員九人以内でこれを組織する。</p>

社が経済力の集中を排除するため新たに会社を二以上設立するときは、各新設会社に承継せられる債務を担保する担保権は、それぞれ当該新設会社に出资せられる資産の上に限つて存在することとし、また特別経理会社が経済力集中排除法によつて指定されてから、その再編成計画の内容が定まるまでの間に、会社の将来に對する不安等のために生ずることの予想される債権の一時の取立や、融資の困難を緩和するため、債務の支拂の一時停止の應急措置を認めるところに、右の期間内に生じた債権について光取特権の優先指揮を講ずることとし、また特別経理会社以外の会社においては、持株会社整理委員会によつて定められた再編成計画中に特別経理会社の整備計画に準ずる事項が記載されたときは、その再編成計画に整備計画に等しい法的効力を附與することとし、第二会社の設立手続、株主、債権者に対する拘束力等に関する企業再建整備法の規定を準用することとするとともに、担保関係の分割、債権支拂の一時停止、光取特権の規定についても、特別経理会社の場合と同様に取扱うこととし、また特別経理会社、非特別経理会社を通じて登記に際し所要の規定をおき、公平の手段に遺憾なきを期することとするものであつて、いづれも適當の措置と認め

三、費用
排除と企業再建整備の両措置の遂行を円滑ならしめる利益がある。

この法律施行のために別に費用を要しない。

経済力集中排除法の施行に伴う企
業再建整備法の特例等に関する法
律案

昭和二十二年十二月九日

（小字及び一は審議院修正）

第一條 企業再建整備法の特別経理

三條第一号乃至第三号の規定により指定された場合においては、当

計特別会社(以下「別経理株式会社」)の整備計画又は決定整備計画につき、企業

再建築法第五條第一項 第二十
條第一項（同法第二十一條第二項
において準用する場合を含む。以

下同じ。)又は第二十一條第一項の規定によりする認可の申請及びこ

これに対する認可は、
排除法第十一條第二項の規定によ
る決定指令（以下決定指令とい
う。）の内容に従つて、これをしな
ければならない。

第二條 前條第一項（同條第四項及

び第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける会社及び金融機関再建整備法の金融機関を除くの外〇経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定により指定された会社(以下指定会社といふ)が、同法第七條第二項第七号の規定により提出する企業再編成計画書中に、企業再建整備法第六條第一項第一号乃至第四号、第七号、第九号、第十四号、第十八号及び第十九号に掲げる事項(同項第三号及び第七号中役員の氏名及び役員の任期に関する事項並びに同号中同法第三十四条の五第一項の規定による資産の譲渡に関する事項を除く。)について記載をし、これにつき持株会社整理委員会の決定指令によりこれらの事項を記載した企業再編成計画書を作成したときは、企業再建整備法第十條、第十三條、第二十三條、第二十八條第一項、第三項及び第四項、第二十九條、第二十九條の二第二項、第二十九條の五、第二十九條の七、第三十一條乃至第三十三條、第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項並びに第三十四条の六の規定は、当該指定会社に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「持株会社整理委員會二、「答辯書一」とある

第三條 指定特別經理株式会社の資産
であつて先取特権、質権又はは
当権の目的物であるものが企業
建整備法第十條第一項又は第二
の規定により第二会社に出资又
譲渡せられる場合において、第
二会社が二以上あるときは、一
第二会社が出資又は譲渡を受け
資産の上に存する先取特権、質
又は抵當権は、決定整備計画に
のある場合に限り、同條第一項
規定により他の第二会社が承継
た債務は対する關係において、
該資産については、消滅するも
とする。

別經理株式会社の資産の上に存する光取特権、質権又は抵当権と第二会社に承継せられた債務との間及び存続する指定特別經理株式会社の債務と第二会社に出資又は譲渡せられた資産の上に存する光取特権、質権又は抵当権との間につき、これを準用する。

前二項の規定により先取特権、質権又は抵当権が消滅する場合における変更又は抹消の登記又は登録の手続については、命令で特別の定をすることができる。

第四條 持株会社整理委員会の指定する指定特別經理株式会社は、その指定の日から企業再編成計画の承認又は作成の決定指令のある日までの間、金銭債権の債務者に対して当該債権の弁済をすることができない。但し、第三項前段の規定により指定特別經理株式会社から申請のあつた場合には、当該指定特別經理株式会社は、遅延に因る損害賠償の責任を免がれることはない。

前項の規定は、同項の規定による指定の日以後生じた債権、國又は都道府県その他の地方公共團体に対する公租公課、給料その他の定期的給與の債権、担保権のある債権及び持株会社整理委員会の許可した債権については、これを適用しない。

第一項の規定による指定は、指定特別經理株式会社が、取締役の決議により、○經濟力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定による指定があつたことに因り、債

又は債務超過若しくは支拂不能に陥る虞
疑があると認めて、当該事情を詳
細に記載した書類を添えて、持株
会社整理委員会に申請した場合に
おいて、これをすることができ
る。指定特別經理株式会社に対し
て十万円以上の債権を有する者が
申請した場合も、同様である。

第一項の規定による指定は、當
該指定特別經理株式会社に對しそ
の旨を文書で通知することによ
り、これをする。

持株会社整理委員会は、第一項
の規定による指定をしたときは、
遅滞なく、その旨を公示しなけれ
ばならない。

○経済力集中排除法第九條第二
項及び第三項の規定は、前項の規
定による聽聞會に、これを準用す
る。

持株会社整理委員会は、前項に
おいて准用する○経済力集中排除
法第九條第二項の規定による異議
の申立又は意見の具申に基き、當
該指定特別經理株式会社につき債
務超過若しくは支拂不能に陥る虞
又は債務超過若しくは支拂不能の虞
疑がないと認めるときは、遅滞な
く、第一項の規定による指定を取
り消さなければならぬ。

第四項及び第五項の規定は、前
項の規定による指定の取消に、こ
れを准用する。

第五條 指定特別經理株式会社に対する監査
する。○経済力集中排除法第三條
第一号乃至第三号の規定による指定の日から企業再編成計画の承認又は作成の決定指令のある日までの間に生じた当該指定特別經理株式会社に対する事業に関する貸付金の債権者は、当該指定特別經理株式会社又は企業再建築法第十條第一項の規定により当該債権の債務を承継した第二会社の総財産について、他の債権者に先き立つて、当該債権の弁済を受ける権利を有する。

(同法二百一條ノ十三において準用する場合を含む。) 第百九十九條第一項(同法第百九十九條第一項及び第二百一條ノ六において準用する場合を含む。)又は第一百九十七條第二項に規定する書類を添附すべきときは、決定整備計画書若しくは決定指令書又はその認証ある賃本若しくは抄本を添附しなければならない。

前項に規定する会社が○経済力集中排除法第七條第三項又は企全再建築法第十七條第三項(同法第五十二條において準用する場合を含む。)若しくは第三十二條(同法第五十二條並びにこの法律の第一條第五項及び第二條において準用する場合を含む。)の規定により解散した場合における登記の手續に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

に処する者は、これを五千円以下の過料に処する。但し、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第一條第三項（同條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して管理人の承認を受けなかつたとき。

二 第四條第一項（第六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○ 黒田英雄君　只今上程せられました財閥同族支配力排除法案並びに経済力集中排除法の施行に伴う企画再建整備法の特例等に關する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず財閥同族支配力排除法案についてその内容を簡単に御説明を申上げます。終戦以來經濟民主化を図るために財閥解体に関する一連の措置が採られておつたのでありまするが、政府はこの度財閥同族の經濟的支配を目的としてしまする封建的な人間結合を排除しまして、財閥解体の本旨を具現して、以て民主的且つ健全なる經濟の発達を図る質疑が行われたのでありまするが、要するに外形的の標榜形式に囚われる事なく、十分実情を糾してその選択に誤りなきことを期するようについ

下食料品といふ)の適正な配給に
関する事務を行うことを目的とす
る。

食料品配給公團は、法人とす
る。

第二條 食料品配給公團は、主たる
事務所を東京都に置く。

食料品配給公團は、主務大臣の
認可を受けて、配給に関する業務
を行ふため必要の地に從たる事務
所を設けることができる。

第三條 食料品配給公團の基本金
は、四千万円とする。

前項の基本金は、政府が全額こ
れを出資しなければならない。

食料品配給公團の運営資金は、
必要があるときには、復興金融金
庫から借り入れるものとする。
第四條 食料品配給公團は、定款を
以て、左の事項を規定しなければ
ならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事
項

第七條 食料品配給公團でない者
は、食料品配給公團なる名稱又は

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定
本部総務長官の認可を受けて、こ
れを変更することができる。

第五條 食料品配給公團は、政令の
定めるところにより、登記しなけ
ればならない。

前項の規定により登記を必要と
する事項は、登記の後でなければ
これを以て第三者に对抗するこ
とができない。

第六條 食料品配給公團には、所得
税及び法人税を課さない。

前項の事項は、登記の後でなければ
これを以て第三者に对抗するこ
とができない。

第七條 食料品配給公團には、所得
税及び法人税を課さない。

前項の事項は、登記の後でなければ
これを以て第三者に对抗するこ
とができない。但し、特別の事
情に基いて、内務大臣及び大蔵大
臣の認可を受けた場合には、この
限りでない。

第八條 食料品配給公團は、臨時物
資需給調整法の失効又は經濟安定
本部総務長官の命令に因つて解散
する。

前項に定めるもの外、食料品
配給公團の解散に関して必要な時
項は、政令でこれを定める。

第九條 民法第四十四條、第五十
一條、第五十四条及び第五十七条並
びに非訟事件手続法第三十五条第
一項の規定は、食料品配給公團に
適用する。

これに類似する名称を冠するなど
ができない。

第九條 民法第四十四條、第五十
一條、第五十四条及び第五十七条並
びに非訟事件手續法第三十五条第
一項の規定は、食料品配給公團に
適用する。

監事は、食料品配給公團の業務
を監査する。

第十條 食料品配給公團に、役員と
して、総裁一人、副総裁二人以
内、理事二人以上及び監事一人以
上を置く。

し、それらの定員は、主務大臣が
これを定める。

食料品配給公團の役員及び職員
は、官吏に関する一般法令に従う
ものとする。但し、主務大臣が、

監事は、主務大臣がこれを任命す
る。

第十一條 総裁、副総裁、理事及び
監事は、主務大臣がこれを任命す
る。

第十二條 総裁、副総裁及び理事
は、定款の定めるところにより、
所の業務に関する一切の裁判上又
は裁判外の行為をする権限を有す
る代理人を選任することができます
る。

食料品配給公團の職員のうちか
ら、主たる事務所又は從たる事務
所の業務に関する一切の裁判上又
は、これによるものとする。

第二章 役員及び職員

第一項の規定は、食料品配給公團に
適用する。

第十三條 食料品配給公團の役員及
び職員は、食料品の生産、精製、
保管、輸送、加工若しくは貿易を
行い、食料品配給公團を代表
し、総裁を補佐して食料品配給公
團の業務を掌理し、総裁に事故の
あるときにはその職務を代理し、
総裁が欠員のときにはその職務を
行う。

第十四條 食料品配給公團の役員及
び職員は、これを官吏その他の政
府職員とする。

総裁たる者は、農林次官と同級
又はこれと同格とし、その他の役
員たる者は、一般又はこれと同格
とし、職員たる者は、一般、二級
若しくは三級又はこれらと同格と
する。

前項第三号の指定は、經濟安定

本部総務長官の定める條件に基く
主務大臣の認可を受けなければな
らない。

第十五條 食料品配給公團は、經濟
安定本部総務長官の定める割当計
画及び配給手続並びにこれらに関
する指示に基き、主務大臣の監督
に従い、左の業務を行ふ。

第一 物價廳の定める價格による國
内產食料品及び輸入食料品の一
手買取及び一手賣渡
二 食料品の保管、輸送、加工及
び検査

三 食料品の販賣業者の指定
四 第一号及び第二号の事業に附
帶する業務

前項第三号の指定は、經濟安定

本部総務長官の定める條件に基く
主務大臣の認可を受けなければな
らない。

第十六條 食料品配給公團は、業務
開始の際、業務の方法を定めて、

経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとすると同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十七條 食料品配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様であらう。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十八條 食料品配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 食料品配給公團は、前條の各期ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎期経過後二箇月以内に、これを経済

安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は前項の承認を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十九條 食料品配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様であらう。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

食料品配給公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し且つこれを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 会計

食料品配給公團は、經済安定本部総務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剩余金を國庫に納付しなければならない。

食料品配給公團は、帳簿、書類その他必要な物件を記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

第二十條 経済安定本部総務長官は、割当計画及び配給手続に関する。

第三十一條 食料品配給公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、食料品の適正な配給を確保するため必要なときには、食料品配給公團に対して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

主務大臣は、食料品の適正な配給を確保するため必要があると認められたときには、食料品配給公團に對して、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に基いて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときには、食料品配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

前項の規定により使用料が定められたときには、食料品配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を起えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

前項の規定により、當該官吏に臨機検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第二十二條 食料品配給公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

主務大臣は、食料品配給公團に對して、當該施設を食料品配給公團に貸與することを命ずることができる。

有に屬する施設の全部又は一部を示す証票を携帯させなければならない。

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所

主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、食料品配給公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大蔵大臣を含む管理者に對して、當該施設を食料品配給公團に貸與することを命じ、又は求める

ことができる。

前項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて、適正にこれを定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときには、食料品配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を起えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

第二十三條 主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対しても、當該会社の所主務大臣は、食料品配給公團の業務を行なうため必要があると認めたときには、第三十二條

主務大臣は、食料品配給公團の業務を行つたため必要があると認めることには、第三十二條第一項の規定により解散する会社の清算人

に對して、当該会社が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を食料品配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、食料品配給公團は、同項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に對して、正當な補償を支拂わなければならぬ。

主務大臣は、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、食料品配給公團が賃借した施設を管理することに關し、又は必要があると認めるときには、保険を附する等の措置を食料品配給公團にとらしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の規定の実施について、食料品配給公團又は關係各大臣を含む關係者に対し

て、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役

又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした食料品配給公團の役員又は職員は、これを五

年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第二十六條 第十五條第一項に規定しない

業務を行つた場合

第二十七條 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

一 第十五條第一項に規定しない

他の從業者がその法人又は人の業務に關して二十四條の違反行為をなしたときは、行為者を罰する。外、その法人又は人に對して同様の罰金刑を科する。

第三十三條 政府は、設立委員会をして、食料品配給公團の設立に関する事務を處理させる。

第三十四條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十五條 基本金の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を食料品配給公團の總裁に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けたときには、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

食料品配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までにないした行為に対する罰則の適用及び

食料品配給公團の清算に關しては、この法律は、その後もなおその効力を有する。

第三十六條 食料品配給公團でない者でこの法律施行の際現に食料品配給公團なる名稱又はこれに類似する名稱を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

第三十二條 食料品配給公團が成立したときには、別表に掲げる会社は、解散する。

前項の規定により解散した会社

の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

日本アミノ酸株式会社
日本砂糖株式会社
岩手味噌醤油統制株式会社
青森味噌醤油統制株式会社
秋田醤油味噌統制株式会社
山形醤油味噌統制株式会社
宮城味噌醤油統制株式会社
福島醤油味噌統制株式会社
富山醤油味噌統制株式会社
福井醤油味噌統制株式会社
山梨味噌醤油統制株式会社
岐阜味噌醤油統制株式会社
愛知味噌醤油統制株式会社
長崎醤油味噌統制株式会社
佐賀味噌醤油統制株式会社
宮崎味噌醤油統制株式会社
鹿児島醤油味噌統制株式会社
茨城味噌統制株式会社
栃木味噌統制株式会社
群馬味噌統制株式会社
埼玉味噌統制株式会社
千葉味噌統制株式会社
東京味噌統制株式会社

神奈川味噌統制株式会社
新潟味噌統制株式会社

石川味噌統制株式会社
長野味噌統制株式会社

静岡味噌統制株式会社
滋賀味噌統制株式会社

大阪味噌統制株式会社
京都味噌統制株式会社

奈良味噌統制株式会社
和歌山味噌統制株式会社

鳥取味噌統制株式会社
島根味噌株式会社

岡山味噌統制株式会社
山口味噌統制株式会社

徳島味噌統制株式会社
香川味噌統制株式会社

愛媛味噌統制株式会社
高知味噌統制株式会社

福岡味噌統制株式会社
大分味噌統制株式会社

茨城醤油統制株式会社
栃木醤油統制株式会社
群馬醤油統制株式会社
埼玉醤油統制株式会社
東京醤油統制株式会社

神奈川醤油統制株式会社
新潟醤油統制株式会社

石川醤油統制株式会社
長野醤油統制株式会社

静岡醤油統制株式会社
滋賀醤油統制株式会社

大阪醤油統制株式会社
京都醤油統制株式会社

奈良醤油統制株式会社
和歌山醤油統制株式会社

鳥取醤油統制株式会社
島根醤油統制株式会社

岡山醤油統制株式会社
山口醤油統制株式会社

徳島醤油統制株式会社
香川醤油統制株式会社

愛媛醤油統制株式会社
高知醤油統制株式会社

福岡醤油統制株式会社
大分醤油統制株式会社

油糧配給公團法案

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平 恒雄

油糧配給公團法案

第一章 総則

第一條 油糧配給公團は、經濟安定部総務長官の定める割当計画及び配給手続に従い、命令で定める

油脂、油脂原料、油かす等（以下「油糧」という。）の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

第二條 油糧配給公團は、主たる事務所を東京都に置く。

第三條 油糧配給公團の基本金は、一千円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

第六條 油糧配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

前項の運営資金は、政府が全額これを出資しなければならない。

第五條 油糧配給公團は、登記の後でなければ、これ以て第三者に対抗することができない。

第六條 油糧配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

前項の運営資金は、政府が全額これを出資しなければならない。

第七條 油糧配給公團は、臨時物資

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

第五條 油糧配給公團は、政令の定めるとところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これ以て第三者に対抗することができない。

第六條 油糧配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

前項の運営資金は、政府が全額これを出資しなければならない。

第七條 油糧配給公團は、臨時物資

需給調整法の失効又は經濟安定本部総務長官の命令に因つて解散する。

前項に定めるもの外、油糧配給公團の解散に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條 油糧配給公團でない者は、油糧配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十一条、第五十四条及び第五十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、油糧配給公團にこれを適用する。

第二章 役員及び職員

第十條 油糧配給公團に、役員として、総裁副総裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

総裁は、油糧配給公團を代表し、第十五条の規定に基き、その業務を總理する。

副総裁は、定款の定めるところにより、油糧配給公團を代表し、第十五条の規定に基き、その業務を總理する。

第六條 油糧配給公團は、定款の定めるところにより、油糧配給公團を代理し、総裁が

前項に定めるところにより、油糧配給公團を代理し、総裁が

よつて國会法第八十三條により送付
する。

昭和二十二年十二月九日

には、油糧配給公團に對して報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、當該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帶させなければならぬ。

第二十一條 油糧配給公團は、その役員及び職員に対し、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、油糧配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときは、これを解任することができる。

經濟安定本部総務長官は、油糧

配給公團の役員が油糧配給公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十三條 主務大臣は、油糧配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、帝國油糧株式会社の清算人に対して、當該会社の所有に属する施設の全部又は一部を油糧配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、油糧配給公團の業務を行つたため必要があると認めるときには、帝國油糧株式会社の清算人に対して、當該会社が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を油糧配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、油糧配給公團は、同項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に對して、正当な補償を支拂わなければならない。

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした油糧配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第六章 刑則

主務大臣は、前各項の規定の実施について、油糧配給公團又は関係各大臣を含む關係者に對して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第二十七條 前三條の罪を犯した者は、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に關して第二十四條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して、油糧配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第三十條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十一條 この法律は、昭和二十九年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその効力を失う。

第三十二條 この法律は、前項の時に解散する。但し、その時までになし得た行爲に對する罰則の適用及び油糧配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその

前項の規定により使用料が定めて、適正にこれを定めるものとす。

前項の規定により使用料が定められたときには、油糧配給公團は、第十九條第十一項に定められたる責任があるも

主務大臣は、油糧配給公團が貸借した施設を管理することに關し、又は必要があると認めるときには、保険を付する等の措置を油糧配給公團にとらしめることに關する。

油糧配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになし得た行爲に對する罰則の適用及び油糧配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその

理人を選任することができる。

第十三條 飼料配給公團の役員及び職員は、飼料の生産、保管、輸送、加工若しくは販賣を業とする

会社の株式を所有し、又はこれららの会社その他の企業の業務に從事し、若しくはその営業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 飼料配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

総裁たる者は、農林次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

飼料配給公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めたときは、これによるものとする。

第三章 業務

第十五條 飼料配給公團は、經濟安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続並びにこれらに関する

る指示に基き、主務大臣の監督に従い、左の業務を行う。

一 物價廳の定める價格による飼料の一手買取及び一手賣渡

二 飼料の保管、輸送及び加工

三 飼料の販賣業者の指定

四 第一号及び第二号の事業に附帯する業務

前項第三号の指定は、經濟安定本部總務長官の定める條件に基く主務大臣の認可を受けなければならぬ。

第十六條 飼料配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。

第十七條 飼料配給公團は、前項各期ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎期經濟安定本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

第十八條 飼料配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分け

る。

第四章 会計

第十九條 飼料配給公團は、前項の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行なうときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行なうときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行なうときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行なうときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行なうときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官にはからなければならぬ。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

第五章 監督及び成績

經濟安定本部總務長官は、その監督を行なうときには、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第六章 罰則

前項の規定により、當該官吏に臨檢検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第七章 附則

經濟安定本部總務長官は、前項は、割当計画及び配給手続に関する限り、飼料配給公團を指導監督する。

經濟安定本部總務長官は、飼料の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、飼料配給公團に対して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行なうときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えておかなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書についても、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の規定によると認めるところに記載し、会計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

飼料配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の規定により、當該官吏に臨檢検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第八章 罰則

前項の規定により、當該官吏に臨檢検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

第九章 附則

經濟安定本部總務長官は、前項の規定によると認めるところに記載し、会計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

を確保するため必要があると認めるとときには、飼料配給公團に対して、經濟安定本部總務長官の定めた割当計画及び配給手続に基いて監督上必要な命令をなすことができる。

前項の規定によると認めるところに記載し、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の規定によると認めるところに記載し、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第二十二条 主務大臣は、飼料配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部総務長官は、飼料配給公團の役員が飼料配給公團の目的及び業務に關して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十三条 主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、日本飼料株式会社の清算人に対する施設の全部又は一部を飼料配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行つたため必要があると認めるときには、日本飼料株式会社の清算人に対する施設の全部又は一部を飼料配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行つたため必要があると認めるときには、從來飼料の配給、保管又は加工の用に供されていた施設を飼料配給公團に必要なものの所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、当該施設を命じ、又は求めることがある。

前項の場合における施設の使用料は、經濟安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて、適正にこれを定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときには、飼料配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、經濟安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を貯借するものとする。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行つたため必要があると認めるときには、日本飼料株式会社の清算人に対する施設の全部又は一部を飼料配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、その違反行為をなしの飼料配給公團の役員又は職員は、これを五年以内に開業又は占有している物資又は資材の全部又は一部を飼料配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行つたため必要があると認めるときには、從來飼料の配給、保管又は加工の用に供されていた施設を飼料配給公團に必要なものの所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、当該施設を命じ、又は求めることがある。

主務大臣は、飼料配給公團が貸借した施設を管理することに關し、又は必要があると認めるときには、保険を附する等の措置を飼料配給公團にとらめることに関し、監督を怠らない責任があるものとする。

前項の規定により使料が定められたときには、飼料配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、經濟安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を貯借するものとする。

主務大臣は、飼料配給公團の実務を行つて、飼料配給公團又は關係各大臣を含む関係者に対する迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第二十六条 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

飼料配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までにないた行為に対する罰則の適用及び制裁について、飼料配給公團の清算に關しては、この法律は、その後もなおその年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条 前三條の罪を犯した者は、懲役に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十四条の違反行為を行なったときには、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第二十九条 第八條の規定に違反して飼料配給公團なる名稱又はこれに類似する名稱を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第三十条 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十二条 この法律は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

三年四月一日又は經濟安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

飼料配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までにないた行為に対する罰則の適用及び制裁について、飼料配給公團の清算に關しては、この法律は、その後もなおその年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十三条 飼料配給公團が成立したときには、日本飼料株式会社は、解散する。

前項の規定による日本飼料株式会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

第三十四条 政府は、設立委員会の事務を處理させる。

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行

上必要アリト認ムルトキハ地方食

糧營團又ハ日本甘諸馬鈴薯株式會

社若ハ日本澱粉株式會社ノ清算人

ニ對シ當該營團又ハ會社ノ所有シ

又ハ占有スル資材ノ全部又ハ一部

ヲ食糧配給公團ニ譲渡シ又ハ引渡

スペキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタルトキハ食糧配

給公團ハ同項ノ資材ノ譲渡又ハ引

渡ノ日ヨリ一箇月以内ニ關係者ニ

對シ正當ナル補償ヲ支拂フコトヲ

要ス

農林大臣ハ經濟安定本部總務長官

ノ承認ヲ受ケ前項ノ補償ニ關シ必

要ナル規程ヲ定メタル後ニ非サレ

バ第四項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲ス

コトヲ得ズ

農林大臣ハ食糧配給公團ノ貸借シ

タル施設ヲ管理シ又ハ必要アリト

認ムルトキハ保險ヲ附スル等ノ措

置ヲ食糧配給公團ヲシテ探ラシム

外ルニ付監督ヲ怠ラザル責任ヲ負フ

モノトス

農林大臣ハ前各項ノ規定ノ實施

ニ關シ食糧配給公團又ハ關係者名

大臣ヲ含ム關係者ニ對シ必要ナル

措置ヲ命ジ又ハ求ムルコトヲ得

第三十一條中「五萬圓」を「十萬圓」

に改める。

第三十二條ノ二 第三十條ノ七第一

項、第二項又ハ第四項ノ規定ニ依ル

命令ニ違反シタル者ハ五年以下ノ

懲役又ハ五萬圓以下の罰金ニ處ス

第三十二條ノ三 左ノ場合ニ於テハ

其ノ違反行為ヲ爲シタル食糧配給

公團ノ役員又ハ職員ハ五年以下ノ

懲役又ハ五萬圓以下の罰金ニ處ス

公團ノ役員又ハ職員ハ五年以下ノ

懲役又ハ五萬圓以下の罰金ニ處ス

一 第二十八條第一項ニ規定スル

業務以外ノ業務ヲ行ヒタル場合

二 第三十條ノ四第一項(同條第

四項ニ於テ準用スル場合ヲ含

ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ

タル場合

第三十二條中「一萬圓」を「三萬圓」

に改める。

第三十三條 本法ノ規定ニ依ル報告

ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ

本法ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏

員ノ検査ヲ拒ミ、妨ダ若ハ忌避シ

タル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬

圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條ノ二 第十三條第一項ノ

規定ニ依ル調査ノ事務ニ從事シ又

ハ從事シタル者其ノ職務ニ關シ知

得シタル人又ハ法人ノ秘密ヲ他ニ

漏泄シ又ハ徇私シタルトキハ六箇

月以下ノ懲役又ハ五千圓以下の罰

金の規定は、この法律施行後(附則

金ニ處ス虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ

偽計若ハ威力ヲ用ヒテ同項ノ規定

ニ依ル調査ヲ妨ダタル者亦同ジ

第三十四條 第三十一條乃至第三十

三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ

因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ

得

第三十五條中「千圓」を「一萬圓」に

改め、第三号を削る。

第三十六條 削除

第三十七條中「第三十二條、第三

十四條迄、第三十一條ノ二、第三十

二條、第三十三條」に改める。

第三十八條乃至第四十一條 削除

第四十二條中「第十四條第三項」を

「第二十一條」に「食糧營團」を「食糧

配給公團」に、「千圓」を「一萬圓」に

改める。

第四十三條 削除

立委員は、遲滞なく基本金の拂込

を請求しなければならない。

第五條 基本金の拂込があつたとき

は、設立委員は、遲滞なくその事

務を食糧配給公團の總裁に引き継

がなければならぬ。

第六條 食糧配給公團が成立したと

きは、日本甘諸馬鈴薯株式會社及

び日本澱粉株式會社は、その成立

の日に解散する。

第七條 食糧配給公團が成立したと

きは、日本甘諸馬鈴薯株式會社及

び日本澱粉株式會社は、その成立

第六條第一項の規定により存続す

る地方食糧營團については、改正前の第四

條、第十四條、第二十九條乃至第

第二項の規定により効力を有する

改正前の規定の失効後も、なおそ

の効力を有する。

第三條 農林大臣は、設立委員を命

じて、食糧配給公團の設立に関する事務を處理させる。

第四條 設立委員は、定款を作成し

て、農林大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

第五條 基本金の拂込があつたとき

は、設立委員は、遲滞なくその事

務を食糧配給公團の總裁に引き継

がなければならぬ。

第六條 食糧營團は、清算の目的の

範囲内においては、その清算の結

了するまでなお存続するものとみ

なす。

第七條 食糧營團が成立したと

きは、前條第一項の規定により存

続する地方食糧營團は、その成立

の日に解散する。

第八條 食糧配給公團が成立したと

きは、日本甘諸馬鈴薯株式會社及

び日本澱粉株式會社は、その成立

の日に解散する。

第九條 大藏大臣及び農林大臣は、

食糧配給公團の業務開始の日に、

地方食糧營團、日本甘諸馬鈴薯株

式會社及び日本澱粉株式會社を閉

鎖機関令による閉鎖機關に指定し

なればならない。

食糧營團について、改正前の第四

條、第十四條、第二十九條乃至第

二十八條、第二十九條において準

用する第十五條第三項、第十七

條、第十九條第三項、第二十條、第

二十一條及び第二十三條並びに第

三十條の規定は、この法律施行後

も、なおその効力を有する。

第十條 日本甘諸馬鈴薯株式會社及

び日本澱粉株式會社は、閉鎖機

機關令による閉鎖機關に指定し

なればならない。

第十一條 政令の定めるところにより、

その解散の際ににおける剰余金を食

糧配給公團に納付しなければならない。

前項の規定による納付金は、法人税法による所得の計算上これを益金に算入しない。

第十一條 食糧配給公團でない者
この法律施行の際現に食糧配給公團又はこれに類似の名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月限り、第四十二條の規定を適用しない。

〔補見義男君 登壇、拍手〕
只今謹題となりました
四つの法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

これらの法案は、御承知のごとく食料品、油糧、飼料及び食糧についてそれが從來の統制方式を廢し、新たに公的機関により、政府責任体制の確立への切換を目的としたものであります。委員会はあらゆる角度から又詳りに亘つて慎重審議をいたしたのであります。いろいろの問題はござりますけれども、現在の我が國の國情並びに食糧事情からいたしまして、その制定亦止むを得ざるものと認め、即ち討論を省略

し、採決をいたしましたところ、各委員の全会一致の同意を以ちまして、本四法案は可決すべきものと認めた次

第でございます。以上委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより……〔議長、議事進行について「と呼ぶ者あり」〕

○議長(松平恒雄君) 四案の採決をいたします。四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕
これにて散会いたします。(拍手)

午後十一時五十七分散会

西園寺公一君	羽仁 五郎君	竹下 豊次君	駒井 謙平君	谷口禪三郎君	楠竹 春彦君
岩間 正男君	栗柄 越夫君	木下 長雄君	油井賢太郎君	岡田喜久治君	西川 勝竹春彦君
九鬼紋十郎君	玉置吉之丞君	高橋龍太郎君	佐藤 尚武君	石川 一衛君	小堀 哲夫君
田村 文吉君	小林米三郎君	山本 勇造君	野田 俊作君	鈴木 順一君	平野善治郎君
波多野林一君	高瀬莊太郎君	田中耕太郎君	梅原 氏隆君	入交 太藏君	田口政五郎君
山下 義信君	宿谷 榮一君	村上 義一君	千葉 信君	小林 勝馬君	高橋 啓君
岡本 愛祐君	安部 定君	大野 幸一君	内村 清次君	カニエ邦彥君	深川ダマエ君
高田 寛君	久松 定武君	中平常太郎君	木村慶八郎君	木内 キヤウ君	高良 とみ君
島津 忠彦君	中川 以良君	下條 恭兵君	梅津 錦一君	原口忠次郎君	竹中 七郎君
小野 哲君	小川 久義君	山崎 伸君	赤松 喜平君	藤森 順治君	深川榮左三門君
鈴木 直人君	山崎 伸君	西郷吉之助君	金子 洋文君	星 一君	水橋 藤作君
青山 正一君	鈴井 丙午君	河崎 ナツ君	河崎 ナツ君	三木 治朗君	田中 利勝君
藤井 始君	三好 始君	加賀 操君	藤井 新一君	浅井 一郎君	橋上 保君
市來 乙彦君	市來 乙彦君	服部 敦一君	岡村文四郎君	大島 定吉君	伊東 隆治君
伊達源一郎君	伊達源一郎君	来馬 琢道君	佐伯卯四郎君	村尾 重雄君	鈴木 清一君
松村貞一郎君	松村貞一郎君	姫井 伊介君	大山 安君	岩崎正三郎君	齋 武雄君
伊藤 保平君	伊藤 保平君	来馬 琢道君	木下 潤吾君	鈴木 哲夫君	佐々木鹿藏君
町村 繁貴君	町村 繁貴君	木下 潤吾君	門田 定藏君	鬼丸 義齋君	稻垣平太郎君
藤野 繁雄君	藤野 繁雄君	到君 宇都宮 登君	井上なつゑ君	岩木 仁蔵君	岡田 宗司君
飯田精太郎君	飯田精太郎君	山内 順一君	椎井 康雄君	北村 一男君	森下 政一君
赤木 正雄君	赤木 正雄君	石川 準吉君	岩木 月洲君	中井 光次君	木内 四郎君
柏木 庫治君	柏木 庫治君	原 虎一君	河野 正夫君	櫻内 辰郎君	川村 松助君
岩男 仁蔵君	岩男 仁蔵君	羽生 三七君	椎井 康雄君	北村 一男君	加藤常太郎君
岡部 常君	岡部 常君	岩木 月洲君	林屋繁次郎君	大内 四郎君	西川 昌夫君
新谷寅三郎君	新谷寅三郎君	島田 千壽君	若木 勝藏君	北村 一男君	川村 松助君
岡元 譲人君	岡元 譲人君	河野 正夫君	島 清君	鷹岡 信夫君	荒井 八郎君
河井 順八君	河井 順八君	太田 敏兒君	若木 勝藏君	伊藤 修君	西川甚五郎君
下條 康勝君	下條 康勝君	結城 安次君	島 清君	吉川末次郎君	鈴木 安孝君
栗山 良夫君	栗山 良夫君	渡邊 善吉君	若木 勝藏君	佐佐 弘雄君	大屋 肇三君
佐々木良作君	佐々木良作君	吉川末次郎君	島 清君	天田 勝正君	山田 佐二君

中山	藤彥君	黒田	英雄君	大藏事務官(官房長)	森永貞一郎君
寺尾	熙君	草葉	隆圓君	(大藏事務官 主秘局長)	前尾樂三郎君
柴山	政次君	大野木秀次郎君		(理財局長)	伊原 隆君
遠山	内市君	板谷 順助君		(大藏事務官 銀行局長)	受知 梅二君
今泉	政喜君	松野 嘉内君		(理財局長)	原生事務官 保險局長
黒川	武雄君	玉屋 喜章君		(大藏事務官 運輸局長)	宮崎 太一君
松船	喜作君	總川 賴貞君		(農林次官)	篠山茂太郎君
一松	政二君	大隅 憲三君		農林政務次官	井上 良次君
深水	六郎君	平岡 市三君		商工政務次官	富吉 葵二君
仲子	隆君	尾形六郎兵衛君		商工事務官	松田 太郎君
境野	清難君	小野 光洋君		(絲務局長)	田中源三郎君
團	伊能君	中川 幸平君		運輸政務次官	
重宗	雄三君	西山 龜七君			
木綱三四郎君		大隈 信幸君			
橋本萬右衛門君		池田七郎兵衛君			
左藤 義詮君					
平沼彌太郎君					
國務大臣	片山 齊君				
内閣總理大臣					
内務大臣	木村小左衛門君				
大蔵大臣	栗柄 趙夫君				
司法大臣	鈴木 義見君				
文部大臣	齊戸 長男君				
厚生大臣	一松 定吉君				
國務大臣	和田 博雄君				
政府委員					
内閣官房次長	瀧川 末一君				
内務政務次官	長野 長廣君				
大藏政務次官	小坂善太郎君				

音書另外 嘉和二十二年十一月十日 參議院會議錄第六十六号

〇三三